

令和8年 3月10日開会

令和8年 3月23日閉会

(定例第2回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

告 示	1
応招議員	1

第1号（3月10日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
9番 藤田枝里香議員	6
5番 高月 義夫議員	21
10番 松田規久夫議員	36
2番 西本 篤史議員	48
1番 落合 祥二議員	61
7番 瀬石 公夫議員	77
延 会	89
署 名	90

第2号（3月11日）

議事日程	91
本日の会議に付した事件	93
出席議員	95
欠席議員	95
事務局出席職員職氏名	95
説明のため出席した者の職氏名	95
開 会	96
会議録署名議員の指名	96
一般質問	96
4番 守田 達也議員	96
6番 高見 英夫議員	109
議案第2号	125
議案第3号	126
議案第4号	126
議案第5号	126
議案第6号	126
議案第7号	126
議案第8号	126
議案第9号	127

議案第10号	127
議案第11号	127
議案第12号	127
議案第13号	127
議案第14号	127
議案第15号	127
議案第16号	127
議案第17号	127
議案第18号	127
議案第19号	127
議案第20号	127
議案第21号	127
議案第22号	127
議案第23号	127
議案第24号	127
議案第25号	127
散 会	138
署 名	139

第3号 (3月23日)

議事日程	140
本日の会議に付した事件	142
出席議員	144
欠席議員	145
事務局出席職員職氏名	145
説明のため出席した者の職氏名	145
開 会	146
会議録署名議員の指名	146
議案第3号	147
議案第4号	147
議案第5号	147
議案第6号	147
議案第7号	147
議案第8号	153
議案第9号	153
議案第10号	153
議案第11号	153
議案第12号	153
議案第13号	153
議案第14号	153
議案第15号	153
議案第16号	153
議案第17号	153
議案第18号	153
議案第19号	153
議案第20号	153
議案第21号	153
議案第22号	153
議案第23号	153
議案第24号	153
議案第25号	153

議案第 26 号	161
議案第 27 号	161
議案第 28 号	162
議案第 29 号	162
議員提出議案第 1 号	166
議員派遣について	167
閉 会	168
署 名	169

田布施町告示第7号

令和8年第2回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和8年2月24日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和8年3月10日

2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

○3月11日に応招した議員

落合 祥二議員	西本 篤史議員
谷村 善彦議員	守田 達也議員
高月 義夫議員	高見 英夫議員
瀬石 公夫議員	小中 進議員
藤田枝里香議員	松田規久夫議員
内山 昌晃議員	南 一成議員

○3月23日に応招した議員

落合 祥二議員

西本 篤史議員

谷村 善彦議員

守田 達也議員

高月 義夫議員

高見 英夫議員

瀬石 公夫議員

小中 進議員

藤田枝里香議員

松田規久夫議員

内山 昌晃議員

南 一成議員

○応招しなかった議員

なし

令和8年3月10日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和8年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 議員派遣
- 日程第4 一般質問

出席議員(11名)

1番	落合 祥二議員	2番	西本 篤史議員
3番	谷村 善彦議員	4番	守田 達也議員
5番	高月 義夫議員	6番	高見 英夫議員
7番	瀬石 公夫議員	9番	藤田枝里香議員
10番	松田規久夫議員	11番	内山 昌晃議員

12番 南 一成議員

欠席議員（1名）

8番 小中 進議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書 記	弘津 考一君
書 記	穂枝美乃里君	書 記	稲木 陽君
書 記	羽山 齊克君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
企画財政課長補佐	河本 昭君	税 務 課 長	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	竇城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	松葉 譲児君
教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君	社会教育課長	福田 幸治君
会 計 室 長	江良 和美君	代表監査委員	内田 勝己君

午前9時00分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） ただいまから、令和8年第2回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、小中進議員より欠席届が提出されておりますので報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、西本篤史議員、高見英夫議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は3月23日までの14日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、内田代表監査委員に出席を求めています。

例月出納検査の報告を求めます。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田 勝己君） 瀬石議員と共に実施いたしました例月出納検査について、御報告申し上げます。

令和7年12月、令和8年1月及び2月末における一般会計、特別会計、下水道事業会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であることを認めましたので、御報告申し上げます。

以上です。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告をします。

1 2月定例会以降の議員派遣は3件で、タブレットに記載した文書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。藤田枝里香議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） おはようございます。藤田枝里香です。今日で今回でちょうど1年たちます。まちづくりに関わらせていただいて、いろいろ見させていただき、御意見させていただきました。感慨深いです。今回もよろしくお願いたします。

質問方式一問一答で、答弁は町長と教育長にお願いいたします。

3Rの取組をまちぐるみで一循環型社会の実現に向けてということで、現代社会では資源の枯渇や廃棄物の処理が深刻な課題となっており、大量生産・大量消費のままでは近い将来に行き詰まると考えられています。社会的解決を目指す国際的な目標SDGsの期限は2030年。それまであと4年しかありません。本町でも3R、リデュース・ごみを減らす、リユース・再利用する、リサイクル・資源化するの具体的なアクションが急務ではないでしょうか。そこで4点質問いたします。

1点目、段ボールやアルミ缶などをいつでも持ち込めて、資源がぬれずに回収できる町の公式の資源ごみ回収ステーションを町内にどこか1か所、防災広場などに設置をはいかがでしょうか。

2点目、公共施設などに気軽にリユースできる棚やラックの設置をはいかがでしょうか。保育施設にはお下がり服、公民館などには食器と本など、小中学校には制服をいつでも校舎内で譲り合える一角、自転車のリユースのスペースをつくれませんか。

3点目、粗大ごみ減量に有効な地元の掲示板「ジモティー」というサービス。要らなくなったものを写真に撮って専用サイトに出品し、商品を手渡しするのがジモティーの仕組みです。送料も手数料もかかりません。ジモティーと協定を結んでホームページなどで啓発をはいかがでしょうか。

4点目、家庭ごみの約4割を占める生ごみ対策として、コンポストや生ごみ乾燥機の購入費補助、

生ごみ減量化の啓発をしてはいかがでしょうか。

施設を新設しなくても、今ある場所と家庭の知恵をつなぐことで、大きな減量効果が生み出せると思います。この問題にいつまでも手をつけないわけにはいかないと思います。2030年のその先を見据え、町が本気で資源循環の仕組みを整えることで、町民一人一人の意識を変え、ごみの減量化と物の循環による暮らしよい田布施になるよう取り組んではいかがでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

まず、1点目の資源ごみ回収ステーションの設置についてでございます。

段ボールやアルミ缶などをいつでも持ち込め、雨にぬれずに回収できる資源ごみ回収ステーションを防災広場等に設置してはどうかという御提案でございます。

全国で申しますと生駒市や小平市のように、常設型の資源ごみ回収ボックスを設置し、住民の利便性向上や資源回収量の増加につなげている事例があることは承知いたしております。

こうした施設を設置するに当たりましては、設置場所の確保、地域住民の理解、管理体制の確立、美観や不法投棄対策、コスト・効果のバランスといった面も総合的に勘案する必要があります。

御提案の防災広場への設置につきましては、現在、国の緊急防災・減災事業の防災拠点広場として整備しているさなかでございますので、今というわけにはいきませんので、また考えさせていただきたいと思っております。

今後、ほかの自治体の事例や町内の適地、管理方法などを含めて検討させていただきます。

次に、2点目の公共施設におけますリユース棚・ラック棚の設置について、保育園、公民館、小中学校それぞれの場所に適した物品のリユーススペースなどを設けてはという御提案でございます。

まず、私から、保育施設についてお答えし、後ほど教育長から、公民館や小中学校における対応についてお答えをさせていただきます。

議員が申されましたお下がりボックスとかリユースイベントなど、費用をかけずに地域住民の参加を促すことは大変参考になるというふうに思います。

具体化には、各施設のスペースの確保、管理負担面、衛生面・安全面の確保、ルールづくり、保育現場との調整など、検討が必要なものもございます。ほかの自治体の運用方法や町内の保育園の状況等も踏まえながら、今後検討してまいります。

次に、3点目の粗大ごみの減量に有効なジモティーと協定を結び、町ホームページ等で啓発してはどうかとの御提案でございます。

議員御紹介でございますが、自治体専用ページを活用し、北見市では818品目中800品がリユースされるなど、非常に高い効果を得ているということも聞いています。

また、お隣の光市でも民間事業者と連携した「ジモティースポット光」が開設をされておりまして、地域のリユース拠点として機能しているというふうに聞いております。

このジモティーとの協定は、議員御指摘のように、自治体の費用負担なく締結できると伺っておりますので、粗大ごみ減量の一つの方法として有効と考えておりますので、本町といたしましても、協定の内容や運用方法、町民の周知の在り方について情報収集を行い、導入に向けて検討してまいります。

最後に4点目の生ごみ対策、コンポスト・生ごみ乾燥処理機についてでございますが、家庭ごみの約4割を占めますこうした生ごみの減量は、ごみ処理費用の抑制にもつながる重要な取組でございます。

本町では、平成3年から23年までの間、生ごみ乾燥機と処理機の補助を行ってまいりましたが、現在は制度終了となっております。こうした制度終了の理由や運用上の課題を整理して、町民ニーズやほかの自治体の状況も踏まえながら、御質問でございますので、再び補助事業としてすることができかどうか検討はさせていただきます。

なお、議員から御提示いただきました資料には、住民参加型の取組や既存施設を活用した低コストの施策など、本町にとっても参考となる事例が多数含まれております。本町としても、2030年の先を見据え、町民の皆様と一緒に循環型社会の実現に向けた取組を進めていく必要があると考えております。いただいた御提案を踏まえ、実現可能なものから順次検討し、対応を進めてまいります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 2点目のリユースに関する御質問にお答えをいたします。

議員お示しのとおり、限りある資源をできるだけ循環させながら利用し続ける社会が循環型社会であり、その実現に向けては3Rの取組がとても大切となります。

公民館などに食器や本などをリユースできるスペースを設けて取り組むことや、小中学校に児童生徒の制服、自転車のリユースをできるスペースなどを設置することなど、多くの御提案をいただきありがとうございます。

現在、公民館等におきましては、公民館まつりなどに合わせて遊休品等のバザーを実施しております。

また、学校では制服などの学用品につきましては、昨年3月議会にてお答えいたしましたように、

家庭教育支援チームの御協力を得て、教育用品のシェアリングや学校PTAバザーなどの機会を捉え、リユースなどの取組を実施しているところであります。

しかしながら、いずれの施設におきましても、年間を通していつでも譲り合えるような機会を設け管理していく上では難しい面がありますが、3Rの取組が拡充するよう検討してまいりたいと思います。

なお、自転車につきましては、安全・防犯上の問題もあり、学校での対応は難しいと考えておりまして、町長部局とも協議してまいりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） まず1点目の、資源ごみ回収ステーションの設置、現時点では防災広場への設置は今まだ整備している最中なので難しいとお答えいただきました。防災広場などへということで、役場でも保健センターでもどこか1か所あればいいのになという思いで質問させていただいたんですけれども、今、回収されている量と人口が減っていつている量を、熊南総合事務組合のほうから資料を頂きまして、どのくらいごみが減っていつているのかなというのを調べてみたんですね。そしたら平成25年から令和6年度の資料で比較したんですけれども、町の人口が12.4%減っていて、世帯が1.8%減っています。缶ごみは21.9%減っていつている、瓶が34.9%減って、段ボールも35.7%減っていると。ごみの量が人口減に対してよりはるかに減っていつているのは、とてもごみが削減されていて町民一人一人の意識がすごく高いのかなと思った反面、近年ネットショッピングが増えているので段ボールのごみが増えているのではないかなと思ったところでして、消費量のほうを、国全体なんですけれども、段ボールの出荷量を調べてみたところ、2002年から増え続けていて、2022年には109億平方メートル、横ばいになっているということだったので、どうやら町民の方が出す段ボールの量が減っているというよりは、ほかの回収に流れていつているのかなと思いました。

あとはアルミ缶のほうも、アルミ缶の消費量が減っているかを見たときに、アルミ缶リサイクル協会で見たとときに、アルミ缶販売需要量も11年連続200億缶出ていまして、田布施町だけが減っていつているのか、民間流出しているのか、ちょっとよく分からないんですけれども、ちょっと仮定を立ててみました。

田布施町の全世帯が80サイズの段ボールを週に1回排出すると仮定します。そうすると80サイズの段ボール、0.22キロ、220グラムだったんですけれども、それが52週で世帯数を掛けると78トンになりました。令和6年の回収実績は58トンだったので、20トン、ポテンシャルがあるのかもしれないと思いました。しかもそれは事業所を含まない数です。

もう一つアルミ缶が、町民の18歳から75歳の方の2人に1人、5,940人が1日で1缶、コーヒージャースか、缶チューハイかビールなどを排出していると仮定すると、32トンという計算になりました。令和6年の実績が27トンだったので、5トン、ポテンシャルがあるということになります。

回収した後、売却するときにお金が発生するんですけども、段ボールのキロ単価が7.48円、アルミ缶のキロ単価が185円なので、そのポテンシャルの分を計算しましたところ、段ボールが20トンで14万9,600円、アルミ缶が5トンなので91万9,600円というふうになったんです。合計で106万円のポテンシャルがあるという計算をしたんですけども、ちょっと素人試算なので間違っていたら申し訳ないですが、それぐらいの資源が回収できて増収できるかもしれないというところに私はちょっと、今まで何となく店頭回収に持って行っていった人が、これは町のためになるんだというふうに捨て先を、資源の回収先を変えられる仕組みができればいいなと思って質問したんですけども、資源ごみ回収ステーション、確かに防犯面であったりとか、カメラなどの設置は必要かと思うんですけども、改めてその試算を聞いてみられて、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、計算しますとそういうことになってきます。今やはりそういった価値があるものは、行政が回収しようと思っても違う業者の方がどんどん回収されたり、もうかるものはどんどん民間の方が取っていかれてしまいますので、おっしゃいますように、私もいろんな段ボールとかを出しても、これ資源として出せばええんじゃないけど、スーパーのあそこに置いたりしておりますし、アルミ缶とかしているの、だからそういう考え方をもう一回整理をしたらいいと思うんですが、日頃の生活の中で各家庭の事情もあろうと思いますので、その辺は今御提案いただきましたこと、町として公式に回収することが財源としてこういうふうにつながるし、それが資源に回収することによっていろんな施策に使えるんだということが啓発できれば非常にいいと思いますので、また参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。生ごみのコンポストや乾燥機の購入補助を過去にされていたということなんですけれども、その理由についてはこれから研究されるということだったですかね。今お答えいただける、なぜ終了してしまったのかとか、ニーズがどのぐらいあったのかというのがお分かりでしたら教えていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 処理機については、平成3年から平成17年まで補助を出しております。

平成3年の初め頃は、200とか200前後の要望があったんですけども、終わりになりますと10前後の要望になってきて、やはりニーズとしてどうかなというので廃止をしております。これが平成17年度。

それから処理機のほうは、平成12年に始めまして、当初12年が30弱、13年が50個、それから平成14年30個と来たんですけども、終わりになりますと3個前後の需要ということで、やり始めは多分、これは想定なんですけど、家庭でできて肥料にもできてということで非常にやってみたいなという人がかなりいらっしまったと思うんですけども、実際やり始めますと結構手間なんですよね。その当時、記憶にあるのは、再度普及しようと思って講習会等みたいな形で今の保健センターの前辺りでやったんですけど、ニーズとしてどこまであるかというのがなかなか把握できなくて、そのままコンポストを利用しないで畑で処理したりするほうが簡単といえば簡単ですし、その辺の形で制度として一応一旦切りをつけさせていただいたというのが現状でございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。そのような時期があったのを存じ上げなくてちょっとうれしく思ったんですけども、なのでトータルですると500ぐらいは生ごみ処理機が行き渡っているような感じですかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） トータルすると214個の補助で対応しています。金額的には335万円程度の補助金を出しております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。平成23年に終わられたということなので、今から相当10年以上前のことになると思うんですけども、今若い世代の方で、インスタグラムとかを見ていると、生ごみを減らして乾かしてから捨てるような動画も結構あるんですね。だからコンポストは確かに管理が大変なんですけれども、私も使っているのによく分かるんですが、乾燥機はお値段は結構するんですけども、臭いがしなくなるし、ごみも減るしということで導入したいと考えている若い方も多んじゃないかなと思うんですね。台数が少なくなったので制度を打ち切ったってことだったんですけども、少ない予算でも田布施はそれを応援しているよという姿勢があるといいのではないかなと思うんですけども、復活してはいただけないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 御質問いただきまして、過去のデータとかもまた見直させていただきました。今後、財源等を勘案しまして事業の効果と課題、この辺を整理いたしまして、また総合的

に判断させていただきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。

それではリユースのほうなんですけれども、昨年3月も制服のリユースのことを質問させていただきました、すぐ動いていただきましてありがとうございます。あのとき実際どのくらい集まったか教えていただけますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 昨年の3月御提案いただきまして、早速、卒業式前ということでございましたので、社会教育課のほうでちょっと実は動いていただきました。どれだけ集まったかというのはちょっと今手持ちにございませんで、またお答えさせていただければというふうに思いますけども、あのときは急でございましたので、学校主体でちょっとお願いさせていただいたというところがございます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。ちびっこまつりとかでも衣服のお下がりのコーナーがありまして、長時間、扉が開くまで並んでおられて、妊婦服から赤ちゃんの服、幼児服、小学生の服まで対象年齢が幅広くありまして、1人二袋までということではばんばんに持って帰られる方がいっぱいいらっしゃいます。とても楽しみにしておられるんですけれども、開催時期が秋というふうに限られているので、やっぱり夏服ですとか薄手の服は余りやすいんですね。だから結構余ってしまったんですけれども、これがシーズンが違えば持っていきたいというか、たくさんリユースされるんだろうなと思いながら、母推の方が今家で保管されている状況なんですけれども、やっぱり制服のリユースもすごくよかったというふうに声を聞くんですけれども、いつでも欲しいときに、サイズアウトしてきたなと思ったときに気軽に見たりできたらいいなという声ややっぱりあるんですけれども、それは制服に限らず子どもの服、靴、すぐサイズアウトしていくものなので、町内ですぐ手配できるものばかりではないので、どうにかそういう仕組みができれば親も子どもも過ごしよいというか、暮らしやすいのかなと思うんですが、学校の授業で図工とか音楽とか見に行くときに、図工だと例えばボンドをたくさん使って図工をするときに制服についちゃうと言いながら、気をつけてすごくちまちまと作業されているんですけれども、あれがもっとダイナミックに動けたらいいなと思うのは、やっぱり制服が汚れないようにしているからなような気がするんです。うちの子もアコーディオンを弾く機会をいただいたときに、アコーディオンのひもから白い粉がつくのが嫌だと言っておりまして、音楽を楽しむというところなのに制服の汚れみたいなのを気にしているのは、やっぱり制服は汚さな

いできれいに使ってほしいという親の願いがずっと子どもたちに伝わっているからだと思うんですけども、例えばリユースじゃなくて洗い替えがあったりとかすればまたそこら辺も違ってくるのかなと思うんですが、町内に民間で御自分のスペースを開いてお下がりコーナーであったりとか、制服を持っていってもいいよって開いてくれている方がいるんですけども、例えばそういう民間のやっていることを行政であったり教育委員会さんのほうで、こういうフリースペースがありますよみたいなのはお知らせとしてはさせていただくことってというのはできますか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 先ほど教育長の答弁にもありましたように、なかなか学校の中でそのスペースというのは、確かに空き教室というのはだんだん子どもが減ってきておりますのでありますけれども、なかなか管理上、今特に教職員の働き方改革がありまして、これが本当に教職員でやっていいのかとなると、なかなか厳しい面がありますので、学校をとということを常時開設というのは厳しいというふうに考えておりますが、ただやはりいろいろなそのニーズ、リユース、特に小学校上がって3年生から4年生になると成長期にそのときにやっぱり買い替えたいという親御さん多数いらっしゃると思います。我々のときも譲り合いでお兄ちゃんとかお姉ちゃんとかに譲ってもらったという経緯はありますけれども、今言われるように、いつでもどこでも欲しいときにもらえるというところは今後検討してまいりたいと思いますが、なかなか学校で常設というのはちょっと厳しいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 民間の方がやっておられるのをこういう場がありますよっていうのを、行政か学校のほうから、こんなところがありますよっていうのを御紹介いただけたりはしますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） それは内容にもよりますけれども、できるだけそういうことがあれば、ニーズがあれば、学校を通じて配付は検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。最初に町長に御答弁いただいた中に保育施設についてお答えいただいたんですけども、公民館などにリユースできるラックを置いてはいかがですかというのはお答えいただけますか。

○議長（南 一成議員） 福田社会教育課長。

○社会教育課長（福田 幸治君） スペースもありますので、なかなかそこは常設では難しいと考えて

おります。先ほど教育長が答弁しましたように、現在、公民館等で公民館まつり、あるいは文化展等でそういう遊休品のコーナーを設けております。これは有償で値札がついておりますので、これは公民館の運営委員会等にもお声がけして協議していかねばいけないとは思いますが、そういう無償のコーナーとか、そういうので拡充できないかなとは思っております。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。私、陶器のごみは埋め立てるしかないというのを知ってからは、なかなか陶器を買うのも捨てるのもすごくちゅうちょしているんですけども、2月に私、岩国のリサイクルプラザに視察に行ったんですけども、使えるきれいな陶器は棚に美しく並べてあって、100円とか200円で販売してあったんですね。それを見て、ほかにもいろいろなすてきな取組をされておられるんですけど、陶器は各家庭で眠っていることが多いと思うんです。古い家ならたくさん陶器があったりすると思うんですけども、陶器好きもあちこちに結構いらっしゃるんで、何かそういう仕組みが常設でできたらいいなと思ったんですけども、管理が難しいであるとか、見た目が煩雑になってしまうとかっていうことが懸念材料かなと思うんですけども、本当に町民に周知されれば、あそこにちょっと小ぎれいに置いたら回収してもらえる、家で眠っているけど捨てるには惜しいものをどうにかできるかもっていうスペースがどこかにあればいいなと思うので、また御検討をお願いできればと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問も一問一答で、質問事項が、町民を置いてけぼりにしないまちづくりで、答弁は町長にお願いいたします。

日曜日の新麻里府公民館での竣工式にはお招きいただき、ありがとうございました。交流と生涯学習、防災拠点として多くの方のお力で建設されたこと、地域の方の期待の詰まったすばらしい施設が麻里府地区にでき、とてもうれしく思います。

さて、この3月策定のたぶせ未来戦略、これから進んでいく駅の交流施設のこと、町民や利用者にもっと寄り添い、巻き込むまちづくりを期待しています。

交流館横のs a k u r a m i c h iや新麻里府公民館の施設の建設前にワークショップが行われ、町民が「時間を取って参加し意見を寄せたのだが結果にどう反映されたか見えない」という声がありました。保健センターのほうも利用者のリサーチ不足を嘆く声があります。町民との対話のキャッチボールがないことで、不満が募り、言っても変わらないと不信感につながっているようです。それはやがてこの町への諦めになり、無関心になっていきます。多くの町民が関わり一緒につくり上げていく、そういうまちづくりが必要ではないでしょうか。

そこで5点質問いたします。

1点目、意見を聞いて終わりにせず、具体的に話し合う場を複数回設けてはいかがでしょうか。

2点目、たぶせ未来戦略に寄せられたパブリックコメントをどのように反映させるのでしょうか。

3点目、意見を出すような会議では、従来の会議室で行われる堅苦しい会議ではなく、くつろぎながら少人数で本音を対話できるワールドカフェ形式の対話の場を導入してはいかがでしょうか。

4点目、住民自治を高める先進例として、鳥取県智頭町の「百人委員会」という取組があります。住民が身近で関心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策を行政に提案していく組織です。主催は行政です。田布施でも開催を検討してはいかがでしょうか。

5点目、会議や対話の進行役であり、参加者の力を引き出す促進者であるファシリテーターの育成や研修をしてはいかがでしょうか。

以上、御答弁お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず1点目の意見を聞いてから具体的に話し合うような場を設けてはいかがですかということでございます。

御質問の中でも子ども・子育て支援計画の策定に当たりましては、保護者や妊娠中の方、子育て支援関係者を対象にアンケートを実施し、様々な子育てニーズを把握した上で施策を検討するよういたしております。この結果につきましては、計画書にも掲載し、公表もいたしております。全ての方から直接お話を伺うことは理想でございますが、限られた体制の中で多くの声を反映する手法としてアンケートを活用いたしております。

また、「のりーね」がございしますが、「のりーね」の導入時期にはアンケートや説明会を通じて地域の声を伺い、運行内容に反映してまいりました。地方創生においても、検討委員会やワークショップを通じ、住民の皆様と将来像を共有してきたところでございます。それでもと感られる方がいらっしゃるとすれば、そうした声にも真摯に向き合わなければならないというふうに感じております。

全ての対応をそうしたふうにはできない事情もございしますが、案件によりましては、今後は継続的な話し合いや、意見の反映状況を共有する機会を設けるなど、対話の継続性と透明性を高めるように努めてまいります。

次に、2点目のたぶせ未来戦略に寄せられたパブリックコメントをどのように反映させるのかについてでございます。

田布施町パブリックコメント手続実施要綱では、町の基本的な施策等を策定する際、町民の皆様か

らの御意見を募集し、それに対する町の考え方を公表すること、また、意見を踏まえて施策等を修正した場合には、その内容も明らかにすることが定められております。

今回のたぶせ未来戦略におきましても、寄せられた100件を超える御意見や御指摘について、一つ一つを担当課と私で丁寧に確認して、その妥当性や実現可能性を十分に検討した上で必要に応じて戦略案に反映してまいります。その上で、反映の有無については、かかわらず、全ての御意見に対する町の考え方は整理し、町ホームページ等を通じて公表する予定でございます。

町民の皆様の声が町の将来像にどのように関わってくるかを見える化することは、町政への信頼を高める上でも極めて重要であると考えております。

今後も、パブリックコメント制度の趣旨を踏まえ、より開かれた政策形成に努めてまいります。

次に、3点目のくつろぎながら少人数で本音を対話できるワールドカフェ形式の対話の場の導入についてでございます。

御提案のワールドカフェ形式とは、カフェのようなくつろいだ雰囲気の中で、少人数のグループに分かれ自由な対話を行い、一定時間ごとにメンバーを入れ替えながら、多様な視点やアイデアを共有・深めていく手法でございます。現在、全国の自治体や教育の現場でも活用が進んでいると承知いたしております。

本町においても、これまで地方創生検討委員会やたぶせView会議などを通じて、町民の皆様との意見交換の場を設けてまいりましたが、今後はこうしたワールドカフェのような対話手法の導入も視野に入れ、より参加しやすく、意見を言いやすい環境づくりを検討してまいります。

次に、4点目の住民自治を高める取組として、智頭町の「百人委員会」などを検討してはということでございます。

本町におきましても、町民の皆様の声をまちづくりに生かすことは、これまでも大切にまいりました基本的な姿勢でございます。地域懇談会や各種審議会・協議会、パブリックコメントなどを通じて、町民の皆様と行政との対話を重ねてまいりました。

御提案のございました鳥取県智頭町の「百人委員会」は、町民自らが地域課題を話し合い、行政に提案し、実行まで関わるという、住民主体のまちづくりの先行的な取組であると認識いたしております。

実際に、森のようちえんや地域通貨の導入など、地域の特色を生かした多様なプロジェクトが実現しており、住民の主体性と創造力を引き出す仕組みとして、大変参考になる事例でございます。

本町においても、今後、地域の課題の解決や将来の町の姿を町民の皆様と共に描いていくためには、より多くの方が気軽に参加でき、意見を出し合い、実行に向けて協働できるような仕組みづくりが重

要であると考えております。

そのため、本町にふさわしい形で住民の皆様の主体的な参画を促す新しい仕組みの導入について、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

最後に、5点目のファシリテーターの育成や研修についてでございます。

町民の皆様と行政が対話を重ね、共にまちづくりを進めていく上で、意見を引き出し、整理し、参加者同士の理解を深めていく役割としてファシリテーターの存在は、非常に重要であると認識いたしております。

これまで本町では、地域懇談会や各種協議会の場において町の職員が進行役を務めることがほとんどでございますが、今後、住民主体の対話の場を広げていくためには、地域の中からファシリテーター的な役割を担う方を育てていくことも大切であると考えておりますので、そのため、まずは先進事例や研修プログラムなどを研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。

今までも丁寧にアンケートを取られたり、ワークショップを通じて皆さんの意見を聞かれていることは、私もとてもよく分かっておりますし、田布施はとても温かい町でお話もしやすくというふうには私は思っているんですけども、私が町の中でお話を聞く中で、田布施町の今までのやり方について不満に思っておられる方がいるのはすごくもったいないと思っているので今回質問させていただいたんですけども、町の人と会議を持たれる場のときに、過去に私、地域おこし協力隊のときから現在まであんまり参加したことはないですけども、そんなに参加したことない会議の中でも、過去に2回、同席していた民間の方が「こんなに決まったことを話すような意見も言えない会議は出席しても意味ない」というふうに怒って、それ以降参加されなかったのが2件あるなというのを思い出したのと、地域のワークショップのほうでも「せっかく出た意見を否定されてしまって悲しい思いがしてもう行かない」って言われた方がいたのを思い出したんですね。今その3人だけでも、まちづくりにとても深く別の角度で関わっておられるような方が、がっかりされてもう行かない、やらないというふうになられたのは、すごく大きな損失だと私は思っています、プレーヤーとなり得た人を逃してしまったんだなというふうに思っているんですけども、何がいけなかったのかというと、やっぱり会議が意見を言っても潰されてしまうというか、違う意見の人がいたときに、進行する方じゃなくて同じチーム、同じ話合いをする人の中に「そりゃあちょっとおかしいじゃろう」というような人がいたとか、この会議はどこに向かっているのか分からないとか、もう決まってるのにそれをどう意見を出したらいいか分からないというふうなところが問題があるのではないかと考えています。人は、自

分が役に立っているとか、自分の意見が尊重されるとか、仲間として扱われると感じたときに社会参加が起こるようなんですけれども、話を変えてすいません。新年度の予算案に詩情公園に東屋とか、防災広場にかまどベンチというふうに資料を頂いてたんですけれども、これは住民には何かヒアリングをされる予定はございますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 防災広場の件でいきますと、これ町の防災計画の中で実現していく具体的な施策でございますので、それを一から作り直すようなことを御相談申し上げるというものでありませんので、国の補助金を使ってほとんど国のお金でつくれるようなものですから、国が思うような形でないと、防災トイレも造れませんし、パーゴラも造れませんし、防災かまどもつukれないということでございますので、今おっしゃいました件については、一から例えば防災トイレをどのようにするか、全部循環型のような形にして1億円をかけてトイレをつくるのか、5,000万円かけて下水道が使えないときにくみ取り式にチェンジできるようなものにするのか。それか、停電とか、ある程度簡易なものにするのかというのはランクがあるんですが、やっぱり町の実情から見て、防災計画上あそこに必要なトイレはということで、行政のほうが決めさせていただかないと、全く前へ進みませんし、期限があるんですよね。いつまでに手を挙げなさいと言われるものについては、本当に一生懸命やりましたけども、この緊急防災事業はこの3月末で終わりだという根本だったんです。ですから急いで予算を入れさせていただいて、事業が終わったら一切国のほうからお金もらえませんが、やっぱり緊急的なときに防災トイレも必要だろうということがあって入れさせてもらいましたから、そういったものについては逐一いろんな、どうでしょうかというような御意見いただく場に挙げていくものではないですので、藤田議員おっしゃいましたように、ほとんど例えば国保のように、国保のこの保険料を幾らにするんだというのと、それは数字的なものでほとんど町が決めないでどうしようもない。ですから上がったり下がったり上がったり下がったりしていいのか、それともやっぱり平均的にいくのかというのを町の主体性を持って3年間の見通しを取って、国保の保険料どうでしょうかという場においてはほとんど、私も聞いたことがあるんですが、これおってもしょうがないねという意見はお聞きするんですが、国の政策上、住民の意見を聞いた場を経て決めなさいとなっておりますので、大変申し訳ないですが、そういった場を開いて決定しない以上、ルール違反になるということがあります。そうじゃなしに、本当に地域懇談会のように一個一個いろんな課題が出てきて、みんながああじゃこうじゃという場もございます。いろんな会議でもいろんなことがあるから、町のほうも一生懸命やっておりますけども、そういった御意見があるのは十分聞いておりますし、言われたことは職員全部頭に入れてどういったことをするかというのは反映はさせていただいております。キャッチボールがで

きないものがたくさんあるというのは承知いたしております。それはまた今後検討させていただきます。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） ありがとうございます。職員の方もすごくいろんな面において頭を巡らせ、体を動かされているので、とてもすごくよくやられていると思っております。

私が今回この質問をしたのは、町民をもっと巻き込んでプレーヤーを増やしてはいかがでしょうかというような質問なんですけれども、行政と住民を結ぶまちづくりのチームが必要ではないかと思っ
ているんですけれども、2つ方向があるのかなと思ったんですが、ファンクラブを活用する方法と話
合いのチーム、先ほどの百人委員会じゃないですけれども、そういう話合いのチーム、実行していく
チームをつくるという2つの方向があるのかなということで、ちょっと調べてみたんですが、岐阜県
飛騨市に地域のファンを組織化する「飛騨市ファンクラブ」というのがありまして、地域の困り事と
都市部の人材をマッチングする「ヒダスケ！」というのも展開されています。それは飛騨市のファン
クラブからそのお助け事をやろうということで生まれたものだからなんですけれども、関係人口を具
体的な地域課題の解決につなげる仕組みを2017年から構築されており、飛騨市役所ふるさと応援
課が企画運営して、人口2万人に対しファンクラブが1万人超えということです。会員証を配ったり、
特典をつけたりするだけではなく、ファンの方に向けた交流の機会づくりを大切にされておきまして、
直接市内のお店に行き、地域の中の人とお互いに話をしながら受け取れるような仕組みをつくった
り、ファンの集いをしたり、部活動を企画したりされております。その「ヒダスケ！」というのは、
地域の人と体験でつながるプログラムなんですけれども、内容が、田植えのお手伝いであったり、大
豆の脱穀・選別のお手伝いであったり、お祭りの人手がないから手伝ってもらったり、駅の跨線橋の
清掃であったり、マラソン大会の運営補助であったり、空き家のDIYなどすごく多岐にわたる内容
をお助けしてもらっているみたいです。田布施にもファンクラブ「田布施倶楽部」があったと思うん
ですけれども、今ほとんど動いていないと思うんですが、実際に交流会をやるとか、そういうふう
にお助け合いの仕組みをつくるのかってというのは、ちょっと考えてみてはいただけないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、プレーヤーが少ないというのは、藤田議員が感じて
いらっしゃるように、私も感じております。何かやろうとゆうときに民間の団体とか機関とか、ちゃ
んとあればそこへ投げかけて一緒にやりましょうというパートナーでやっていけると思うんですが、
なかなか今町内を見ましても、いろんな昔からあるような団体はありますけれども、新しい地域をつ
くっていかうというような団体とかグループがないというのも事実でございます。今、未来戦略をつ

くっておりますが、その中にそういう人材をつくっていかう、そういうグループをつくっていかうというのを一つのテーマに上げさせていただくようにいたしております。それはなぜかという、今、シビックプライドという言葉が非常に言われております。私もそうだろうと思うんですが、単なる郷土愛じゃなくて、自分が田布施のまちづくりに参加して、そこで誇りとか愛着心とかを持っていかうという、ですから、いろんなことにそういった気持ちを持ってやっていくということが今、教育の世界でも「やまぐちPRIDE」というので今やられておりますけれども、いろんな取組、考え方ができるんですが、そういった考え方を持った方が少しでも出てきていただけると、これから一緒に町のほうとまちづくりについて話し合っていけるようなパートナーをつくっていきたいと思いますので、また議員の皆さんもそういったグループの方がいらっしゃったら、どういった形でつくっていくといいのかなという。あんまり御負担をかけても、行政の下請けのようなことになってもいかんと思いますから、対等な立場で話し合いができるようなことは気をつけて、今から取り組んでまいります。

○議長（南 一成議員） 藤田議員。

○議員（9番 藤田枝里香議員） 今お話を伺いながら、今それぞれ活動されておられる方がいるのを本当に取りまとめていただくだけでいいのかなと思っていまして、田布施町ではこういうふう活動している方がいるんだよというのを取りまとめるのが田布施倶楽部なのか、委員会なのかちょっと分かりませんが、今、点で活動、それぞれが町のために御自身の事業のためにか分からないですけど、活躍している方を田布施はこんなふうやっている人がいるよというのをまとめてほしいなと思っていまして、そうしたらその方たちと行政のパイプも太くなるし、それぞれ困ったこととか課題とかが、もしかしたら枠を超えて解決できることがあるかもしれないじゃないですか。得意分野がそれぞれ違うので。そこら辺をつなぐ役割は、ちょっと議員だけではできない、それはやっぱり行政ができたなら一番いいのかなと思ってるんですけど、それをできる民間があれば一番手っ取り早いと思うんですけど、それはちょっとどういう組織になるか分からないので、それを取りまとめるという方向でちょっとひとつ考えていただけたらなと思います。

智頭町の百人委員会が、平成20年からあって、どういう効果があるのかというのは多岐にわたると思うんですけども、獣害対策部会というのが早い段階から発足されていて、平成23年からです。現在は2つのジビエ加工製肉店があり、ジビエが楽しめる4つの飲食店があり、町の特産品に変わっていています。全国的には狩猟者が高齢化で成り手不足になっているんですけども、智頭町の狩猟免許取得者数は、2012年が30人だったのが今47人に増えていまして、しかも2022年から若い狩猟免許取得者が増えているということなんですね。それを私見て、やっぱり継続した見える形での取組が、町の困り事を自分ごと感じて、若い人も「私もこれならやりたい」とか「力

になりたい」という原動力にしていったんじゃないかなと読み解いたんですけども、この町も本当に町民の活動をチームにまとめて、機動力・総力を高めていくために、まずは小さな会議のやり方から、がっかりした人を帰さないようにしていただきたいのと、アンケートはフィードバックしていただき、対話していくまちづくりを続けていただけたらと思います。

これで質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、藤田枝里香議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時10分再開します。よろしく申し上げます。

午前 9時58分休憩

.....

午前10時09分再開

○議長（南 一成議員） おそろいなので、休憩をほどこき、再開したいと思います。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、高月義夫議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） それでは一般質問を始めます。質問は一問一答形式で、1問目は東町長、2問目は鳥枝教育長にお願いいたします。

まず1問目、管理不全土地の解消と緊急連絡先の把握についてです。

本町の豊かな自然環境は、私たちの誇りであり、次世代に引き継ぐべき財産です。しかしながら近年の人口減少や、相続人が町外に居住するケースの増加に伴い、適切に管理されない荒廃地が目立つようになりました。かつては美しい田畑であった場所も、ひとたび放置されれば雑草が蔓延し、年月を経るとともに樹木化していきます。こうなるといざ除去しようとしても膨大な労力と費用を要することになり、近隣住民にとっては、害虫の発生や防犯面、さらには精神的な苦痛といった多大な負担を強いられることとなります。

民有地の管理は、第一義的には所有者の責任であり、行政が民事の介入に慎重になる立場も理解いたします。しかし、住民側が所有者の所在を特定できず、行政からも個人情報保護の観点から情報が得られない現状では、問題解決の糸口が見つかりません。

以上のような状況がこれ以上悪化する前に、町と自治会が連携して不適格管理地を把握し、所有者との連絡体制を密にすることで、未然に防ぐ手だてを講ずるべきと考えます。以上の現状を踏まえ、以下4点について質問いたします。

1、荒廃地に関する相談件数の推移について。町内の管理不全土地や荒廃地に関して住民から町に寄せられている相談件数は年間でどの程度あるか。また、近年の傾向を伺いたい。

2、荒廃地への現在の対応策について。現在、町に寄せられた相談に対し、町はどのような手段で調査を行い、所有者に対してどのような指導や助言を行っているのか、具体的な対応方法を伺いたい。

3、所有者不明土地の把握状況について。相続未登記や連絡先不明など、町として所有者の所在が把握できていない土地は、現在、町内に何筆程度存在すると認識しているか。

4、独居世帯等の緊急連絡先の把握について。将来的な管理不全を防ぐため、町及び自治会において、独居高齢者等の緊急連絡先をどの程度把握できているのか、その現状を伺いたい。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

まず1点目の荒廃地に関する相談件数の推移についてでございます。

荒廃地に関する相談件数は、令和5年度が33件、令和6年度が28件、令和7年度が31件、その他、農業委員会が相談を受けた件数、重複しているかも分かりませんが直近3年間で21件となっております。相談件数は、近年は横ばいとなっておりますが、相続や管理不全、町外在住など管理が長期にわたって困難となるケースが増加しており、相談内容も複雑化・長期化する傾向にございます。また、売却の御希望があっても買手が見つからず、結果として放置されるという事例もたくさん見受けられております。

次、2点目の荒廃地への現在の対応策についてでございます。

まず大前提として、土地の適正な管理は所有者の責務ということが基本になります。このため、民有地に関する私人間のトラブルや越境などの民事的な問題については、町が直接介入することは行っておりません。しかしながら、当該土地が周辺的生活環境や公共の安全に著しい悪影響を及ぼしていると判断される場合には、行政として必要な対応を行っております。

具体的には、住民から相談が寄せられた際には、まず職員が現地を確認し、状況の把握に努めます。その上で登記簿等により所有者の特定を行い、文書や電話により適正な管理を依頼しております。

また、所有者が高齢であったり、遠方に居住されていたりするなど、管理が困難な事情がある場合には、シルバー人材センターなどの地域の支援機関を御紹介し、所有者で主体的に解決できるよう支援を行っております。

しかしながら、相続登記が未了で所有者が不明な土地や登記簿上の所有者に連絡がつかない土地につきましても、行政としての対応にも限界があり、指導や助言が困難なケースも少なくございません。こうした問題に対しては、国の所有者不明土地対策の動向を注視しつつ、関係機関や地域の皆様と連携を図りながら、生活環境の保全と未然防止に向けた取組を進めてまいります。

次に、3点目の所有者不明土地の把握状況についてですが、固定資産税の納税義務がある所有者を対象に確認した際、登記簿上の所有者が亡くなられた後、相続登記がなされていなかったものについて相続人調査を行った結果では、相続人の不存在や所在不明など確認された土地の筆数は116筆でございました。

一方、各自治会においては、自治会名簿で管理をされておりますが、独居の方の把握や緊急連絡先まで管理されているかは承知いたしておりません。

今後、個人情報保護に十分に配慮しつつ、地域住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、緊急時に迅速な対応が可能となる体制づくりに努めてまいります。

以上、4点についてお答えいたしました。管理不全土地の問題は、個々の所有者の責任にとどまらず、地域全体の課題として捉える必要がございます。町といたしましては、今後も関係機関や地域住民の皆様、自治会等と連携し、未然防止と早期対応に努め、安全安心で住みよいまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

それでは再質問いたします。荒廃地の多くは、農地や空き家であろうかと思っております。空き家は前回の守田議員や今回落合議員がされますので、農地などに限定して再質問をしたいと思います。

まず初めに、町にも相談が多く寄せられております。一定数ということで30前後ということでした。ただ、そういう相談に来られていない事例というのもたくさんあるかと思っております。農地は所有者が分かっているもの、所有者不明のものがあり、所有者不明の土地は今後も増える傾向にあるかと思っております。それにつれ、管理不足である農地も増えてまいるわけですので、苦情も増加するのではないかと想像できます。この30件前後の相談に来られておりますけれども、解決に至ったケースというのはございますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） お答えいたします。

こちらの相談件数というのは、近隣住民の方からの特に苦情等の相談に対する件数でございます。それによらず、農業委員会のほうで農地パトロールによる調査について判明したそういった荒廃した農地については、その所有者の方に意向調査のほうをかけて、その調査票で草刈りのほうで対応したいということや、一時的な休耕という部分でその意向を確認しているという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 今、利用者調査というお話がございました。遊休農地の把握というのは、農業委員会の管轄だと思うんですけども、農業委員会では農地法に基づく遊休農地の利用状況調査を以前はされていたということです。令和3年度より、農地法に基づく遊休農地の利用状況調査と、農村振興局で実施していた荒廃農地調査が統合されています。現在はどこでこの遊休農地について調査をされておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 議員御指摘の農政局の調査というのは結局のところ町のほうに下りて調査をかけている。要するに農業委員会のほうが一元的に荒廃農地調査、農地パトロールによる調査のほうを行っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） その調査というのはパトロールで書いているということですか。全体をまだ把握というのはなかなか難しいような状況でございましょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 町内全農地を年1回、農地パトロールを農業委員会の委員さんのほうで行っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） それでは、その遊休農地に関して3つの選択肢、先ほども挙げられましたけれども、あろうかと思えます。この中でどの選択肢を多くされていらっしゃるのか。3つの選択肢というのが、自分で作業を続けられるか、また中間管理事業のほうへ委託するのか、また、誰かに貸し付けるのかというような選択があろうかと思うんですけども、その辺はどういう選択をされる方が多いございましょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 議員おっしゃられましたとおり、その選択肢の中では、できれば借受けをお願いしたいんですが、なかなか機構のほうでも農地の条件というか、取水、あと農道、あと面積のほうで機構に預けても借り手が見つからなければ結局のところ自分で管理というふうになりますので、それぞれケースによりまして割合のほうはちょっと承知しておりませんが、自己で管理をするという意向のほうが多いという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 自分で管理をするというような選択をされる方が多いということでございます。

中間管理機構、山口県には農地中間管理機構がございます。ここにはいろんな自治体から情報を上げられております。貸出し希望農地としては、柳井市阿月地区と平生町曾根地区が出ておりました。さらに貸付け希望遊休農地としては、下関、宇部、防府、岩国、柳井の5市が情報を上げられております。田布施町でもこういう情報をまとめられて、そういう中間管理機構に上げるというようなことはできないものでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 現在の機構の本町の活用としましては、国営圃場整備の面的集積が行われた農地の担い手とのマッチングというふうなのを主眼に置いて活用をしております。なかなか全農地の狭小な農地だとか、条件の悪い農地というのは、そもそも機構への相対というのは行っていないということです。そういった部分の農地の情報を載せてもいいんですが、なかなか所有者の方との同意が取れておらず、今営農に適した農地のみというふうな機構の活用となっております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 圃場整備されたところというのは、比較的大きな田畑があるところだというふうに認識しております。大体荒廃しているのは小さな小規模なところが主だと思うんですけども、この対策を根本的に考えないと、今後どんどん増えていくような、また近隣住民に対して多大な負担をかけるというような状況が生まれてくるのではないかと懸念しております。

何度かそういう遊休農地に対して3つの選択をしていただき、自分で管理をすると言われたところでも、管理ができていないところというのがあるわけでありまして。うちの地域でもあるわけですが、こうしたところ、税金面での優遇をなくすというような措置も取れるというようなところがございます。

ただ、この税金面では農振地域に限定されるとか諸条件がいろいろあるわけですが、そういった中でこの固定資産税の優遇をなくすというような措置を今まで取られた農地というのはございませんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 友森税務課長。

○税務課長（友森 康之君） 今まで優遇の措置を取り消したというものはございません。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） なかなか農振地域でそういうところがあるかということ、私もちょっと承知しないわけですが、今後はそういうパターンも考えられるのかなというような気がしております。様々な、なかなか民地ということで町からの強制的な指導というのはできにくいというのは承知しております。ただ放っておけない問題でありまして、特にいろんな措置が法改正で

取られるようになってまいりました。農地の相続人の所在が分からない等により所有者不明となっている遊休農地については、農業委員会による6か月の公示、その後、都道府県知事による採定を経て農地中間管理機構が借り受けるということができるような制度もございます。このような不明の筆が116町内にはあるというふうに御答弁ございましたけれども、この中でもそういう対応ができる場所というのはあるんじゃないかと思うんですが、そういう検討というのはされておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 国の所有者不明農地制度につきましては、今議員おっしゃられた手順のとおりでございますが、機構に貸付けというふうになりましても、農地中間管理機構が管理保全をするわけではございませんので、そこが成立したからといって、その荒廃した農地の状況が変化することによって必ずしもつながらないという部分がございます。当然、営農者のほうもその条件を見越して借り受けるかどうかを判断されるものだと思いますので、本町としましては、そちらも踏まえながら、所有者の方に適切な管理を引き続きお願いしていくというふうな対応を取りたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） なかなか解決策がない問題ではあるんですけども、ただ、今までと同じようなことをしていたのでは今までと同じというか、これからさらに悪くなるというのは目に見えて分かるわけでございます。いろんな検討をしていただかなきゃいけない。

2024年4月から相続登記が義務化されました。この4月から多分施行されると思うんですけども、町として、法務局と連携して所有者不明土地の解消に向けた実態調査や所有者特定のための体制強化というものはお考えになられておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 課題・問題点として認識はしておりますが、今具体的にどのように進めていくかという検討には入っておりません。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。この遊休農地といますか、不明者を少しでもなくすという取組はできないだろうかというのが問4の質問でございました。

将来の所有者不明農地をなくすための手段として、独居の方の緊急連絡先の把握でございます。福祉関係で民生委員さんが把握に努められていますが、この情報というのは限定された守秘義務がござ

います。一般に自治会や班にその情報を出すということは、多分守秘義務の関係で出せないというふうに認識しております。そういったことで、ぜひ自治会や班でそういう情報を取り扱えるようなガイドラインなり、条例の改正なりというものを御検討いただきたいと思うんです。いざというときに災害やトラブルで全国的にも自治会長さんが緊急で連絡を取りたいが連絡先が分からないという事例がいろんなところで報告されております。そういった面でも、やはり特に独居の高齢者の方の緊急連絡先というのは、近隣である自治会なり班が把握というものが大事になってくるのではないかなというふうに思うわけでございます。そういったことを一つ一つしていくことが、この不明の遊休農地というものの解消になっていくのではないかと思うんですけれども、そういう取組の中で町としてどういう問題点があるかというふうな認識はございますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 土地の所有者という問題でなくて、医療とか、救急医療とかいうときにやっぱり全く連絡先が分からないということで、この前、周東の先生とお話したんですが、困るんですよという。探しても治療していいのかいけないのか、救急車で運ばれてくるんですけども連絡しようがないと。治療していいのか、どの程度の治療なのかというのも、時間がないから判断したいんだけど全く連絡が取れないということがございます。ですから、今いろんな福祉の関係でこれから調査が行われると思うんですが、まず、私の情報を使っていいですよというチェックをしてもらおうと。ですから私の情報は医療、介護、そういった土地の管理、自治会、全部使っていただいいていいですよというふうに意思表示をしていただくと十分使えるんです。それが不在であるガイドラインで自治会が使えるということになると、それは個人情報の考え方からいくと難しいから、まずそういった理解をしていただいて、情報を共有させてくださいということをやっぱり訴えていかないと今、医療・福祉のほうがもっと緊急な状況になっておりますので、そういったことを踏まえて土地の管理も進めていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 今の医療、何をするにも同意書が要るというような状況でございます。大変御苦労されているんだろうなというふうに思います。ぜひともこの土地の問題、自治会の問題というのもそういうチェック項目を入れて、よく御説明をしていただいて同意をいただけるような御努力をしていただければというふうに思います。そういう一つ一つの積み重ねがそういう荒廃地というものを防ぐ手だてになっていくというふうに思っております。ぜひともそういう取組をしていただきたいというふうに思います。

民地だから手が出せないというこれまでの姿勢では、数年後、町中が樹木化した荒廃地だらけにな

り、結果として行政コスト、防災や害虫対策などを増大させることにつながるというふうに思います。放置される前に町がつなぐ、この攻めの管理体制を構築すべきではないかと思っておりますので、ぜひともそういう取組を一つ一つしていただきたいというふうに思います。

この問題を根本的に対処していただくことを願って、次の2問目に移りたいと思います。

続きまして、SWPBS（スクールワイドピービーエス）の効果について質問いたします。答弁は教育長、お願いいたします。

令和7年度より、町内小中学校全5校においてSWPBS、学校全体でのポジティブな行動支援の取組が開始されました。今年度、各学校において真摯に実践を積み重ねてこられたことと思います。私が日頃から関わっております城南小学校におきましても、児童同士がお互いのよいところをしっかりと見つけ、言葉で「いいね」と表現できるようになってきたと感じております。他者の行動を肯定的に受け止め、温かい声かけの輪が広がっている様子が見受けられます。学校全体が明るく活気ある雰囲気へと変化していると実感しているのは、決して私だけではないと思います。

このようなすばらしい変化は、ひとえに現場の先生方の御尽力と熱心な御指導の賜物です。常に子どもたちの言動に気を配り、根気強くポジティブな声かけを継続してこられた結果であると深く敬意を表します。

一方で、この新しいシステムが単なる一時的な取組で終わることなく、真の効果を発揮するためには、私たちがその本質を正しく理解し、継続的に運用していく必要があると考えます。そこで、今後の本町の教育環境のさらなる充実に向け、以下の4点について教育長にお伺いいたします。

第1に、SWPBSを取り入れた真の目的についてです。町全体として、全校一斉にこのシステムを導入するに至った背景と、本町が目指す教育の姿について改めてお聞かせください。

第2に、導入による具体的な変化です。取組の前後、昨年度と今年度を比較して、不登校やいじめ、または児童生徒間のトラブルの件数にどのような変化や効果が現れているのでしょうか。

第3に、現場の教職員の負担についてです。SWPBSの運用には、データ収集や教員間の緻密な連携が必要と推察しますが、新たな取組によって現場の先生方の業務負担が増加していないか心配です。現状の把握と対策があればお聞かせください。

第4に、システム運用上の課題についてです。SWPBSを実践する上で現時点で生じている課題や注意すべき課題についてどのように認識し、それに対しどのような対応策を講じられているかお伺いいたします。

第5に、今後のさらなる発展と持続可能性についてです。現在は導入の初期段階として先生方が主導して御指導されていることと思います。しかし今後、これを真に教育風土として定着するためには、

子どもたち自身が主体的に目標を考え、お互いを認め合う生徒参加型の仕組みへと昇華させていく必要があると考えます。

また、学校内にとどまらず、家庭や地域社会とも理念を共有し、町全体で子どもたちを前向きに育む環境づくりや、教職員の異動があってもシステムが壊れないための体制づくりも重要です。この今後のビジョンと次の一手について、教育委員会の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それではお答えをいたします。

まず、1点目のSWPBSを町内全体で取り入れた目的についての御質問ですが、経緯といたしましては、令和5年度から令和6年度の2か年間、県の教育委員会の特別支援教育推進室から、本町が通常学級における特別支援教育授業づくり、この推進事業を引き受けまして、田布施西小学校と田布施中学校が研究指定校となり研究実践の取組を始めたところでありまして、

そして、当該学校を中心に大学の専門家からも助言や支援を受けながら、研究実践を進めてきたところであり、児童生徒の自己肯定感の高まりや学力の向上に成果が徐々に現れてきたとそういう報告を受けております。

これを踏まえまして、町教育委員会では、令和7年度から研究指定校に限らず町内の全ての学校の実態に応じて、SWPBSの手法を取り入れながら、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育むとともに、望ましい行動や人間関係が醸成される学校環境づくりを一層推し進めていくことにしたところでありまして、

2点目の不登校やいじめの件数の変化があったのかとの御質問でございますが、不登校の児童生徒数は、令和5年度は全小中学校で28人、令和6年度は18人であり、令和7年度、今年度は2学期末まででは16人となっており、減少する傾向に転じております。

いじめの認知件数につきましては、小学校は増加傾向、中学校は減少傾向にあります。これは、いじめの定義が拡大されたこと等に伴い、小さな事案も積極的に認知している学校が増えているというのが現状であります。

SWPBSとの相関関係につきましては明確には申せませんが、この取組により、教職員が児童生徒と関わる時間が長くなったり、児童生徒の望ましい行動を価値づける機会が増えたりすることなどにより、いじめ等の未然防止にもつながるものと期待しているところであります。

3点目のSWPBSの取組で先生への負担はないのかとの御質問でございますが、SWPBSの手法を取り入れた学習展開や授業づくりにも取り組んでいるところでありまして、一人一人の児童生徒

に合った学びの選択肢を用意したり、多様な教材を作成したりする必要があるため、授業準備に多くの時間を費やすことは否めません。

一方、不登校児童生徒数やいじめ対応件数の減少により、家庭連絡や訪問等の件数は減ってきており、保護者からの相談や要望への対応も大幅に減ってきたと聞いており、全体的には教職員の負担軽減につながるものと考えております。

4点目のSWPBSに取り組む上での課題に関しましては、今後検討・改善しなければならないものも多くございます。

1つは、それぞれの学校や児童生徒の実態を踏まえて、目指す子どもの姿や学校のビジョンをしっかりと見据え、教職員の共通理解の下に組織的に取り組むということが大切になります。

2つ目に、問題行動や不登校等の対応だけにとどまらず、確かな学力の定着につながる授業づくりに生かしていく必要があります。

3つ目として、SWPBSの手法を取り入れるということが目的ではなく、この教育実践を通して誰一人取り残されることのない教育の実現につなげていくことが何よりも重要であると考えているところであります。

5点目の今後のさらなる発展と持続可能性についての見解は、の御質問でございますが、本町におきましては、まだSWPBSの取組は始まったばかりであり、教育委員会といたしましては、引き続き教職員にこの取組のよさや可能性等について十分に理解してもらえるよう研修の機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、将来的には校内の取組だけにとどまらず、保護者や地域の理解を得ながら、各学校や地域の実情に合った取組が展開できるようになればよいと考えているところであります。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。前向きな、また具体的な御答弁をいただきました。効果が具体的な数字として実績として現れるまでというのは数年以上かかるシステムだというふうに私も認識しておりますが、現在のトラブル、また不登校、そういったものが減少しているというのは、初期の成果としては非常に喜ばしいことだというふうに思っております。

その上で再質問させていただきます。ただいまの答弁の中にも、学力の定着につながる授業づくりに生かすというお話がございました。子どもの問題行動の背景というものは、授業が分からないとかいう学習面でのつまずきや家庭の問題など、多岐にわたって隠れているものであります。行動と学習の両面からSWPBSを活用してデータを分析し、包括的に子どもを支援する体制というものをぜひつくっていただきたいというふうに思います。ただそれには、そういうことまでやると先生の

負担がなお増えるというようなこともありまして、できればICTなどを活用してシステム化というのをぜひ図っていただきたいというふうに思うんですけども、その辺いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） ありがとうございます。教職員の負担ということになりますと、やはり教職員の理解、協力がないとできません。今、各学校で進めておりましてようやく1年たつわけでございますけども、学校長の当然指揮の下、教職員がついてこなければこのSWPBSは進まないというふうに思っています。ただ、今ICTという言葉が出ました。今後それは一つの課題としてどのような形の中で進めていきたいかというふうには思いますけれども、先ほど教育長が答弁しましたように、保護者対応が非常に少なくなった。本来の教師としての仕事ができるようになった。子どもと向き合う時間が多くなったということで、やはり家庭に帰って、今日先生にこんなことで褒められたんよということになってくると、非常に学校に対する信頼感というのが出てきます。それは数値化だけで示すものではないというふうに教育委員会としては捉えておりますので、これが各学校できていけば本当つながっていくんじゃないかというふうに思っています。教育長がよく言うんですけども、SWPBSじゃなくて、コミュニティPBSじゃないかと。いずれそのような形の中に教育委員会としても各学校に協力を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。これからの発展ということも踏まえて進めていただきたいと思うんですけども、ただいま、いいことをしたねというような声かけというお話ございました。実は子どもから聞いた中で、「一生懸命トイレのスリッパをそろえるんだけど誰も褒めてくれん。もう褒めてくれんのならやらん」ということを言った子どもがおります。いや、そうじゃないんだよということをお話ししたんですけども、えてしてそういう何かいいことをしたら褒められるからやるというような風潮になってもいけないなというふうな気がするわけです。そういったところ、今後の大きな取組、本当の本質の理解というものが子どもたちにしてもらえるまで指導を続けなきゃいけないというふうに思うんですけども、それにはやはり家庭の協力というのも必要であろうかと思えます。現在、家庭との連携というのはどのようなことをされていますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山中 浩徳君） 学校には学校だよりというのがあります。これは毎月発行されます。今現状ではSWPBSだよりというのを学校で出されております。全部の学校で出されているかというのは別として、出されている学校がありますので、そういった中で学校の取組が分かるような形の中で各学校で進められているというところでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 今、学校だより、SWPBSだよりというお話がございました。読んでいただける方には通じると思うんですが、なかなかそれも難しいのかな。例えば学校ではPTA総会等ございます。そういったときにこのSWPBSの本質というものをしっかり保護者の方に理解をしていただくというようなことが今後必要になるのではないかな。また、家庭でもそういった声かけ、子どもに対して叱るのではなくて褒めるということをやっているような取組をしていただくということが大事になってくるんだと思いますけれども、そういった取組というのはできないものではないでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御指摘ありがとうございます。今、地域とか特に保護者から、学校の取組とか、あるいは家庭でのいい子どもたちの行いとかを付箋にして学校に届けてもらって、それを学校で掲示などをして見える化していく。よさとか褒めてもらったことを目で見えるような形で子どもにフィードバックをしていくと、さらに子どももまた頑張ろうというやる気につながっていく、そういう取組をされておられる学校も実際にあります。

また、ICTではないんですが、電子黒板なんかを使って、学校に入ると子どもたちの生き生きとした様子がほぼこの学校も、よさというよりは自分たちの活動を誇りに思っただけで教育が進められている、そういう取組もありますので、こういったものはぜひ継続をして、あるいは今御指摘のように保護者の集まれる機会とか、PTA総会であったり、参観日であったり、そういう機会に学校に足を運んでいただいて実際に見ていただく、見えるようにしていきたいとそういうふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。本当そういう家庭そのものが教育の場というふうに思いますので、今の取組、やっている学校もあるということですので、ぜひそういう事例というのは5校共通の認識として共有化を図っていただくということもお願いしたいと思います。そしてさらに、先ほどコミュニティワイドというお話が出ました。とても大事なことであろうかと思いません。私、家庭教育支援チームに入っておりますけれども、それで学校に行きます。ただ、ちょっとこのSWPBSの頭がなくて、褒めるということがなかなかできていなかったなというのを今反省するわけですが、そういった学校に関わる方、見守りボランティアとか、そういった方に対して、具体的にこういうSWPBSとはこういうものであって、ぜひ子どもにそういう褒める行動をしていただきたいというようなことも徹底をすべきだなというふうなことも感じております。

このコミュニティワイド、例えばお店の店員さんたちにもぜひ御理解いただいて、子どもたちのい

いい行動を褒めていただくような、また町内全体でそういう場になっていけば、本当に温かい町になっていくというふうに感じております。学校の中ですとどめるというのは本当にもったいないなということを思うわけですが、そういった具体的な実践、今まだ1年目だからというお話ございました。1年目だから、2年目からまたさらに広げて、少しずつ学校に関わる方、それから地域の方、また企業全体として取組を発展していくというようなことも大事であろうかと思えます。そういった取組というのは、今後できるかどうかということですね。学校の中だけではないので、教育委員会なのか、町長部局なのかということとはちょっと何とも言えませんけれども、そういったことはいかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） ありがとうございます。思いとしては、まず学校の教職員、これがスクールワイドというのはいわゆる個人で取り組むのではなくて、学校を挙げて組織的に取り組んでいくというところにその特徴があると思います。このSWPBSというの横文字で地域の方、一般の方にはなかなかなじみづらいところはあるんですが、やっぱりこのよさとか取組、教育プログラムの一つでありまして、これが全ていいわけではありませんで、やっぱり学校の実態に応じてそのよさを取り入れることができれば取り入れながら、しかも今議員さん御指摘のように、学校だけでそれを進めていくというのはやはり限界があると思いますので、家庭とか地域の協力とか支援も仰ぎながら進めていくことによって初めて効果が大きくなっていくと思っておりますので、できるだけいろんな機会を捉えて、学校からは情報発信し、保護者・地域の方は学校のほうに足を運んでいただいて実際に見ていただいたり、御意見をいただきながら、双方向でやっぱり地域を挙げて、特に小学校区単位ぐらいでぜひ地域ぐるみで取り組んでいけたらと思います。

なお、課題もたくさんあります。褒めるだけでええんかと、叱らんでもええんかという意見は地域の方からこれまでもいただいております。ただ叱るということにつきましては、行動を制限するだけにとどまるので、いい行動をやっぱり褒めることによっていろんな行動が広がっていく、いい面が成長していくというところにこの取組の利点がありますので、そのあたりをしっかりと保護者の方、地域の方にも理解していただきながら、さらに協力もいただきながら、地域で子どもを見守り育てていくというそういう視点で進めてまいりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ぜひ、まずはスクールワイド、それからファミリーワイドということになっていくと思います。その後、最後にコミュニティワイドなのかなというふうな認識をしております。

その中で小学校に入る前の段階、幼児教育の段階でもこれは取り入れるべきなのかなというふうに思います。幼児には何をしちゃいけないよ、何を食べなさいってというようなことを親は言いがちなんですけれども、そうではなくて、やはりこの褒めるという姿勢というものが幼児のときからそういう育て方をしていくと、自分が見たほかのお友達の行動というのもいいねというふうなことになっていくと思うんです。そういう「三つ子の魂百まで」じゃないですけれども、そのような取組というのが今後、小学校・中学校だけでなく、幼稚園・保育園でもなっていたらいいなというふうに思うんですけれども、そういった取組というのはいかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） ありがとうございます。やはり幼児期からの教育というのは非常に大切だと思っております。特に今、保幼小の連携、そして小中の連携、そして中高の連携と、一貫してやっぱり子どもを育てていかないと、途中でやめてしまうとなかなかその成果が十分現れませんので、今御指摘のように家庭教育との関係をやっぱり考えながら、保幼小との連携を力を今年から特に入れているところで、それぞれの園の園長先生方にもお集まりいただきまして、どういうふうに子どもたちを田布施町で育てていけばいいかという、そういう連携の場を新たに設けておりまして、これから多分そのあたりが充実していくんじゃないかなと思っております。

御存じのように、県のほうもこども家庭庁の国の流れを受けまして、つながりということで新しい連携した組織を持っておりまして、そこのほうの支援も受けながら、さらに小学生との連携、小学校との連携を今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） ありがとうございます。そういった連携というものが随時スライドで上がっていくものですから、大事だというふうに思います。

それと同時に、先生方も今1年目でございます。これから何年かかけて入れ替わりが行われます。そういった先生の研修、先ほど研修というものもお話に出ておりました。これからは大事な時だというふうに思います。最初のときには何か専門家の方も呼んで教えていただきながらというお話がございました。これが田布施町内の中で循環できるようになっていくと非常にいいというふうに思うんですけれども、そういった体制づくり、例えば先生方の中でこのSWPBSに関してのキーパーソンになる先生、そういったものを育成されてその方を中心に研修ができていくというような方向性というものも必要であろうかと思うんですけれども、そういった体制づくりというものを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） ありがとうございます。私は逆に、この人でないとできないという教育プログラムではあってはならないと。誰もがやれるということが非常に大切だと私は実感しております。今御指摘のように、先行事例とかいい事例は、やっぱり先進事例とかはいろんな地域でもう既に取組が始まっていますので、そういう事例も見たり参考にしたり、あるいは場合によっては交流をしたりしながらそのいいところをどんどん取り入れていくという方向で進められたらと思っています。

また、どうしても大学の先生とか、講師の方とかをお呼びすればどうしてもそれに伴うものが必要になりますので、そういったものも機会を捉えてやれるものであればやっていこうと思っていますが、今目指しているのは、研究指定校が始まって横に展開をしていって田布施町で広がりましたが、今度はやっぱり自立をしていくという、自走していけるように、田布施町の小学校・中学校が、そういう取組にしていかななくてはならないというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） 誰でもができる制度というようにお話がございました。よく中学校でいろんな改革をされて、中学校にかかわらず、学校でいろんな改革を校長先生がされて、校長先生が替わるとまたがらっと180度変わるということはよく全国でもたくさんのことを聞いております。誰でもできるということはそういうことがないのかなというふうなことではちょっと安心をしております。ぜひともこれが続いていけるような取組というものをしていただきたいというふうに思います。本当に最終的には町全体でSWPBSの応援団という形で子どもたちを見守り、いいところは褒めてというような町になっていくと大変いいのではないかなというふうに私自身は考えております。

また、そういった中で今いろんな問題点も挙がりました。ともかく子どもたちには本質をしっかり理解してもらおう。また周りの大人も理解して褒めるということをやっていくということが大事なんだというふうに思います。そういったことを思いながら、このSWPBSのメリットって何かと考えますと、問題行動の予防と望ましい行動の促進にあるんだなということをおもいます。

2022年、生徒指導提要が12年ぶりに改訂されました。ここには「生徒指導とは児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと自発的・主体的に成長や発展する過程を支える教育活動のことであり、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の獲得を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とし、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力、深い自己理解に基づき主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定してこの目標の達成のため自発的・自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し実行する力を身につけることが重要」というふうにあります。まさにいろんな面を通してSWPBSの延長線がこの提要にあるんだなということも思うわけ

です。これは学校教育の範疇から社会教育につながる大きな取組になっていくというふうに私自身思っております。

こんなすばらしいSWPBSですけれども、これを単なる一過性のブームで終わったのでは本当にもったいないというふうに思うわけです。田布施町の確固たる教育風土として「褒める」という教育姿勢というものを発展させることが大切であると思います。先ほど叱るということがあるというお話がございます。それは悪いときには本気で叱ればいいわけですし、なぜ叱られるのかというのは子どもに理解されれば、後々ありがたいなというふうな気持ちにもなっていくというふうに思っております。こうして先生方がともしてくださったこのすばらしい灯を学校の中だけで終わらせず、私たち大人全員で守り育てていく田布施町であってほしいと強く念願しております。

田布施町は消滅可能性自治体だと言われていています。確かに人口は減り続けています。子どもも減少しています。藤田議員からも、諦め、無関心という言葉が出てきました。こんな町では何もできないとか、若い人が帰ってこないとか、都会には勝てないなんて諦め思うこと、すなわち心の過疎が始まっていると私は思います。本当の過疎化はそこから始まっていくのだと思うのです。町長が以前からおっしゃるように、住む人が幸せに過ごせる町になれば、自然と周りの人から選ばれる町になるのだと私は思います。諦めから希望のある町へ、今私たちに必要なことは、人を呼ぶこと以前に、まず自分たちを見直す視点を持つこと。その積み重ねが町民の心が豊かに、そして希望を持てる町になっていくことが重要だと思います。そのようなまちづくりになることを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 続きまして、松田規久夫議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 一問一答で3問、いずれも東町長よろしくお願ひします。

BCP（事業継続計画）は、2015年、平成27年6月議会で亀田総務課長のときに、田布施町も迅速な復旧に向けBCP作成の必要性があると指摘した。もう一問は、テーマが児童虐待だった。児童からのSOSは早期発見、早期対応、189番（いちはやく）で24時間、管轄の児童相談所に電話がつながる。緊急時は迷わず110番。今回1問目のBCP、時間、迅速な対応に通じると思い出しました。BCP取組の4大経営資源、人、物、金、情報、これに時間と知的財産を加え、6大経営資源とする案もあります。自治体は住民にタイムラグのない早期解決を求められるので、時間を含めた5大経営資源の考えが今後は必要になると思います。12月議会では日程の関係で事前通告していた情報に関する質問ができなかった。また、金、資金についてももう少し追加質問をすべきであっ

たと反省しております。

それでは早速、第1問目、BCP（事業継続計画）情報（データ、技術）についてと題しまして、町長、答弁よろしく申し上げます。

自治体の経営資源の活用について、東町長は、職員からトップへと、この経歴・経験で田布施の現状把握は誰よりも理解され、資源を有効活用するスキルを持っておられる。住民情報は町の無形財産で、住民個人に関する情報の適切な管理、運用は当然であり、情報漏えいとサイバー攻撃防御が重要な対策として挙げられる。航空会社、大手銀行、飲料メーカーなどがサイバー攻撃を受け、システム回復に長い時間を要した会社もある。町のシステムは、サイバー攻撃に十分対応可能か。政府は25年4月までにサイバーセキュリティーに関し基本方針の策定と公表を義務づけたと新聞記事にあった。国にどのように報告したのか。同様に、総務省は自治体の情報ネットワークやIT（情報技術）機器の脆弱性を検知するシステムを構築する。新システムはアタック・サーフェス・マネジメント（ASM攻撃対象領域管理）、どのようなもので町はどう対応するのか。また、25年度から情報システムに疑似的な攻撃を仕掛けるペネトレーションテストを実施とある。どのようなもので、どう対応しているのかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず、町のシステムはサーバー攻撃に対応可能かというお尋ねでございますが、本町の情報システムのネットワーク構成は、国が提唱する三層対策により構成をいたしております。この三層とは、個人番号利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の3つを指しますが、この中でサイバー攻撃を受けるリスクが最も高いものはインターネット系の接続系になります。

このインターネット接続系における対策として、山口県内の自治体で共同利用しております自治体情報セキュリティクラウドでは、高度なセキュリティー対策や監視を行ってきております。また、職員が利用する全ての端末でウイルス対策ソフトを導入してサイバー攻撃に備えております。

次に、サイバーセキュリティー基本方針の策定、公表についてでございますが、地方自治法の改正により、地方自治体におけるサイバーセキュリティー対策として、令和8年4月までに基本方針の策定と公表が義務化されております。このため現在、田布施町情報セキュリティポリシーの改定作業を進めており、3月末に完了の予定でございます。

次に、アタック・サーフェス・マネジメント（ASM攻撃対象領域管理）についてどのようなもので、どう対応するかということでございますが、概要といたしましては、デジタル資産におけるサイバーセキュリティーの脆弱性や潜在的な攻撃経路をハッカーの視点から継続的に検出・分析を行い、

修復・監視するプロセスのことをございます。

1点目の御質問でお答えいたしましたとおり、アタックサーフェス（攻撃面）に対しましては、山口県情報セキュリティクラウドやウイルス対策ソフトなどの導入をして対策をいたしております。

今後、ASMツールなどを用いて未知のアタックサーフェス（攻撃面）への検出などの取組を検討したいと考えております。

次に、ペネトレーションシステムテストについてでございますが、これは実際のサイバー攻撃を模してシステムの脆弱性や侵入経路を発見し、安全性を確認するセキュリティーテストのことでございます。国による自治体向けペネトレーションテスト実証事業は、この実証事業に応じた幾つかの自治体システムに対して模擬攻撃を行い、セキュリティー対策上の問題点について評価及び助言を行うものでありますが、現在のところ田布施町はこの調査対象となっております。

いずれにいたしても、日々進化するサイバー攻撃は脅威と捉えており、関係機関と連携してセキュリティーレベルの向上へ対応を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 東町長から回答を受けましても、コンピューター関連は追加質問が大変難しいです。情報システムはまず機械のように目に見えないことが影響しているんだと思います。町長以下職員も頑張っているというのは理解しているんですけども、単純なことを聞くようですが、田布施のバックアップ体制というのは大丈夫でしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 本町のバックアップデータ化は完全かという御質問についてお答えをいたします。

本町の住民情報システムにつきましては、昨年9月よりクラウド化しておりまして、バックアップについてもクラウドサービスを利用してデータを安全に保管しておる状況でございます。

さらに申し上げますと、万が一の大規模災害や停電によるネットワーク遮断の際にも、オフラインで証明書の発行等ができるダウンリカバリシステムというものを数年前から構築しておりまして、非常事態に備えているという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 回答にありましたが、未知のアタックサーフェス攻撃、これについては全ての町の端末にはウイルス対策ソフトを導入しているということで、今の山田課長の答弁を聞きましても一定の安心感は持っております。

次の質問は、上下水道や建設技術者のように、コンピューター関連はある面、特異分野です。職員間のノウハウとか技術の伝承というのはできておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 各種システムの操作手順につきましても、業務システムごとにオンライン処理ですとか、月次・年次処理の操作手順書を準備をしております。各職員がシステムを操作する上で必要な注意点などがあれば随時追記を職員でしてございまして、最新状態を維持し、職員間で情報共有するように心がけているところでございます。

また、システムの保守やメンテナンス作業を行う上で必要な手順書を保守ベンダーと共に作成しております。この手順書についても随時メンテナンスを行ってございまして、最新状態を維持するように心がけているという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 今、各手順書ということをおっしゃいましたが、各職場の担当課それぞれの端末からデータ入力があります。この入力ミスの防止にはどのような対策というのをしておられるのでしょうか。田布施が誇れる具体策があれば、あるいは他の自治体になような田布施方式みたいな、こういうふうな入力方法というふうなのは職員間で取っておられるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） これにつきましても手順書というものの中で業務ごとに注意点等を記載しておりますけれども、基本的に入力ミスというものを防止するためには、一人で入力するというのではなくて、二重チェック、多重チェックということをお心がけるようにしております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 入力ミス防止のために二重チェックということをお言われましたが、これにもやっぱり二重にやるということは複数の人数でやるということなんです、ここに例えば課をまたがってやるとか、あるいは係をまたがってやるとかというふうな何か田布施方式みたいなものが誇れるようなものがあれば聞きたいんですが。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 業務間で情報が共有できる部分とちょっとそれが難しいような部分もございまして。それは各業務ごとに事情というものがございますので、そこを考慮しながらできることをやっていくという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 情報に関しては、先ほど言いました、目に見えませんが、目に

見ようと思ったら打ち出したデータを見る以外ありません。質疑応答のやり取りの中で、ある程度私は安心しましたので、事故のないようにルーチン業務を頑張ってもらいたいということを希望しまして、2問目に行きます。

2問目の質問は、BCP（事業継続計画）時間（迅速な対応）についてと題しまして、町長、よろしくをお願いします。

自治体業務は改善されたとはいえ、依然として申請主義が主たる業務とまだまだ言えそう。住民から要望、請求などの申請を受け付け、その後に仕事が始まる現実がある。スタートラインは申請、ここにタイムラグが発生するのは必然の成り行きだろう。時間については、申請主義に要因ありと断定してもよさそう。

町の業務はデジタル時代の波に乗り、スピードのコントロールはできているか。迅速な問題解決に取り組んでいるか。仕事にクエスチョンマークはつかないか。現状の住民サービス提供で、CS（顧客満足度）は十分か。改善の余地があるのでは。あるとすれば何を最初にすべきか、CSに向けた町の取組、それをお尋ねします。

次に、マイナンバーを使用し、プッシュ型の仕事に移行すれば事務経費は削減でき、迅速に仕事は完了となりそう。業務遂行上マイナンバー利用はどの程度で、どのように利用されているのかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

申請主義とは、住民が行政サービスや支援を利用するために、自らの意思表示によって権利を行使されることを原則とするという仕組みのことでございますが、この仕組みには長所もありますが、特に支援が必要な人がサービスを知らずに利用できない、また、申請手続が煩雑で負担を強いるといった問題も指摘されていることは私の行政経験からも認識いたしております。

しかしながら、自治体に申請主義が広く導入されている背景には、公平性の確保のため、申請主義を採用することで住民一人一人の状況や要件を確認し、支援を公平に提供する仕組みが可能となり、また、行政は限られたリソースを効果的に活用するため、支援対象を絞ることもできます。

しかしながら、議員御指摘のように、申請主義の問題に対し、また、行政サービスを維持するためには、行政におけるデジタル技術の活用は不可欠なものと考えております。

本町では、令和4年に田布施町DX推進方針を策定し、行政のデジタル化やマイナンバー活用の促進等の取組を進めておりますが、他方、デジタル機器に不安のある高齢者等がデジタルの楽しさや利便性を理解され、デジタルを活用したより豊かな生活が実現できるよう、デジタルデバインド対策も積

極的に取り組んでいるところでございます。

参考までに、田布施町の電子申請サービスの取組状況ですが、職員採用試験の受験申込みの届出や、各種アンケート調査など、140のフォームの受付事務を行っております。

また、マイナポータルを活用したびったりサービスの申請受付では、手続分類で申し上げますと、被災者支援手続が1つ、子育て関係手続が11、税等の手続が2つ、合わせて14のサービスを現在行っております。

また、田布施LINE公式アカウントでは、防災情報や避難所検索、ごみ出し、子育て情報などを発信しておりますが、昨年11月からは、住民票の電子申請サービスも開始したところでございます。

その他、妊娠から出産、子育てをサポートするたぶせ子育てアプリの運用を令和2年から開始しており、予防接種やイベント情報など、子育てに必要な情報をプッシュ型で提供いたしております。

今後の課題は、マイナンバーと連携し、住民の申請を待たず、マイナポータルから町が決めたタイミングで必要な支援を提供するプッシュ型サービスの拡充や、住民の皆さんが能動的に町の情報を取りに行くことができるプル型メディアの情報提供の充実にも取り組んでいくことだというふうに考えております。

最後に、現状の住民サービスの提供で住民の顧客満足度は十分であるかとの御質問でありますが、自治体が顧客満足度（住民満足度）を高めるためには、サービス利用者でございまして住民に真摯に寄り添い、分かりやすく利便的な行政サービスを提供することが必要不可欠だと考えております。

その上で、住民の声を反映した施策やサービスの改善、公平性・迅速性への配慮、職員の対応能力の向上が必要となります。

加えて、デジタル技術などを活用して住民が町の組織に信頼を持ち、安心して利用できるという実感を醸成していくことも重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 最初に、CSで住民サポートの質や対応のスピード向上を尋ね、次にマイナンバー利用で住民データ分析、データから住民ニーズの把握をし、プッシュ型で仕事ができないかを私はこの2問目の質問でお尋ねしたんですが、町長からの回答をお聞きしまして、私の勉強不足といいますか、認識不足といいますか、マイナポータルを活用して利用できるのは実際スマホを上手に使いこなせる若い世代とは思いますが、14のサービスを行っているという。ある面、自分の行政に対する認識を改めんにゃいけないという思いで反省しております。

質問に移りますが、レベルの高い職員は、質の高い住民サービスが提供できると私はそのよう

に思っております。各担当課で職員間のレベルアップはどのように実施されているのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 職員のレベルアップの対策というのは種々あると思います。専門的な知識のスキルの向上のための研修、または一般的な汎用スキルの研修等を実施しております。またそのほか人事評価においても、課の組織目標、これを明確にして業務の進捗状況を確認しているところがございます。課内の情報共有のために業務マニュアル、または事務手順書の作成を義務づけております。さらに、若い職員が様々な経験を共有する機会を増やすなどの取組も行っています。

今後、職員のモチベーション、こういうのが低下しないよう職員同士の報告・連絡・相談を密にして、組織として人材育成してまいりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 職員の意識の向上、職員間の連絡を密にして今後も図っていったらと思います。

質問の内容をころっと変えるんですけども、窓口に来庁される人、あるいは電話で要望、あるいは申請の仕方などを聞く住民というのは、役場に何を期待して来庁なり、電話なりされるというふうに思っておられますか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 一概にちょっとお答えするのは難しいですけど、来庁者とか電話をかけてくる方が期待するのは、問題とか要件をスムーズに解決してほしいと考えているんだろうとは思っています。職員として個々の事情に配慮しながら、町の信頼と満足が高まるように、親しみやすい窓口ということに努めていきたいと思っています。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 森課長の言われるとおりです。ですから住民が要望したり、申請したりするのが実現するというのがまず第一の目的でしょうが、行政は受け付けていろんなルールがあると思うんですけども、2番目に、それを早く迅速にやってほしいと。今は、この議会が始まる前にちょっと雑談で話したんですけども、映画なんかも2倍速や3倍速で見るというふうな話を聞きまして、そんなのを見ても面白くないじゃろう。だけど時間を若い人は節約するような時間なんで、行政も申請主義、受け付けたものをそのルールを検討して早く解決してあげるって、このスピードを実現が1番ですが、2番目はスピードだっというふうに思っております。スピードという質問をしましたが、ここをCSにつながるということで、理解のほうをひとつよろしく願います。

質問の中で申請主義でタイムラグが発生するんだというふうに述べました。待ちの仕事でなくプッ

シュ型の仕事にすれば時間の短縮が図れる。回答の中でも14のマイナポータルを利用してやったり、LINE利用とか、ある面迅速なサービスに心がけておられるということを理解しましたが、待ちの仕事でなくプッシュ型の仕事にすれば時間の短縮が図れると。プッシュ型の移行はデータの活用、データ管理は各自の持つマイナンバー普及率が高いという条件がつくというふうに私は思っております。それで現在、マイナンバーの保有は81%、その中で保険証をひもづけているのが90%、銀行口座は63%というふうになっておりますが、田布施町のマイナンバー普及率アップに向けた取組と現在の田布施町の先ほど言いました保有率、保険証、公金受取口座と、この数値が分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） すいません、保有率についてちょっとただいま数字を持っておりませんので、また改めてお答えさせていただきます。

それと公金口座と保険証のほうなんですけど、これについては町のほうで調べるすべがないので、ちょっと分かりかねます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 分かりました。後日で結構ですから、よろしくをお願いします。

よりよい経営資源改善に心がけ、住民サービスを向上し、町長を先頭に「田布施町の職員はようやっちょる」と言われるように頑張っていってほしいと思います。いつもならこういう要望をして質問を終わるんですが、今回は、先週の月曜日、社会福祉協議会に行きまして、所長の亀田さんがいましたので、「亀田さん、BCPの質問を12月議会から始めて5項目にわたって質問するんだけど、もう10年以上経過しちょるよね。当時は全国的にもこのBCP作成しているところが少なかったし、山口県の6町ではどこもつくっていないような状況で、亀田さん、作成に当たっては苦労したじゃろう」と言いましたら、「あれは森さんがやってくれた」と答えてくれました。それで大変苦労された、そういう過去の経験とか、あるいは田布施の総合計画作成とか、生きた経験になったかも分かりませんが、そういう話をまず森さんから思い出話として聞いてみたいと思いますが。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 私の個人的な急な質問であれなんですけど、このBCPというのは、町が策定しておりますのは、大規模災害が発生した場合、町民の生命と財産を守るため職員がどういう行動をするのかというのを定めたものでございます。約本当10年前のことなんで、今急にちょっと思い出せるかなんですが、大規模災害が発生したときに当日参集してくる職員というのは大体3割と言われております。そういった限られた職員の中でどのような業務を行って割り当てていくのかとか、ま

た発災からいつまでに何をしないといけないかという、そういうタイムライン的なものをつくることに苦労したのかな、苦労したなというのは今ちょっと記憶としてあるところでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） ありがとうございます。もうお一方、当時は10年前は総務企画課であった関係で森さんに亀田さんから指名があったんじゃないかっていう今思っておりますが、今度は山田課長、BCP、人、物、金、情報、時間、5つ言いましたね。町の事業計画するのに優先順位をつけたり、とにかく比較したりするのにこのBCPの考え方というのは常に必要じゃないかというふうに思っております。それで今回も町の財政は苦しいんで、かなり大きな基金を取り崩したり、そういう予算になっているんじゃないかと思いますが、この今5つ言いました経営資源の観点から今後どういうふうに企画課として取り組んでいくかというあたりを聞いてみたいと思いますが、急に言ひまして申し訳ないです。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 御指名なので、山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 私、平成11年から財政係に来まして非常に長く財政を、一時的に出向したり、総務課に来たりとかっていうことはありましたけど、それまでずっと財政をやっておりました。その間、小泉改革、覚えていらっしゃると思うんですけども、大変地方交付税が減らされて、そうそう、三位一体の改革ですね。交付税が当時不足していたもんですから、臨時財政対策債という実質の赤字地方債を発行していたんですけども、これも絞られて、もう財政が全く回らないという状況になって、それで緊急財政再生プランという行財政改革の計画を策定いたしました。それで身を切るような改革をやって、それがベースとなって今もやってきておるわけでございます。

これから先ということですけども、地方の大半の自治体は地方交付税に依存しております。今これからデジタル化とか、田布施町の中でも新しい事業というものが出来まして、将来を見通すというのがなかなか困難なんですけれども、基本的には地方交付税に依存しておりますので、そうした中でできる限り一般財源の確保と国庫補助金をしっかりと活用して財政を回していくと。それに尽きるというふうに思います。そういうことで御了解いただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） お二方、大変ありがとうございます。急に指名しまして、ある面申し訳ないというふうに思っております。次はこういうことをやりませんから。

それでは3問目へ行きます。田布施町の外国人についてと題しまして、今回の衆議院選では自民党の圧勝でしたが、その選挙の中では外国人について話題となりました。2019年、平成31年3月議会で外国人受入れ窓口のワンストップ化と支援する体制をお尋ねしました。町長から、企業の担当

者と来場され、転入手続に大きな問題は生じていないという回答があり、安心した記憶があります。外国人技能実習生は、中国人4人、ベトナム人33人で、「家族を含めた受入れ例はない。岩国市を参考にしたい」と回答がありました。

当時と今では受入れ条件が緩和され、日本の在留期間も長くなっております。人手不足分野、飲食、介護、建設などの特定技能、働きながら技術を習得する技能実習の在留資格・ビザ取得者が町内で就労しております。

出身国別内訳は。また把握できていれば、職種別の人数は。地域コミュニティの連携に問題は発生していないか。町は単身でなく家族同伴で田布施町で生活する外国人を想定しているか。4項目をお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

まず、1点目の本町における外国人住民の現状についてでございますが、現在、本町には13か国の方が居住されております。

国籍別では、ベトナムが35人、フィリピンが21人、インドネシアが12人、その他23人となっております。90人近い方が居住されております。

次、2点目の職種別の人数についてでございますが、在留カード等の行政上の届出項目に職種は含まれていないことから、町として正確な職種別の人数を把握することは困難でございます。しかしながら、先ほども申されましたが、転入手続の際には、町内の製造業も含む企業の担当者が一緒に付き添われることがほとんどでございますので、その多くの方が製造業に従事されて本町の産業を支えていただいていることは、前回御質問いただきました平成31年頃と変わっていないというふうに思います。

次に、3点目の地域コミュニティとの連携における問題発生の有無についてでございますが、現在町としてトラブル等の報告は受けておりません。

一方で、言語や文化の違いに起因する潜在的な課題の有無については、正確に把握する手段が乏しいことも事実でございます。今後、自治会や企業等との情報共有を進め、地域との円滑な共生に向けた取組に向けて努めてまいります。

最後、4点目の家族同伴での生活についてのお答えでございます。

本町といたしましては、適正な在留資格をお持ちの上、地域社会の一員として共に歩んでいただく方々を、単身か家族同伴か問わずひとしく歓迎する立場でございます。今後、家族での生活を希望される方々から、行政的な申請があった際には丁寧に対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 全体の人数は100人弱ぐらいで理解できるんですが、国が13か国といえば言葉も10ぐらいは違う言葉を話す人がいるんだろうというふうに想像しましたが、今1階の受付窓口に翻訳機能を持った装置がありますよね。13か国の方々がということだったら、全て言葉の対応は可能ですか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 受付のほうでタブレットを使って自動翻訳で対応しております。御指摘のように13か国の方いらっしゃるんですけど、今のところ特に困ったという報告は受けておりません。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 一つは、日本へ来られる外国の方は、ある面その国で優秀な方が来られるんで、その国の言葉でなくても、英語であれば何とかなるという面もあるんじゃないかというふうに思っております。今後もトラブルのない窓口対応をよろしく願います。

質問ですけれども、海外から転入手続で来られる方の在留カードを確認して、マイナンバー作成というのは外国人もするのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 外国の方であってもマイナンバーは作成していただくようになります。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） それでは、国籍を問わず、よそからの転入じゃないんですが、赤ちゃんが生まれたときはマイナンバー作成というののはどのようになるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先ほどマイナンバー作成していただくということをおっしゃったんですけど、あくまでもこれ自由意思にはなるんで、これは成人であっても赤ちゃんであっても同じように、希望されれば窓口のほうで作成することができます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） ちょっと今の回答、僕の理解不足かも分かんませんが、日本国籍のある赤ちゃんが生まれた場合、その出生届か何か来られるじゃないですか。そのときに並行してマイナンバーカードを作られるということですか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） そうですね。出生届に合わせて希望されればマイナンバーのほうも合わせて手続をいただくという流れになります。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） それでは、親が希望しなければ日本人の場合、赤ちゃん生まれてもマイナンバーを持たないという、早く言えば国民一人一人が自分の背番号を持たないということがあるということになるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今課長がお答えしたのは、多分マイナンバーカードの話なので、マイナンバーは一人必ずつきますから、その辺はちょっと誤解があるのかもしれませんが。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 副町長の今の説明で理解できました。ありがとうございます。

外国人の方にもマイナンバーを作るように手続のときをお願いして100%を目指してマイナンバーカードも作成していると、こういうことなんですよ。だから外国人が来られても番号自体は個人に振ると。カードはお願いして100%を目指しているというそういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 大変失礼しました。議員御指摘のとおりでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 正午が近づいておりますので、最後の質問というよりも、問題点あたりを指摘して終わりたいと思います。

以前にも言いましたけど、マイナンバー作成した場合、児童手当は親の口座でなくて子ども本人の、赤ん坊のときからずっと成長して児童手当が出る間は子ども本人の口座に児童手当を振り込んでほしいと。結局、親の口座に入れると生活費と一緒になるから、児童養育手当になると。だんごになるんで子どもの口座に行っとけば、大部分の方か少数か分かりませんが、手をつけずに子どもの入学なり、将来の大学に行く教育資金にするのに手をつけない方も、一部だけ手をつける、そういう方もおられるんだと思うんですよ。国もマイナンバーの普及を目指すのであれば、生まれたときから口座とマイナンバーをひもづけて、口座をひもづけんや児童手当払わんとすれば、普及率も、ものすごくアップするじゃないですか。これを県とか国に大いに訴えてもらいたいと。

それと、高校が今は無償化になっていますよね。無償化にこの4月から完全になるのかどうか、このあたりははっきりしませんが、この高校生の生徒のマイナンバーの取得率で学校間で差をつけると。

当然大学もいろいろ進んでいるような、留学生が多いような学校にとか、あるいはいろいろ学業が進んでいるようなところには補助金も多く出しますが、ここにマイナンバーの学生の取得率の高いところと低いところで、高いところには余計補助金をやるよと。それで低いところには国の補助金をカットするよというふうにやれば、高校も大学もマイナンバーの取得率が上がっていくと思いますので、このあたりも機会があれば、町長、機会があれば、うちの議員で松田ちゅうつまらんのがこねえなことを言いよるちゅうて、雑談でも結構ですから、県・国に話を持っていってもらったらと思います。

これを最後に、ちょうど12時少し前です。いい時間に終わりました。いつもと違うような質問をしまして、大変失礼しました。

本日はありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を13時30分、1時30分、再開しますのでよろしくお願いします。

午前11時58分休憩

.....

午後 1時29分再開

○議長（南 一成議員） それでは休憩をほどこき、会議を始めます。

先に松田議員の一般質問の回答をしたいと思います。長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先ほど再質問でございました田布施町のマイナンバーカードの保有状況についてです。全体で84.4%と、2月末現在の数字でございます。

以上です。

○議長（南 一成議員） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続けます。西本篤史議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） それでは、2問質問いたします。いずれも一問一答でよろしく願います。

最初に、太陽光発電設備の設置管理について御質問いたします。

太陽光発電設備（10キロワット）以上は、2012年にFIT（固定価格買取制度）が導入されました。20年間は固定価格で電力会社が買い取ります。しかし、2030年問題と言われる環境破壊の懸念もございます。

懸念事項は、機器の不法投棄、有害物質の流出による環境破壊、最終処分の逼迫であります。

2022年7月から、産業用太陽光発電の事業者に廃棄費用の積立てが義務化されております。この制度で、不法投棄の懸念が減るのか疑問であります。

田布施町は、他市町に先駆けて、太陽光発電設備の設置管理に関する要綱を制定しております。

全国では、森林伐採など環境破壊の問題もあり、327市町村が条例を制定しております。

先日、仙台市は、大規模太陽光発電（メガソーラー）についての条例を改正して規制を強め、設置を抑止する方針です。

条例改正の素案は、2月20日仙台市が市議会に示しました。素案では、まず、太陽光発電設備の設置規制区域に、水道水源保全区域と森林地域を追加しております。一昨年、太陽光パネルの下に、柵を植える業者が住民説明をしないで、自治会長に同意を求めた事例もあり、町の要綱を条例にしてはどうかお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

議員御指摘の太陽光発電設備におけます2030年問題につきましては、設備の大量廃棄や将来への環境負荷などの懸念など、地域の環境保全において極めて重要な課題であると認識いたしております。

本町では、こうした課題に対し他の市町に先駆けまして、田布施町太陽光発電設備の設置管理に関する要綱を策定し、適切に対応を講じてまいりました。

まず、廃棄、不法投棄への対応については、国において、2022年7月より廃棄費用の外部積立義務化制度が施行されており、事業者に対して設備廃棄に備えた費用の積立てが義務づけられております。

本町においても、要綱により設備撤去時の届出を義務づけることで、事業の状況を把握し、不適切な処分を未然に防ぐことにしております。また、無秩序な森林伐採、土地増生等への対応についてですが、現行の要綱では、雨水や土砂の流出、地滑り等の災害リスクを防止する措置等を遵守事項としており、無秩序な開発を抑制するための行政指導を行っております。これにより、自然環境の保全と災害リスクの最小化を図っております。

次に、住民説明への強化でございますが、本町では令和6年9月に要綱の改正を行い、事業者による地域住民への説明責任を一層明確化いたしました。改正前の地元自治会等への周知では、一部の代表者への説明のみで済ませるような事例も想定されることから、出力50キロワット以上の設備を設置するときには、周辺住民に対する説明会の開催を義務づけ、10キロワット以上50キロワット未満の設備についても、周辺住民への書面配布や個別訪問といった事前の周知措置を徹底するなど、実質的に厳格な行政指導を行っております。

これらのことを踏まえまして、議員御指摘の条例化につきましては、条例を制定している自治体の多くが、甚大な災害リスクを主眼としたものとなっております。本町におきましてはそのような開発

事例はなく、義務の不履行等に対しても法律により認定の取消や改善命令といった措置が法律により講じられる体制が整っておりますので、当面は要綱に基づく運用とさせていただきたいと思っております。

しかしながら、今後、要綱による指導等に限界が生じる恐れがあると判断されるときには、条例化など機を逸することなく対応してまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ありがとうございます。当面は条例化しないという方向であるように答弁いただきました。

今回、令和6年、2024年に要綱の改正をしておるんですけども、最初の要綱をつくる時、当時川添副町長がかなり尽力されておるのを記憶しております。

年ごとにいろいろ条件が変わってきて、今回、令和6年に改正されたんですけども、今回改正された後、いろいろなトラブルとかそういった事例はございますか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 改正後につきましては、特に大きなトラブルが発生したという話は聞いておりません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 昨年、先ほど言いましたけども、ソーラーシェアリングちゅうんですか、ソーラーの下に榊植えて、いわゆる地目は農地のままで、太陽光パネルをつけると、そうしたら税金がそのままであるというふうなうたい文句で業者が、私のところの地区にもかなり言いに来たんですけども、いわゆる農業委員会、その辺にちょっとストップかけられて断念したというふうに聞いておりますが、その辺の農業委員会としては、どれぐらいの件数があったんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 営農型発電の設置につきましては、約2年前にそういった事例が起こりまして、1件なんですけれども、当時農業委員会のほうで何度も農業委員さんのほうと農業委員会におきまして協議を重ね、また農林水産省の営農型発電設備の取扱いについてのマニュアル、こちらを踏まえて不許可というような対応をしております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今回の農業委員会のほうでちょっと不適切な太陽光設置、これストップしたと思うんですけども、太陽光パネルは今の農地、地目変更して設置する場合と森林を切り開いて設置する場合、また雑種地に、空き地に設置する場合、いろいろなパターンがあると思うんですけど

れども、町内で森林を開いて設置した事例とか、空き地、遊休地を利用して設置した件数とか、その辺の把握はできておるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 長合福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 申請のほうを受付けておりますので、今の数字は持ち合わせておりませんが、把握はできております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 要綱ができた頃、大波野地区で山のとっぺん、知らん間に広がって、そこに太陽光パネルができておったんですけども、その側に新たに業者が土地を売ってくれということで、たまたま私の土地も入っておったんで、当時の総務課長が西本さん、土地売れるかねという話で、ちょっと内容聞かんにゃ分からないし、住民説明をしないとちょっと無理じゃないという話をいたしましたところ、その業者は住民説明があるんであればという格好で断念しました。

そういう経緯もありますので、この要綱もある程度、歯止めになったかなと記憶しております。こういう事例というのほかにもあったんでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃいますように、当初いろんな、無秩序とは言いませんが、ルールもそんなに明確化ないときにバラバラ出てきて、一時期そういった時期がありましたけれども、うちは要綱をつくりましたのは、FIT法という国の法律がありますから、もう権限は国が持っているんです。私が持っている権限というのは本来ないんですが、要綱をつくれれば私を通して国に行くというルールをつくれれば絶対うちに言ってくるから、そうするとそれが嫌な業者は来ないはずだと。真つ当な業者は来ていただけども、何か住民説明しても了解を得られんようなルールを無視するような業者はうちを避けて、よそに行ってくれるだろうという判断でつくった次第です。ですから、本来、許可の取り消しとか、そういったものは国が全部持ってますから、うちが持っているだけではありませんけれども、やっぱりその田布施町はそういうコントロールしてますよ、監視してますよということをするために、要綱をいち早くつくってやってきたわけです。

ですから、あまりなかったと思うんですが、今メガソーラーとかそういったことになってきますと、私の思いで歯止めが効くかどうかというのは分かりませんので、議員おっしゃいますように、状況を見ながら国とも相談しながら対応していかんやいけませんし、やっぱり再生可能エネルギーというのは国もどんどんやっていくという姿勢があったり、また環境側面から見たら規制したりという、私どもが見るとどっちなんだろうというその時期、その時期で国の対応が変わってきますので、非常に難しいんですけども、環境保全ということで、うちは見させてもらうしかありませんのでその辺から見

て、要綱で今やっておりますが先ほど申しましたように、それじゃ駄目だということになればすぐ条例のほうに切替えるということで、準備はしておこうかなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 町長のおっしゃることと同意いたします。

今、最初のFIT始まってから今12年目ですかね。20年経ったら一応FITは切れるんですけども、10キロワット未満ですかね、あれは10年で一応FITは切れるんですけども。

町内見渡すと今の麻郷地区、井神地区、ここ太陽光銀座と言われて、すごい太陽光があるんですよ。そん中をまた見ていくと、太陽光パネルの中から木が生えておったり、中にはフェンスしていないと管理が行き届いていないところもございます。

この、今の20年後に業者がちゃんと廃棄処分できるかどうか、そのへんがすごい不安なんですよね。今のいろいろ環境問題で放置しておれば、有害物質が流出するとか、そういったちょっと懸念もございます。

今回の要綱の中を見ると、今の廃棄処分に関する項目というのは何条に載っておりましたか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 条項で言いますと11条になります。

11条に太陽光発電設備を撤去処分しようとするときは、撤去開始予定日の30日前までに届出を町長にしなければならないというふうに記載されております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 書式の8号ですね。太陽光設備の撤去予定届、これと太陽光発電設備撤去完了届。この2枚が最終的に出さなきゃいけないんですけども。途中を、最初設置するときには設置業者の発電設備の所有者並びに発電設備の管理者。これを住所、氏名、連絡先、これ、書くような、書式の7号、これあるんですけども、途中でこの所有者が変わった場合とか管理者が変わった場合、この最初の届出は、でっばなしてから途中、名義変更する書類っちゅうのがないんですよ。この辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、田布施町がずっと管理していくという立場にございませんので、当然国が中国の農政局じゃなくて、あの、広島のほうにありますけども、そこのやり取りをしなければならないということになっておりますので、そこのほうでちゃんと管理されているというふうに思います。

で、うちが要綱をつくっていますから、うちから、これ、おかしいですよというのは言う権利があ

るわけです。要綱をつくっていなければ、言う権利そのものはありませんけど、うちはルールがありますから、ルール違反ですよというのは言えますからそういう所有者が変わっているとか、名義が変わっているとかいうことがあれば、管理上のことについても要綱に基づいて申出することはできますので、ある程度の規制はかかるのかなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 名義者が変わったような地域住民の方には分らないのですよね。ここで本当に変わるときはこういった、要綱の中の書類を名義変更書類とか、その辺をやっぱり付け加えて、名義変わりましたよというのを一応出してもらって、それを国に提出するとかしたほうがええんじゃないかと思いますがどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 要綱の8号に事業内容の変更があった場合には、やはり30日以内に提出するという項目がございますので、一番最初に出した様式第2号に同じものにはなるんですけど、こちらのほうで提出していただけるものだというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 何条ですか。

○議長（南 一成議員） 長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 8条です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 8条が太陽光発電業者は発電事業に着工するときに、当該事業に着工する日の30日前までに、これ、設置届ですね。変更が入ってるわけですね、この8条の中に、8の2ですか。8の2の中に太陽光発電設備の計画変更配置届、これを出すということで、一応変更のときにはこれで済むということですね。わかりました。

将来的に2030年問題と言われるように、いずれの廃棄物すごい出て、この廃棄費用が結構高いんですよ。1キロワット当たり1万7,000円、今現在です。例えば50キロワットの太陽光パネルとしては85万円、1,000キロワットの1メガワットソーラーだったら1,700万円、これぐらい費用かかるんです。業者がそのときにちゃんと費用を払って撤去すればいいですけども、こんなお金を払えんといって放棄していった場合、この設備はどうするんだということになります。その辺のちょっと要綱なり、条例なりでこの辺のいずれ廃棄する場合には完全に撤去するというふうな項目を入れたほうがいいと思いますがどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） F I T法のそもそもの考え方がつくるときを前提でつくってますから、やっぱりこれからかなり大量のものが一気に出てくるということになりますので、あの国のほうもちゃんと制度化はやっていただかなきゃいけませんし、まあ、うちが条例化しても上に法律がありますから、法律に反するようなものを上書きで、こう、かけるというか例えば罰則を入れるとか、F I T法がかけているもの以外のものをうちがかけるというのは多分裁判によっても有効じゃないと思いますので、その辺、法律とうちの条例なり要綱なりとの整合性はちゃんとこれから考えていきたいと思ひますし、国のほうへも当然これだけの異常気象で温度があれだけ高いと20年前の想定のパネルの消耗と絶対違うというふうにも業者のほうも言われておりますので、かなり早くそういった破損とか、性能劣化が起こるんじゃないかなというふうに思ひますので、その辺は国とも十分情報交換していきまひます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今のお話しございましたけど、性能が12年前できた頃、太陽光パネル大体変換効率15%、今は大体25%かなり性能が上がったんですね。F I Tが20年後に終わった場合、おそらく業者が性能のよいパネルにやりかえるか、もしくは売電収入。F I T始まった時には大体1キロワット当たり40円が今9円ですか、かなり、4分の1減ってますんでF I T終了後にやめるか、継続するかという境目で、そんなときにかなり廃棄物出ると思ひます。それも含めて、ちょっと要綱なり、ちょっと改正しちよったほうがいいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 法律でもともと管理されるべきもんですから、うちが法律で考えのないものを規制したりというのは、やっぱりそのルールからいくとやっぱりなかなかそぐわないので、ずっとした法体制の中で管理していきまひたい。だから地元の環境面とかで、そういったことをちゃんと法律に基づいて業者さんと話をするという具合のものにとどめておくべきじゃないかなと今のところ思ひております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 言われるのはごもっともと思ひますけども。

いずれにしても、田布施町内ではこの廃棄物、これが不法投棄しないような、太陽光のこの要綱別に廃棄物処分方法のいろいろな条例があると思ひますので、そちらのほうにも今の太陽光パネル関係、そのへんの不法投棄防止の中、項目を入れたほうがええと思ひますが、どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今、町長含めて答えさせていただきましたけども、国も今の廃棄の問題については、いろいろな事業者と連携して取り組んでいきまひますし、これから先どんな制度ができる

かも分かりませんから、情報を収集して町としていろんな国、県の情報を取り入れながら対応させてください。

以上です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 仙台市の今の条例改正、これを見ますと水道水源保全区域、森林区域、そこに太陽光発電設備もある程度設置の規制をしようという話で、田布施町も田布施川上流、水源ですから上流行くと水源です。その辺とかなり森林があるんですけども、これを切り開いて設置すると、そういうところもちょっとこれから出た場合、ある程度歯止めするものが必要と思うんですよ。

農地の場合は、今、農業委員会である程度歯止めかかっていますけども、それ以外のところで、例えば林を、森林を切り開いて太陽光をするとか、そのへんの歯止めするものなんか、今現在ございますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今のところ危険区域、先ほど言いましたように土砂災害とか、そういう恐れがあるところは今の要綱の中で協議しながらやっていくしかありませんけれども、今言われるように要綱ができて、そういう地区含めて、近隣とのトラブル含めて、今のところあまり苦情がない状態なんです。

で、先ほど言いましたように、いろんな条件が重なって出てきた場合には、その条例対応をすれば国との関連の規制がかなり強化されます。で、罰則規定もできたり、いろんな条件が条例化すればできます。

ただ、それに伴って手続等も複雑になるのもありますし、だから今の状況であれば、現在の要綱のまま、先ほど言いましたように、様子を見たいと思いますけれども、要件によって、いわれるようにいろんな要素が絡んできた場合には、条例化するべきだというふうにも思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） そのときには是非、条例化を検討していただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。

次に、小規模農家等の支援について御質問いたします。

農業支援は主に集落営農組織、認定農業者、認定新規農業者でございます。

農業倒産は30年で最多で、そのうち小規模農家は8割でございます。原因は資材コストの高騰、人手不足の深刻化、高齢化、農機具の老朽化であります。

今、地方自治体が小規模農家を支援する動きがあります。小規模農家、兼業農家は地域の農業を守

る戦力であり、環境維持、中山間や小規模圃場を担う存在であります。

兵庫県の丹波市は、小規模農家等グループ支援事業を行っていると聞いております。農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等）新品、中古に補助を出しております。

小規模新規就農者やほかに仕事を持つ若者や後継者は安定した経営ができるのではないのでしょうか。

小規模、兼業農家に支援ができるかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

平成8年以降の30年間で最多を記録した令和7年の農業倒産は、全国の農業法人を対象とした調査ではありますが、そのうち資本金1,000万円未満の小規模・零細営農企業の割合は約8割に及び、その要因は資材や飼料の価格上昇、人件費の増加と言われております。

一方、企業の農業参入は進んでおり、御承知のとおり本町でも企業農業参入が進んでおります。

今後も国、県、町のあらゆる施策等の情報提供を企業等にも行い、今後も連携していきたいと考えております。

また、本町の中山間地域においても、集落営農法人の解散や規模縮小を余儀なくされる事例も発生しており、これまでの支援策の柱でありました農地を預ける形で離農の受皿となる体制支援や高額な機械の共同利用、経営の一本化などによる経営合理化だけでは追いつかないという課題に直面しているのが現状でございます。

このようなことから、令和8年から本町で本格的に進めていこうとするのが、本町の農業の在り方を確立すべき、地域プロジェクトマネージャーとして派遣を見込む農林水産省職員と関係機関で連携して取り組む田布施町農業支援センターの設置でございます。

この組織では基盤整備された圃場での営農を将来的にどのように維持していくかがまず大前提のテーマとなるわけですが、併せて効果的な施策や新たな生産振興対策についても論議を重ね、特に後継者、人手不足に悩む中山間地域についても、これまでの国等の支援策の活用方法等を見直しながら、有効な経営発展支援を行い、持続可能な農業の在り方を示していければと考えております。

御質問の小規模農家や兼業農家への直接的な機器、機械導入等の支援制度は現在はございませんが、中山間地域や小規模圃場等、地域の農業を守る重要な存在でございます。

これら小規模、兼業農家の中には比較的若く意欲のある農業者の方もおられますので、年齢、経営規模、経営作物を目指す年間農業所得、労働時間等を勘案しながら、活用可能な国等の支援策を勘案し、これから動き出します田布施町農業支援センターが打ち出すべき方針等と照らし合わせまして、どのように取り組むべきか協議を進めていければと考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） ありがとうございます。私も兼業農家でございます。また、小規模農家で今年1町5反作っておりますけれども、昨年農機具がいろいろ故障しまして、修理代が50万円かかりました。収入が100万円ぐらいなんです。去年の苗代、肥やし代、機械の修理代、全部合わせたら大方200万円ぐらいかかって大変な赤字ということで、農機具も近所の方を見ても農業を辞められた方はほとんどが農機具の老朽化、高齢化が原因なんです。この辺の支援があれば息子さんとか後継者に渡して、まだまだやられたんではないかと思えますけれども、なかなかの、田布施町もおそらく4割は小さい町、中山間と思うんです。ここで平たいところの大規模農地、圃場整備してかなり広い田んぼが増えたんですけれども、それにしてもほかの他町から来る業者の方は今の環境整備、草を刈ったりする方もいらっしゃるんですけれども、全然刈らずに何もしない業者も入っております。今まで小規模農家、地域の方が多面で農地管理しておりますけれども、いずれこういった管理も高齢化でできなくなると思うんです。その辺もある程度支援があれば、継続していけるかなと思っておりますが、そのへんいかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 町長の答弁にございますとおり、まさにこれからの田布施町の地域農業の在り方そのものを検討していく中で田布施町農業支援センター、こちらのほうを設置していくわけなんです。そちらのほうでもそういった地域の農業に関する課題を整理しまして、これまでの経営団体への圃場整備を含めて、そこの持続可能な農業というのが大前提ではございますが、それとは別にそういった後継者の問題、また圃場整備であったとしても木地地区、大波野地区は地形上の中山間地域でございますので、そういった部分での今後の農業の発展について、どのような施策ができるかというのを今後検討をしていくということになろうかと思えます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今、認定農業者、これが何町以上とかいう話聞きました。今、集落営農組織、大波野で言えば「もやいかみだん」そういったのがございます。

昨年からの「MA I ランド」という小郡から業者が来て、今、田んぼを作っていただいておりますけれども、こういった大規模営農組織にはかなり補助金が出るんです。大型機械何千万もするよなのを補助したり、何百万のトラクターで補助したり、しかしこういった小規模、兼業農家には全くと言っていいほど補助がございません。そこで今、丹波市の今の小規模農家等グループ支援事業、これ、今、資料がございますけれども、トラクター、これいろいろありまして、男性のみの農業者グループとか、女性を含む農業者グループ、これは米だけでなく野菜作り、その辺も全部含まれると

思います。

これも人数が、例えば新品を買うときに人数が3人であれば70万円とか、5人であれば90万円とか、また中古も3人で共同で使う場合、中古でも35万円とか、5人であれば45万円であるとかいろいろメニューがございまして、購入費下限、これも30万円とか、いろいろございます。このへんは田布施町内の財政でこれを全部補助を出してくれるとは、到底無理と思います。それを県、国に掛け合っ、この辺を補助をいただくとか、そういったのもいろいろ上に言ってもらえばかなり補助金がつくのではないかと私は勝手に思いますが、どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 兵庫県丹波市の事例を御提示いただきまして、本町としましてもこちらは要綱等にもございましたとおりグループでということもあります。そのグループというのも、要するに共同利用というようなのが主眼としてあるのかなというふうに感じております。

山口県におきましては認定農業者というふうには限定はしておりませんが、地域農業資源リノベーション事業というものを、本町の法人さんが中心に活用をこれまでであった部分もございまして、こちらは取組内容に応じて目標面積、主穀であれば1ヘクタール、露地野菜では3反、花卉は3反、果樹であれば1反、こういった部分の目標を定めていただければ中古等にも支援制度がございまして、3分の1の。

こういった部分も御相談を応じてリノベーション計画に位置づけられると認められれば対応のほうさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ経済課のほうに御相談いただければというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今の答弁で、今現在、そういったこれに似た補助金があるということ全く知りませんでしたので、ちょっと広報に載せていただいたらと思います。

先ほど答弁でございました、今年度新たにできる田布施町農業支援センター、これなんですけども、先日、ちょっと町長をお伺いしたら、田布施町農業支援センターという建物ができて、そこに人がいっぱい集まっているいろいろ相談するのかなと思ったら、組織名ということでまだ建物はないという話なんですけども、この辺の運営方法というのはどうなるでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 建物はこれからも建てる予定はございませんし、組織として活動していくという部分で、組織のトップといいますか、センター長を町長を据えて、派遣の農水省職員を全体のマネジメントという形で、関係機関、農協、県、また国と町とで、あらゆる施策の支援の在り方に

ついて検討していくというふうな格好になるかと思えます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） この国営圃場整備を核とした新たな農業振興モデルの育成ということなんですけども、サブマネージャーに田布施町の農業委員会、土地改良、JA山口県、柳井農水、これはサブマネージャーで、国の派遣職員がマネージャー、センター長が町長ということで、このいろいろ話をされる時地元の農業者、この方も一緒にいろんな話合いに参加していただいて、本当地元のいろんな意見、これを吸い上げてもらったらと思いますが、その辺は計画としてはどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） まさしく地元の今、営農者の方との話合いというのは、こちらの協議体の核となりますので、最終的な関係機関との調整はこのメンバーで行うんですが、それまでに現地に赴ってそれぞれの部署担当でヒアリング等を行いながら、課題のほうを整理していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 今回の国営圃場整備を核としたと書いてあるんですけども、いずれ県営圃場整備、また圃場整備をしていない圃場、その辺もございますけども、その辺はどういう位置づけなわけですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 国営圃場整備田が核となって、それに付随する県営団体への圃場整備田も含めて検討いたします。

あとの農地につきましては、広くは農業振興地域の用地に関しましても、生産振興に関わる部分でどのような位置づけにしていくかっていうのも含めて考えていきたいと思えます。

あとは、ただ、用途地域の農地までいくと、なかなかそれは対策の方向性がちょっとぼやけるのかなというふうには感じております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） この農業支援センターが、先ほど言いました兼業農家、小規模農家、この辺の支援に内容を含めて議論されるのか、要は地域の担い手の育成ですよね。そういうのが一番大事と思うんですよね。ただ大規模農家を支援して圃場で野菜作ったりトウモロコシとかそういったものを作る目的だけではなくて、地域の環境保全をずっと残すためには、小規模農家、兼業農家の力も大切と思うんですよね。ここの、今回、田布施町農業支援センターの中で、そういった小規模農家も含めた位置づけ、これからどうするか、その辺もやっぱり大事だと思いますがどうでしょうね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 農業っていうのは、企業がやるわけじゃなくて人がやるわけですから、当然、兼業農家の方も零細農家の方も、農業に関わっていただく方はプレーヤーですから、当然プレーヤーが少なくなってくるっちゅうことで問題になってるわけで、その大きな田んぼ、いい田んぼもプレーヤーがいなかったら維持できないということで、プレーヤーを増やしていこうというのが前提ですから、当然、西本さんとか農業を一生懸命やられてる方、法人とかに入っていられない方もお声かけを最終的にはしていただいて、みんなでこの田布施の農業をつくっていこうという形にもっていきませんと、限られた企業だけが生き残っていくというのをつくる気は全くありませんし、ですから皆さんが当事者意識を持っていただいて、国の農政でも本当に難しいと思うんですよね。去年と今年も全然スタンス違いますし、それだけ農業というのは難しいことですから、このセンターをつくったから、私責任を持って、絶対大丈夫ですとは全く言うつもりはありません。当事者意識を持っていただいて、まず参加して、話し合っ、どうしようかというのをみんなが集まって、なかなかそういうものがないとね、集まってきていただけないんですよね。だからそういう話合いの場とか、コミュニティをつくる場にまずして行って、そこでいろんな意見が出てきたのを取りまとめをして、事業としてできるもの、法人としてするもの、地域としてするものを分けてやっていく中で、零細の方とか地域の保全活動というものも当然関わりが出てきますから、当然そこへ踏み込んでいくようになるかも分かりませんが、最初はあまり幅広くしますと訳が分からないようになってしまいますので、最初は絞って、その大きな農業がどういうふうに継続できるんかっちゅう大きなテーマをさばきながら進めていこうというふうに思います。

最初から決めておりませんのは、私が決めてしまいますと誰も来てくれませんので、皆さんと話し合っ、皆さんと一緒に考え方を言って、まずルールをつくりたいなというふうに思います。私が最初からルールをつくとそういうことになって、皆さんがもう何の意見も言っちゃあもらえなったらもうおしまいですから、今から皆さんと1個ずつ話し合っ、ルールをつくるということです。少し時間がかかるかも分かりませんが、それで2年間、何か成果が出るようにというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 農業だけではなくて、多面、これで今の環境保全、今補助金いただいてやっておるんですけども、毎年参加する人が高齢化で減ってくるんですよ。草を刈るにしても、最近ラジコン草刈り機とか、結構いい草刈り機も出ております。昨年、私もラジコン草刈り買ってましたんですよ。結構楽しいんですよ、これね。で、息子は草刈ったことないのにラジコンでちょっと草刈ってくれと言ったら喜んで草刈るんですよ。こういった支援も、これからのスマート農業、大事

と思います。今ドローンとか、これを使っていろんな農業も今やっておりますけども、その辺も含めて今回の農業支援センターを議論していただいたらと思いますが、その辺の御意見どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 昨年、一昨年と、この農業支援センターという形づくりの前段で関係者とお話する中で、今後の農地、また農業施設の維持に向けての課題、特に草刈りの問題と、その部分で人員の確保が難しいという課題が明確でしたので、その辺りを日本型直接支払制度、こちらのほうをどのように今後進めていくのかという部分は大きなテーマとして考えておりますし、当然、これから検討していくものだというふうに捉えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 先日、県議とお話するのに、今の高校生、中学生、それでボランティアで今のラジコン草刈り機使えば喜んで刈ってくれるんじゃないかなという話もしましたが、田布施川の周りののり面、これも今のラジコン草刈り機でしゃーってやったら進むと思うんですよ。その辺も、町も1台ぐらい買ってみたらどうですかね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 貴重な御意見として承りたいと思いますけれども、実際、検討に上がってないわけではございません。それをどういうふうに所持して有効活用していくのか、そういった無人の機械等、今後、ますます利用に向けて検討していくべきことだというふうには捉えておりますので、しっかり検討させていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） いろいろ意見を言わせていただきましたけれども、田布施町は、以前は8割ぐらいは農家だったと思うんですよ。今うちの集落もJAの回覧板回ってくるを見ると、3分の1から4分の1ぐらい減ってるんですよ。本当、町内もかなり減ってきておると思います。本当このまま行くと担い手がいなくなって、農地、環境を破壊されて草ぼーぼーになっちゃうんじゃないかとちょっと懸念しております。今回の農業支援センター、ちょうどいいタイミングで設立されましたんで、今後を期待して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、落合祥二議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） それでは通告に従い、2件の質問をいたします。質問方式は一問一答で、答弁は2件とも町長にお願いします。

まず、1問目の上関の中間貯蔵施設についてです。

昨年8月、中国電力は立地可能性調査について、中間貯蔵施設の立地が可能であると判断したとして、上関町長に調査の報告書を提出しました。

一方、昨年3月に田布施町議会は、建設に反対する決議を賛成多数で可決しています。柳井市議会においても、昨年の選挙で建設に反対する議員が定数16人に対して9人が当選し、柳井市議会の3月定例会では、田布施町と同じように建設に反対する決議の可決が想定されているというふうに言われています。

明日、3月11日は東日本大震災が発生、福島第一原子力発電所事故が起こった日です。もう既にテレビ等でいろいろそういった特集もされておりますけども、日本は地震大国なんです。南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率は60から90%程度以上となっています。田布施町は立地予定地から約10キロから25キロの範囲にあります。馬島から小行司まで全部その中に含まれるわけですけども、中間貯蔵施設が上関にもし建設されれば、町民は将来にわたってリスクを背負うこととなりますが、建設されなければリスクはありません。

これらを踏まえて、次についてお尋ねします。

1点目。資源エネルギー庁を訪問されると聞いていますが、いつ行かれるのですか。

2点目。国や中国電力に対し、住民説明会開催をいつ求めるのですか。

3点目。賛成・反対の専門家を招いたシンポジウムはいつ開催されるのですか。

4点目。直近の記者会見においても、村岡知事は周辺自治体の理解が必要と言われております。このことに対して、町長はどのように対応されるのでしょうか。

以上、質問します。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

上関の中間貯蔵施設につきましては、昨年の12月議会でもご答弁させていただきましたが、それ以降、県知事選挙、衆議院議員選挙、そしていくつかの議員選挙がございましたが、上関町での具体的な動きがないことから、再三申し上げておりますように、1市3町の首長会議も開催されておられません。そうしたことから、これまでの答弁を繰り返すこととなりますが、御容赦をいただきたいというふうに思います。

それでは、1点目でございますけども、資源エネルギー庁への訪問についてですが、昨年の12月議会でお答えいたしましたように、時期につきましては、まだ具体的に決定されてはおりません。

2点目、国や中国電力に対し、住民説明会をいつ求めるのかとの御質問でございますが、これにつ

きましても議会で答弁しておりますとおり、詳細な事業計画等が示されておられませんので、住民説明会等の開催方法や時期等については、1市3町の会議でまだ具体的に決めておりません。

次、3点目でございますが、賛成、反対の専門家を招いたシンポジウムはいつ開催するのかのお尋ねでございますが、これにつきましても、同じように詳細な事業計画等が示されておられませんが、現時点では具体的なものとはなっておりません。

最後の御質問でございますが、県知事は周辺自治体の理解が必要と言っているが、どのように対応するのかについてでございますが、現在のところ、県のほうから具体的な対応を求められておられませんので、これまで1市3町の首長会議の中で、こうした話し合いは行われておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） この間、前回の12月議会の高見議員がいろいろ御質問された内容とほとんど変わっていないと思うんですけども、1点目の資源エネルギー庁の訪問。2点目は国や中国電力に対する住民説明会の開催ですよね。3点目がシンポジウム。4点目が県知事の対応ですが、今、一応、中電は冒頭申しましたように、8月に中間貯蔵の立地が可能であると判断したということを書いてきているわけですよ。あとで事業計画といっても、具体的にあれば、事業計画というのは施設の規模とか、いろいろなことを多分示すような形になるんだろうと思うんですが、今言う、田布施町民を含む周辺の住民が不安に思っていることというのは、何もその事業計画を待たなくても、いろんなことで対応できると思うんですよ。いつ、その事業計画を出されて、いつ県知事が……それがもう、あっという間にそういうことが起きた時、どういうふうに対応するのか、それはどうなんでしょうか。どういうふうを考えていらっしゃいますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 事業計画についてのお答えでよろしいでしょうか。いろいろ今質問がございましたすみません。

○議員（1番 落合 祥二議員） 事業計画の捉え方で、どういうふうに捉えていらっしゃるのかということと、私がさっき言ったように、事業計画を待たずとも、いろんな行動を今取っていかないと、事業計画出た、すぐ知事も聞きに来られたということになると、対応が難しいんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いろんな考え方があると思います。落合さんのようにお考えの方もたくさんいらっしゃると思いますが、まず具体的な内容を聞いてみたいという方もたくさんいらっしゃいます。

ですから、やはり事業計画は規模。落合議員もおっしゃいましたように規模。とすると、当然そのリスクも出てくる、メリットも出てくる、そのものがはっきりしないとお化けのような話で話しても、そもそも論だけで論議すればいいかも分かりませんが、今、中国電力がその立地可能とされて、今から事業計画を出しますよというふうにおっしゃられているわけですから、私どもはそれを正確に判断して、それから対応しなければいけないのではないかなという、1市3町の中の話ですけども、そういうふうになっております。

それと、資源エネルギー庁につきましては、随分この話長くするつもりはなかったんですけども、最初の段階と今の段階、随分お話が……資源エネルギー庁でも、すぐ行ってちょっと聞いてみようという話から、今そんなに、ちょっと覗いてみましたという話で済むような問題じゃなからうという、資源エネルギー庁の訪問を、最初の時期から比べると随分考え方が変わってきておりますので、一個一個同じような質問に見えますけども、シンポジウムについてもそうです。

私は前回、上関原発ができる時に、田布施町へ県の商工労働部はシンポジウムの開催ということで、県のほうで開催していただきましたということを議会のほうで御答弁申し上げまして、それが今回どうかということですから、シンポジウムということも当然あるかも分かりませんが、まずその説明会、その前の事業計画等を聞いて、事業計画をはっきりつかんで、国、また資源エネルギー庁なのか分かりませんが、防災の関係も含めて説明会をして、それでじゃあ、どうなんだったって行ってシンポジウムをして判断するというのが、慎重にいけばそうなるんじゃないかなと思いますが、その段階からいくと、まず前段の——どうでしょうか、上関町のほうへはそういった請願がもう出てるようですから、中国電力がどのように判断されるか分かりませんが、事業計画を示してほしいという上関町の請願を受けて、どういうふうに動かれるのかよく分かりませんが、それを見て対応しようというのが12月に1市3町の首長が集まって話をした経緯でございます。その後は最初申しましたように、集まっておりませんので、全くその1市3町の考え方というのはまとまっておりません。最初から1市3町で一応まとまって対応しようという前提で確認をして動いておりますので、これは田布施町だけでということにはなりかねますので、現在のところ、そういった形で動いております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今言う1市3町の集まりというのは、今度いつあるんですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議会という定例会という決められたものはございません。規約もなく本当、任意の首長が集まって協議の場と、そこには職員もおりますので、密室で何か決めているということではございません。うちでいきますと企画の課長も来ておりますし、各1市3町の担当者も来て情報

共有しておりますので、なんか陰でこそこそしてるというような会議ではございません。ですから、これから事業計画が出てくれば、当然話を情報共有するということになりますので。これまでの話からすれば。その動きに基づいて開催をするということになろうかと思えます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 私は事業計画が出る前に、いろんな動きをしたほうがいいというふうに思うんですけども、例えば事業計画が出たら、シンポジウムを先ほど行うように考えているというふうにお聞きしたんですけど、そういうスケジュール、そして県知事がお尋ねになった時には、その状況を見てまたお答えする、そのように受け取ったんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 言葉でしゃべるというのは難しいんですけども、前はシンポジウムという形でしたと。今回がそれでいいのか悪いのかというのは、またこれからの状況を見て、取りあえず説明会というものが無いと、いきなりシンポジウムというわけにはいかないというふうに思います。ですから説明会なりがあって、それを受けてシンポジウムがあるのかなというふうに思います。県知事のほうも事業計画が出てからというふうなニュアンスも取っておられますので、私どもそういった考え方でおります。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 最初からですが、中国電力は説明会をずっと開いてないですよ、議員を対象にはやりましたけど。今回、事業計画をたとえ示したとしても、説明会をやるという保証はどこにあるんです。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私は中国電力ではありませんので、ここで確約ということはございませんが、今までの経緯から見て、当然、立地する時にはこういったものを造りますよというのを示すべきだというふうに、当然、1市3町の首長も思っておりますし、当然、示しに来られるべきだというふうに考えておりますので、そういうふうにおっしゃいました。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） ぜひ、その辺の説明はしていただくように強く申し出ていただきたいと思えますし、資源エネルギー庁においても、説明を事前にしていただきたいと。でないと、田布施町民を含む地域の住民は、その不安というのが解消できるかどうかは分かりませんが、何のことか分からないというのが実情だろうと思うんですよ。

それで、実はこの間、新聞に載ってたんですけど、隣の平生町の浅本町長が、今度の1市3町の集

まりにおいて、シンポジウムをやることを提案するというふうにおっしゃっているんですよ。マスコミ報道で。私もちょっと平生町議会のほうに確認しましたが、そういうのをおっしゃっているというふうに聞いています。町長も浅本町長と同級生でもあるんでしょうけど、一緒になってシンポジウムをやろうと。その時期については1市3町でじっくり考えていただけたらいいと思うんですけど、できるだけ早いほうが私はいいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私も新聞で見た限りで、それまで浅本さんと話したことはございませんので、シンポジウムは前回田布施町だけなんです。柳井市も平生町も周防大島町も開かれておりません。田布施町は県の商工労働部に言って、県のほうが、じゃあ開きましょうということで、2回シンポジウムが開かれたということになっておりますので、ほかの町は開かれ……やり方がね、違うんですよ。これまで全く。柳井市のやり方、平生町のやり方と全く違うから、私は一緒にせんといけんのじゃないかというのは申し上げましたが、田布施町はシンポジウムというのを県が開いていただいたということを行っているだけで、今までの流れから見たら、議会答弁の中でも、やっぱりそういったシンポジウムのものは開かにゃいけんのじゃないかというのは申し上げました。浅本さんがどういうふうな意図を持たれて言われたというのは、私まだ話をいたしておりませんので、また1市3町の中で話を聞いてみたいと思います。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 私は、ですからシンポジウムについては浅本町長もそういうことをおっしゃってるんで、町長も以前からシンポジウムは、やるべきだというふうにおっしゃっているんで、2人でスクラム組んで、ちゃんと1市3町でやるように、その会議で申しただいたらと思うんですが、その辺はどうです。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私と浅本さんだけで約束してやろうということになりません。ですから、そういうふうな浅本さんが多分、今度1市3町の会議で話されるんでしょから、それは私の思いも言いますし、藤本町長、井原市長も同じような気持ちをお持ちだろうと思います。どういうふうに、やっぱりこの問題を解決していくかという過程から見ると、そういった道を経ていくべきだろうというのは、私は個人的に前から思っておりますので、それは1市3町の中でも申し上げていきます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 以前、おとしでしたかね、12月議会でも質問しましたが、町長という立場と私の立場は違うわけですが、当然のことですけども、町長はいろんな立場で考えるん

で、なかなか言えない。でも多分、私が勝手に思っていることではありますが、町長は私と同じような考えを持っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、住民の多数が今の上関中間貯蔵に反対なんですけども、冒頭にも申しましたけども、上関にできたら田布施町はずっとリスクを背負うことになるわけですよ。できなかつたら今までと一緒ですからリスクはないんです。私は議員としておる時に、上関町の問題が起こって、これは私が議員としている限り、今の上関町の問題を黙って見逃すわけにはいかないということで意思表示をすることにしたんです。それは当然、私と町長立場は違いますから、そこには大きく田布施のまちづくりが、今の上関にできることによって、人口定住とか、いろんな問題で支障が出てくるんじゃないかというふうに思っていることもあるわけです。将来の田布施町民に、もし何かあった時にどういう説明ができる。かつて議員やった私が何も言わなかったというのでは、これは絶対自分としては許せないということで意思表示しているわけですが、そういったことで、具体的には町長に聞きませんが、まちづくりに影響すると思いませんか、もしできた場合。どうですかその辺は。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） こういう発言というのは慎重にさせていただきたいと思うんですが、切り抜かれるととんでもない記事になったりしますのであれですから。

最初でもお話ししましたように、そういった、できることによる影響がないとは言えませんので、そこは慎重に町としても対応しているということでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） シンポジウムの話ですけども、前にも町長が答弁していらっしゃいますけれども、平成12年、2000年の5月18日に県主催で原子力シンポジウムを行っているわけですよ。田布施町勤労者センター、今ではTAIKOスポーツセンターのAですかね、ちょっとすいません。その時のテーマは「臨界事故と原子力の安全性」、「原子力発電の必要性」でした。パネリストが4人、賛成派が2人、反対が2人で参加者は約600人でした。実はその時、私担当者だったんですよ。だからよく知ってるんですけども、そういった形でやっています。それは当然、上関原発が「ゴー」になる前の話ですよ。

一方、平生町は単独でやっていたらっしゃるんです。シンポジウムではなく学習会ということで。これも平生町の広報を見たんですけども、この場合は賛成派1人、反対1人ということでやっていたらっしゃいます。だから田布施町だけでやろうとすることもできるんですよ。だからそれは、あんまりそれ以上質問しませんが、そういう情報提供だけはさせていただいたらというふうに思っています。

それから、実は周防大島町で調査をしている大分県国東半島から長さ60キロメートル以上に達す

る可能性がある活断層です。海底活断層、仮称で防予諸島断層帯と言いますが、これはかなり前から言われてるんですけども、今日の新聞に載ってたんですけど、産総研というところ——産総研というのは、正式に言えば産業技術総合研究所——これは経済産業省所管の国立研究開発法人なんですね。その発掘現場の代表で、責任者の方が新聞にも書いていらっしゃいますが、この断層帯は過去2万1,000年の間に少なくとも3回以上、マグニチュード7以上の大きな地震を起こした形跡がある。周期は7,000年から1万年に一度とみられる。壁面では、少なくとも平安時代以降は大きな地震の形跡が確認できなかった。ただ、今回現れたのは主断層から枝分かれした分岐断層、数メートル先に主断層があるとみられるが、道路が近いため掘れなかったと。それで主断層を調べて、平安時代の地層の変形が確認できない場合、そろそろ次の大地震が来てもおかしくないというふうに書いてある。

実はこれ、私、同僚議員と一緒にその現場に見に行っただけです。そこで今新聞に書いてある方の話も聞いたわけですが、そういった分については、中国電力の資料を見たら軽く触れてあるだけです。今の自分のところの耐震設計でクリアできるというような感じだったと思うんですけども、いろいろそんな問題もある、不安もある。

それから上関にある皇座山ですよ、あれは火山なんですよ、活火山じゃないけど。それで小祝島にある山も火山なんです。活火山じゃないですよ。火山は今では死火山とか休火山という言い方をしてないですから。活火山か活火山じゃないかという言い方なんですけど、そういうものがあるということは、かつてそういう火山としての……どうしてできたかというのは詳しくは分かりませんが、そういった形でできているということです。

日本は地震大国なんで、とにかく専門家の地質学者なんか聞くと、もう日本には最終処分所は造るところはないんだと。今南鳥島ですかね、あそこだったらいいかもしれんというので今言ってますけども、そういった状況であるわけです。

中間貯蔵については、とにかく阻止という形で動いていかないと、本当にできてしまって、後々、悔いが残ることになるんじゃないかと私は思っていますので、再度、町長にその辺の質問をさせていただきます。

1 問目については、一応これで終わります。

次に2 問目に行きます。2 問目は空き家対策についてです。

空き家対策については、令和6年9月議会、令和7年3月議会、令和7年の9月議会というふうに、大変しっかりと質問させていただいております。

一方、令和5年に空き家と対策の推進に関する特別措置法（空家法）が改正されています。これも

以前にお話しております。

これらを踏まえて、次についてお尋ねします。

1点目。空き家を所有している場合や相続する可能性がある場合、早めに自治体や専門機関に相談することで、適切な管理や活用方法について、より幅広い選択肢を検討できると思いますがどうでしょうか。これは所有者が早くから知っていればできるわけですね。話をしたりとかいろいろ。

それから2点目。本町はこうした相談に適切に対応していますかと、相談者があるかどうかというのも含めてお聞きいたします。

3点目。一方、本町で対応するには職員のマンパワーや専門的知識が不足しており、所有者への働きかけ等が十分にできていないと思いますがどうでしょうか。町内の不動産業者などの民間に協力を求められましたか。

次、4点目。空き家の実態把握を行うと聞いていましたが、今現在どうなったのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたします。

まず、1点目の空き家に関する相談についてでございますが、これまで議会で御説明いたしましたとおり、本町では管理の行き届かない空き家の増加を食い止めるため、株式会社ジチタイアドが運営する専任アドバイザーが、所有者等から本質的な問題解決まで行う a k i s o l（アキソル）を導入しております。これは、「相続登記が済んでいない」、「遠方に住んでいて管理ができない」、「空き家を手放したい」などといった御相談に無料で応じ、空き家アドバイザーが解決に向けてサポートする仕組みとなっております。

2点目の、こうした相談への対応でございますが、所有者から専門的な相談がある場合は「a k i s o l」につないでいくこととしておりますので、ホームページや広報、固定資産税納付書通知などの周知に努めております。

次に3点目の、少ない職員などもあり、所有者への働きかけは、町内の不動産業者への協力を求めはとの御提案でございますが、議員おっしゃるとおり、自治体職員は不動産の専門家でもなく、また数少ない職員で空き家関係対策以外にも、以前には考えられない程の多岐にわたる多くの業務を抱えております。このようなことから、かねてより空き家対策専門の地域おこし協力隊を配置していくことや、幅広い不動産業者との連携強化も視野に入れることといたしております。

現時点では、まだ隊員の採用までには至っておりませんが、この間、議会でも御説明申し上げましたが、本町の空き家問題の解決に向けて、空き家を町の資産として取組を進めている、宅地建物取引

業資格を持たれる方を代表とする民間団体が、隊員採用後の活動支援を手がける方向で協議がまとまりつつございます。

さらに、その民間団体が提携していらっしゃる不動産情報サービス事業者の方で、隊員の募集や、採用までの現地視察や地域との交流体験も企画していただけるということでございますので、町といたしましては、今後、官民連携で取組を加速していきたいというふうに考えており、来年度当初予算に所要経費を計上いたしております。

最後の4点目、空き家の実態把握についてございますが、これまで議会でお答えいたしておりますとおり、地域おこし協力隊が空き家の優良物件の掘り起こし、空き家所有者への働きかけなどの業務を実施する上で、実態把握等を行う計画といたしておりますが、採用がこれからとなりますので、それまでの間は、空き家調査の前段として、固定資産税、家屋情報と世帯情報を突合し、居住、その他の使用がなされていないことが常態化されているであろうという家屋の抽出作業までは、職員で出来る範囲内で行おうということにいたしております。これはあくまでデータ上の調査でありますので、地域おこし協力隊の配置された後は、現地で地域の方々の御協力もいただきながら実態調査等を行い、その精度を高めてまいりたいと考えております。

しかしながら、先ほど申しました民間団体からは、しっかりとした人選を行いたいとの意向がございましたので、採用は慎重に行うことといたしております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 5月に聞いたときとあまり変わってないような気がするんですけども、とにかく国土交通省のホームページにもいろいろありますけども、どうするのかということ早くから考えていかないと、今住んでいる、例えば老夫婦が2人いらっしゃったときに、1人が亡くなった、もう1人残っていらっしゃる、その時でもいいですから、お子さんなりに話をして、今度どうするねという話をしていかないと、いつの間にかもう、もう1人の方が老人ホームに入られたと。もう連絡がつかないというような形になって、近所に迷惑をおかけするようなことになるわけです。

ほとんどの人は、さっき「a k i s o l」って言いましたけど、これは今年度で言えばどのぐらいの利用者があるんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） この2月末までの情報をいただいております、今年度に関しましては、5件の相談件数を承っているというふうに聞いております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 「a k i s o l」のホームページを見る人がどれだけいらっしゃるんですかね。そういう今の年代の方で。5件というのがあれですけど、ほとんどの方は町内の不動産会社に相談に行くんですよ。どうしたらよかろうかというような相談を。そしたら町内の不動産業者は10件以上ありますけども、これらには情報を、田布施町はこういう形で対応してますよというような情報は提供しておられますか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） こちらの情報につきましては、本町独自の取組ですので、情報のほうの提供はしておりませんが、町長の答弁にございましたとおり、所有者の方には広報、また固定資産税納付書通知のほうで、所有者のほうにお知らせをしておりますので、経済課のほうに御連絡いただければ、「a k i s o l」のほうに繋いでいくというふうにしております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 私、かねてから言ってますけど、もうちょっとそういう方に寄り添った行政というのでなければいけないんじゃないかなと思いますけども。5件でしょ、5件というのは今年度がでしょ、もう一度お聞きしますけど。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） はい、今年度の数字でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 私の周りで聞いても、困った方が結構いらっしゃいますよ。どんどん空き家が増えてますよね、今。私の同期生を訪ねたら家が閉まっているんです。隣に聞いてみたら「いや、分からない」って言われるんです。そんな状況がどんどん出てきてますよ。それに対して住民寄り添ったっていうのは……。とにかくその辺をちゃんとやっていかないと、どんどんこの田布施、空き家が増えていって、最終的にはもっと行政負担が増えるんじゃないかというふうに思います。今だったら民間の人に、そういう相談窓口がありますよというようなPRをして、来てもらって話をするとか、固定資産税を入れただけじゃ、あまり人は見ないんじゃないです、その辺はどうですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） この取組を実施しまして、おおむね2年ほど経過しております。それまでの累積相談件数としましたら全15件となっております。今年度は先ほど申しました5件となっております。この相談が伸び悩んでいる部分につきましては、広報とまた納付書通知という部分以外でも何かできる部分がありましたら、内部のほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 要は「akisol」をやめたらいいとかそういうんじゃないんですよ。続けるなら続けていく。一方で町役場のほうでそういった窓口をちゃんとつくって、相談にいられたらそこで「akisol」を御紹介するとか、町内の不動産会社のほうから連絡があったら――不動産会社が町役場に連絡するかどうか分かりませんが、もう全然別々に動いているような気がしていけないんですよ。町内の不動産会社も、町のそういう空き家対策に対して協力していくというか、そういうふうな土壌をつくっていかないといけないんじゃないかなど。

もう一つ、今言った空き家万博の関係ですよ、多分町長が言われたのは。だろうと思うんですが、それといろいろ、まあ詰めていっているという話ですけど、それは間違いありません、お聞きします。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） はい。今順次、調整をして、次年度に向けて方針のほうを詰めている中でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） いろいろ前回言われたことを、私なりにいろいろまとめて、一度、会議録を見てですね、目を通したんですけれども、結局、地域おこし協力隊、集落支援員、空き家コンシェルジュ、町内の空き家ばんぱくメンバー、元銀行員、プロデュースされる方、6つの町を回る北海道大学を卒業された若い方というのがキーワードで出るんですけど、この辺の全体をちょっともう少し分かりやすく説明してもらえませんか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 今年度の動きといたしましては、あらゆる可能性を模索しながら進めておりましたので、その時点と、今とでは状況がちょっと変化しているというところもございます。

今現在は、町内で、空き家に取り組む民間組織、民間団体が、これから採用に向けて、募集を行う隊員のサポート等を行っていただけるということですね、そちらの方向で進んでおります。

これまでのその募集に関しましては、募集サイトの「スマウト」を活用して、募集のほうを行っておりました。面談直前まで行くところまで行った方もおられたわけなんですけど、まあ、協力隊の希望する方もですね、全国のそういった類する募集のところそれぞれ声、お声をかけていってですね、途中で連絡のほうがちよっと途絶えてしまったっていうところもございまして、なかなか遅々として進んでいなかったということもございます。

また、ある民間企業の方との連携も視野に入れた募集も、検討はしたんですが、もう一回ゼロベースで検討し直してですね、今の形に落ち着いているというところの状況でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今、だから、空き家ばんぱくの関係者と、この空き家対策は進めようとしているということですか。

○議長（南 一成議員） 空き家「バンク」でしょ。

○議員（1番 落合 祥二議員） 「空き家ばんぱく」……。

○議長（南 一成議員） 「空き家ばんぱく」。すいません。

○経済課長（長谷 満晴君） この委託に関するところでございまして、契約前のございしますので、まあ、はっきりと言うのはどうかなというところもありますけれども、落合議員おっしゃられるとおり、その空き家ばんぱくを主催されている団体、こちらで間違いございません。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） ですから、元銀行員のプロデュースされた方とか、北海道大学を卒業された若い方というのは、これはもうなくなっただけのことですね。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） はい。検討のほうの段階で、途中、こちらの手法は取らないというふうに至りました。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 当初予算の予算説明を見ると、地域おこし協力隊員のところに、委託料として——委託料じゃないわ、そこのところに、内容の中に地域活性化（空き家対策・移住定住）コンシェルジュ委託料っていうのがあって、それが下の予算のところに、入るのか分からないんですけども、それはまた今度の委員会の審査のときにお聞きするとして、ちょっとその辺をもう少し、空き家対策に対する地域活性化というところで説明をしていただくと助かるんですが。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 予算名に関しましては、おっしゃられるとおり予算審査特別委員会のほうで説明させていただきとしまして、これから進めていくスキームとしましては、サポートしていただく民間組織の方に——との連携で、進めていくと。

その前に募集に進むわけなんですけど、そちらに、そのサポートしていただく民間組織がですね、連携しておられます不動産情報サービスの業者様がですね、人材発掘としては、実績のあつてですね。今までの「スマウト」ではそのサービス期間を介してでない希望者との連絡が取れなかったという部分が、直接交渉が可能というふう聞いておりますので、ダイレクトなスカウトメッセージ等が可能となりまして、町の伴走型支援というふうになるかと思えます。

踏まえて、募集の段階で、3年後のゴールを見据えた活動内容、また様々な募集、採用までに至る

までにオンラインイベントだったり、カジュアル面談も町のほうで行えるということで、募集から採用、また活動まで、こちらのほう一気通貫で行っていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） この地域活性化（空き家対策・移住定住）コンシェルジュの内容の分は、ええと……、結局どういうことなんです。今の空き家ばんぱくのメンバーちゅうんか、その関連でやるということなんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） はい。その関連で募集からスタートを切るということとなりまして、そこに体験メニューも加わって、そこは交付税の措置の対象となっておりますので、その事業で活用して行っていくというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 募集からスタートするという事は、実際に事業が始まるのは、来年度の8年度じゃないんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） はい。令和8年度からの委託となります。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） それは予算にちゃんと組んであるんですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） はい。計上しております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） またその辺は予算の中でいろいろあれしていこうと思いますが、どうも、なかなかはっきりよう分からないところがたくさんあるんですけど。

まあとにかく私が言いたいのはね、今そういう形で困っている方に対してですね、もっと……、どういうんですかね、その窓口っていうもので、私1つの課にしたらどうかっていうのはもう、それはもう、無理っていうことなんで、それはもう提言をやめますけど、とにかく窓口をちゃんとして、相談してくださいよというような形でしっかりしていかないと、どんどんどんどん、空き家は増えてくると思います。

不動産業者に行っても、不動産業者もですね、町役場にいろいろ情報求めたりは、多分、今の状況じゃしてないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 町もできる範囲内で行っているつもりではございますが、そういった部分の情報がなかなか消費者の方に伝わらないという部分がありましたら、そっちのほうは真摯に受け止めましてですね、可能な方策のほうを取っていききたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 今、不動産会社から田布施にね、12件ぐらいたしかあったと思うんですけど、不動産会社に相談した方から役場のほうに相談が上がったかどうかちゅうのをちょっとお聞きしたいんですけど。どんなです。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 空き家バンク制度を提供しております仲介業者のほうからは、バンク登録に向けた相談というのは受けております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） まあ、これも前のときも言いましたけど、田布施ある12件ぐらいの中で、今言う提携している不動産会社ちゅうのは、本当僅かですよ。ほとんどは、提携していない不動産会社なんです。だけど、田布施で大体、不動産会社行くっていったら、そういう提携していない不動産会社行くことが多いんです。そういうところにもちゃんと情報流したり、町がそういう窓口をつくると。不動産会社に行く前に、町に来るわけですから。そういう方法は、今後やっていかないと、本当どんどんどん、空き家が増えてくるんじゃないんです。そうは思いませんか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） これまでもお伝えしておりますとおり、今、宅建協会山口県本部のほうとの提携は行えていない。当然その協会のほうから、空き家バンクのほうには携われないという旨の趣旨で、そういったふうな状況になっております。全日のほうは引き続き行っていただくっていう中で、まあ宅建協会の中の業者さんの中では「やってもいいよ」っていうのはあるんですが、協会全体の統一した意見としては、受けられないというふうなのを聞いておりますので、今現在はそういうふうな状況になっていると。

ただ、これもお伝えしておったと思うんですが、これから、本町の体制が整い次第また改めて、どういったふうな連携が取れるのかというのは再度協議をさせていただくということもお伝えしておるとおりでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） いや、はあ、そのね、前に断ったというのは10年以上前の話ですからね。今は、はあ、そのときからね、空き家の状況というのは随分変わるわけですよ。

それで今から、そしたら、色分けするんじゃなくて、色分けというよりそういう、かつて10年前にやってもろうて、もう一つの不動産会社——2種類、あるわけですからね。田布施町にある不動産会社のグループが。もう一つのほうには、今度は協議をしていくというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（南 一成議員） 長谷経済課長。

○経済課長（長谷 満晴君） はい。時期は見定めながら、協議のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） とにかくですね、一度、まあ皆さんも、だんだん感じちよってと思うんですよ。とにかく歩いてみられたら分かります。どんどんどんどん空き家増えてます。どうしていいか分からないんです、ほとんどの方が。その後の大変になるちゅうことまで思っていないんです。いつの間にか、どんどんどんどん、ね、亡くなったり、施設に入ったりして、空き家になっているんです。子どもたちは帰らないしという状況が多いんです。そういうものに対して行政がどう対応していくのかというのはちゃんとしたビジョンを持って、やっていただきたいと思いますが。

その辺、どうですか、町長。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 落合議員の気持ち、よく本当に痛いほど分かります。やはり、この時代、空き家が増えてくるというのはもう、まあ当然の結果だろうと思います。それを行政としてどういうふうに、影響がないように寄り添っていくかというのはですね、課長も申し上げましたが、いろいろやっておりますけれども、なかなか職員数が少ないということもあってですね、進んでおりませんが、また一つ、課題として捉えて取り組んでまいります。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（1番 落合 祥二議員） 職員数が少ないからさっき言うたように不動産会社を——と連携取ってやればね、できると思うんですいね。それは、もう10年前に、「いや、私ら儲からんからやらん」って言われて——その田布施の不動産会社じゃないんですよ。平生のほうのグループでですね。そういうので、全てを、だからもうそっちとはしないんだということじゃなくて、田布施町内にある12軒ぐらいの不動産会社ですからね、直接行って話をして、やれば、できるんですいね。1つの県のそういう宅建グループのね、2つに分かれちよるのに片っぱはやるけど片っぱはやらないというんじゃなくて職員もですね、知識も深まるし、今の空き家対策についても随分よそと変わってくる、よそというより今までと変わってくると思いますよ。その辺をとにかく、やっていただきたいというふうに思います。

それとちょっと、若干最初の質問で忘れたのがあるんですが、ちょっといいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

実は、私の友人が関東に住んでおりまして、関東でいろいろ話をしたら、関東の東京都を除く全県で、汚染状況重点調査地域に指定されているんです。あの福島原発事故の関係でです。茨城県では19市町村、栃木県で7市町村、群馬県で8市町村、埼玉県で2市、千葉県で9市あります。埼玉県の三郷市は、東京の葛飾区に隣接しております。千葉県松戸市は、東京都の葛飾区と江戸川区に接しているんです。

関東のほうではですね、そういったことで、原発事故によって、そういう汚染状況重点調査地域に指定されたということで、大変その原発というものに対して、どういいますか……、その危険性とかいうものに、敏感なんです。山口県はね、随分離れていますから、関西電力ある関西よりまだ離れていますからね、そういうのはあんまり、感じないかもしれませんが、一度そういったことが起こると、そういったものが出てくることも起こるわけです。それは千葉県にしたって、福島県と隣接しちよるわけじゃないんですよね。そういうこともありまして、そういうことがあるんだということもちょっと紹介させていただいたらというふうに思います。

まあとにかく、リスクがあるということはね、みんなが知って。もし出来てもリスクがあるんだと。ずっと50年も、50年間置くということができてからですね、50年は一応、50年間という話がありますけど、その間はずっとリスクがあるんだと。何が起こるか分からんということで私は思っておりますし、またそういうのを後世に残すべきではない、いうふうに思っておりますので、その辺を強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を、3時半、3時半に再開します。

午後3時18分休憩

.....

午後3時28分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩をほどいて再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に瀬石公夫議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それでは通告に基づきまして、2件の質問を行います。質問方式はいずれも一問一答方式でお願いします。

質問事項1は、企業誘致の積極的推進について伺います。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、本町において人口減少や少子高齢化が進行し、地域経済の縮小や若年層の流出が大きな問題となっています。こうした状況を打開するためには、安定した雇用と地域経済の活性化が不可欠であります。企業誘致は、新たな雇用の創出にとどまらず、若者の定住促進、税収の確保、関連産業への波及効果など、人口減少対策や住民生活の向上に大きく寄与する有効な施策であると考えます。企業誘致は、待ちの姿勢では成果は上がりません。トップセールスやインセンティブ制度の拡充など、攻めの姿勢で取り組むべきであります。そこで、次のことについてお尋ねします。

- 1、本町における企業誘致の現状と成果をどのように評価しているか。
- 2、雇用対策及び人口減少対策として、企業誘致をどのように位置づけているか。
- 3、国では強い経済、積極財政が進められている。今後、企業誘致をより積極的に推進するための具体的な戦略や支援策について、本町の考えをお伺いいたします。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず1点目の、本町における企業誘致の現状と成果をどのように評価しているかとの御質問でございますが、田布施町企業立地促進条例で、これまで8つの企業を認定して、企業立地奨励金を交付してきております。現在は、数件の問合せがあったものの、適用認定する企業が現れていない状況でございます。今後、数少なくなってきた町内工業団地への誘致と、適地の掘り起こしに引き続き努めてまいります。

次に2点目の、雇用対策及び人口減少対策として、企業誘致をどのように位置づけているかとの御質問でございますが、企業誘致は、若者の流出抑制と還流の促進、地域経済の循環と生活基盤の維持といった効果がもたらされ、地域の生存戦略そのものと位置づけております。

一方で、多くの企業が人材の発掘強化を最大の経営課題としていくことから、企業誘致しても、そこで働く人材が地域内で確保できなければ、人口増には結びつきません。依然として、東京一極集中傾向が強く、大都市に近い地域ほどその恩恵を受けやすいという地域格差が存在し、必ずしも補助金やインフラ整備を行っても、景気の動向や業種によっては期待したほどの雇用が生まれなかったり、将来に撤退するリスクもあります。本町においては、引き続き、働く場所を作る手段として有効な企業誘致を推進していくとともに、雇用の拡大や人口減を食い止めるため、住みやすさと地域への愛着が持てる人材を育む環境づくりを組み合わせ、包括的な取組を進めてまいります。

次に3点目の、企業誘致をより積極的に推進するための具体的な戦略や支援策について町の考えは

との御質問でございますが、誘致として可能な土地が少ない現状を踏まえれば、物理的に大規模工場だけでなく、身軽に拠点を構えられるようなサテライトオフィス等の誘致を引き続き行いたいと考えて、柔軟な働き方を求める層を呼び込んでもいきたいというふうに考えております。今後も、サテライトオフィス等誘致推進補助金の情報発信を強化しながら、地元で働ける仕事がないといった若者の流出理由を解消し、定住率の向上や都市部からの移住希望者の増加に向け取り組んでまいります。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 今、サテライトスタジオのことがここに出ておりましたが、これはサテライトスタジオというのは田舎でも十分できるものだ、インターネットさえつながっておけばと、このように考えております。そして、本町のサテライトオフィスの誘致や進出の現状ですね、今どのようになっているかわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） サテライトオフィスのいま補助金の話がございましたけれども、これの対象となった企業等については、実績としてはございません。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 分かりました。頑張ってください、今から。先ほどいろいろと、なかなかお金じゃ田舎は難しいということではございましたが、先のあれはなんでしたかね、地域おこし協力隊でも通じることと思いますが、企業は立地条件と支援制度を比較して進出先を決定すると思います。本町が選ばれる自治体となるため、トップセールスと大胆な支援策を打ち出すべきと考えますが、なかなかみんな競争ですので、そのあたりを何かいい案でもあればお願いしたいと。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 田布施町の場合、昔は周南とか連携してコンビナートとかやってまいりました。最近進出されました大和紙器さんにおかれましても、やっぱりそういうルートで、大阪から見られたときに周南と田布施というのは本当に隣接しているエリアだということで考えられている。地域的な周南とか岩国とか、今から県もいろんな大規模なグリーンなんとか対策ですか、あれを始めるようでございますので、そういった経済循環が始まれば田布施町においても、そういった企業誘致を少し強化しなきゃいけないと思いますが、誘致してきたくても土地がやっぱり限られております。最近も少しお話はありましたけども、なかなか狭いとか大きすぎるとか、数少ないですからね、大切に処分していきたいから、なかなかもうそこを、えい、売っちゃえということにならないのも事実でございます。だから残された土地をできるだけ数多くの町内のためになる企業をというふうを選択しておりますと、なかなか結びつきにくいなということが考えられます。そして、やはり先ほど申し上げま

したけども、やはり労働人口とかも、やっぱり工場を作りましても従業員の募集がなかなか厳しいところというのは企業のほうも進出していただけませんので、そういうことにも注意しながらあまり職員数がない業種ですか、そういったものにもアプローチしていきなさいいけないかなというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 先般、県知事の話でもあって、私も新聞で読んだんですが、山口県では12年間に300件を超える企業誘致で8,000人の新規雇用者を実現していますと。これは1年間に25件の進出、月にすると毎月2件の進出だと思うわけです。その企業の誘致の実績があるんで、これは大変素晴らしいことだと思っております。本町も県とのその辺の連絡というか、一緒にやって、田布施にも、ちょっともう大変なんじゃと、このぐらいの規模があつてこうだから、あつたら話をかけてくださいとか、そういうお話というのはやっておられるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 県もいろんな企業団地とかいうことで、新しいものを作ろうということで何年前に調査がありまして、町内にも適地がないかということで、何か所か県のほうへお示しをしたんですが、なかなか選ばれるというところまではいきません。光の小周防ですか、あの辺にまた新しくできるように聞いております。なかなかそのまとまった土地というのは、県要望はどうしても山陽小野田とか宇部とか、非常に広いところがありますし、工業用水もちゃんとありますので、お話がたくさんあると思うんですが、なかなかこの柳井地域というのは、工業用水の話とやっぱりその平たんなエリアがないということで、非常に苦しんでおりますけども、またそういう戦略を立て替えながら、また考えていきたいと思えます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） なかなか難しいということで、先般ちょっと滋賀県のほうに出張に議員研修で行きましたら、私のちょっと横のほうに東京都の東久留米市の市議の方がいらっしゃって、山口県ですか、山口県は土地がいっぱいあるでしょう、企業誘致をされたらいいですねと、東京じゃから土地がないから、ないものねだりと言いましょかね、そういう話をされます。中国山脈は山ばかりでね、中国地方は山ばかりなんですよみたいな話をしたんです。そうしたら、私はどこ会社名は言いませんが、超一流じゃないが中堅どこの会社、この社長も知っている、この社長も知っている、紹介今度してあげましょと。えらい大きなことを言うて人じゃのうと思って、インターネットで名刺をもらったから見てみたら、都議だったらしいんです。それで東久留米の市長に出て、すべったから今度市議になっておられると。なかなか大した方で。そのように、町長ぐらいになったら、

いろいろな会合に出るでしょうから、アンテナを張って、田布施はちょっとオーバーに、いっぱい土地があるよ、いいところがと。まずはつばをつけて、前に進んでいただきたいと、このように思っております。

まあ余談で、既存の企業、今ある企業を大きく伸ばして、下支えをして大きく伸ばして、そして進出してもらおうという手もあるんじゃないかと思うんです。今の企業を掘り起こして、それで、なぜそれを言うかと言いますと、日経ジャーナルですかね、あれに載っていたんですよ。田布施の企業で、化学企業。言ってもいいですか、千代田化学という。あれは何か水をきれいにするような、沈殿させるような薬を作っているらしいですね。それで、東南アジアのほうにいっぱい輸出していると。隠れた優良企業というみたいなことが紹介してありました。そういうように、ちょっと企業も回られて、どのようなものを作っているのかと。大晃機械に行った時は、何か医療機器をちょっと今開発しているとか言ってみせてもらったんです。それは私一人で行ったんじゃない、西本議員さんと松田議員さんと何かで行ったんです。そのように、なかなかみんな企業も一生懸命されているんで、行かれて、これはええのう、こういうことをやっているのか、ちょっと町でも支援をしようかと。そういうこともできるんじゃないかと思います。そして工場建てれば、そこにちゃんと誘致を、町内から町内に行くのは、そういう支援策はないんですかね。ちょっと勉強。その辺もちゃんと支援をして、新しく進出してもらおうと、既存の企業にということでございます。

それと、私が以前に一般質問いたしました、データセンター。これは、正月にうちの子どもの友達が遊びに来たのが、おじさん町会議員をやっているのかと。〇〇電機というところ、結構大きいところで勤めて東京にいるんですが、これからはデータセンターの時代よと。私、8年ぐらい前に質問をしたんじゃないか。それはデータセンターというのは、田舎でも町でも関係ないんだから誘致したらと。それで先般、だいぶ前ですか、テレビを見ていると、今コンテナみたいなのにデータセンターをやって、ずっと置いているみたいなものもあるらしいですね。そういうことで街ではちょっと公害というか、公害といっても、あれは何と言うんでしたかね、自家発を備えないといけないから、その音がうるさいとか、街で言われるらしいんです。そういうのも一つ、アンテナを張って、これは田舎だったら大した公害でもないし、遊休農地なり、みんな草刈り困っているんだから、それとかちょっとしたところに、そういう手もあるんじゃないかということを申し上げて、お考えをちょっとお聞かせ願いたいと、このように思っております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほどの既存町内の企業がということも、今お話の一つあって、広げたいというのがあるから、ちょっと協力しようということで、今ある工場では新規の契約を取るのに新しい

建屋がいるということで広げようということで、この工場いっぱいですから、周辺をちょっと町のほうも協力して、広げてあげて拡充していこうというのは考えております。いろいろ都市計画とか、いろいろな見直しをしなければいけません。時間かかりますけども、そういったものも待っていただけるという話なので、今進めようかというふうにしております。

先ほど申し上げたデータセンターとか、電気の自然エネルギーの充電したものを、蓄電池センターですか、あれもいろいろ話があって、現場を見に来られましたけど、やっぱりその音がする、熱が出る。一つの発電所みたいなものですから、なかなかどこもかしこも、瀬石さんの隣にそれを持ってきたら、多分瀬石さんはどういうことかというふうに叱られると思いますけども。やっぱり田舎だからこそ、やっぱりなかなか、そういうその工場を持ってくる環境整備ができていないという面もありますので、そういうあまり環境に負荷のないものがあれば、また議会とも御相談してやりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 私の横は大丈夫です。電車がね、人が家に来たら寝られないと言うんですよ、電車で起きて。音というのは慣れて、慣れてしまえば電車がいつ通ったか分からなくなるので、ぜひうちも山は1万ヘクくらいあるから、私売りたくていけないから、財産はみんな要りませんから、ぜひ、うちの山は私は大歓迎でございますので、よろしく願いいたします。まあ安くていいですから、町のためにやろうと、自分のためじゃなしに、まあそういうね、ぜひ言ってください。1万ヘクはありますから。続きで、ぼつぼつじゃなしにお願いします。

それで、さっき言われた、あの先の東久留米市の方、あの方がそれを言われたんです。私はユアサの社長を知っておりますとか、大きく出られたんです。何者かなと思ったら、都議会議員だった。あれ蓄電をやるんですね。そういうのをやりなさい。そうしてね、それプラスがついているのよ。太陽光やって蓄電をやりなさいと。山ばかりと言うんだったら、何も土地がないと言うなら。ちょっとね、私もそれだけの勇気がない。あの太陽光なんか、いろいろ議論がありますからね。蓄電はいいと思いますよ。太陽光、蓄電とね、それじゃ、それもどっか考える必要もあるかも分かりませんよ。どっか海べりの辺で空き地があつたら、町長どのように思われますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ぜひ納所のほうへ誘致を働きかけてみたいと思いますけど。やっぱり蓄電とかいうものはやっぱり先ほど言いましたけど、熱とか音とか大きくなると非常にすごいことなんで、防災とかその辺の対策もしませんと、もしかと言うときに、電気の塊ですから、暴走し始めるとなかなか水をかけるわけにもいきませんし、爆発しますから、難しいんですが。これから国も今、東北の

ほうで、どうしても東北のほうになるんですよね。そういう適地というか、適地と申しましょうか、あまり人がいなくて、一山ごと全部潰してというのがね、送電線もあってとかいうところがやられています。なかなかこっちに来ると、ぼつぼつ人が住んでおりますし、やっぱり環境負荷のことがありますから。当然あの再生可能ですから、こういう波がありますから、当然蓄電をしてコントロールするということになるんでしょうから、そういうお話がまた、1回あったんですけど、ちょっと御遠慮されましたので、またそういう話があれば、また検討していきます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） みんなそう言うように、ずんずんそういうこともみんな大なり小なり考えられているということで、それはよく検討して、住民に迷惑がからない範囲内で進めていただきたいと思います。なかなかまあ私もいろいろ考えてみるのに、なかなか中国地方というのは中国山脈が通って平地がなくて、東海村へいつか我々も研修行ったとき、広いですね、東京は。ちょっと難しいところもあるんですが、まあ一つよろしく願いいたします。

それと、企業参入と言いますと、その企業だけじゃなしに、近代的農法を取り入れた農業の企業ということで、企業参入をしてもらって、そのAI技術なんかを活かしていただいて、極端に言えば、夜トラクターのスイッチを入れておけば、次の朝には耕しているとか、まあそのように考えないと、小さい農家の方はずんずん、まあそれも必要です。それも活かして行って、どうしても人がいないところはどうしてもAIに頼る以外ないんじゃないかと思うんで、企業に来てもらって、資本力のある企業に農業に参入していただいて、そして今のような機械を。この間、うちもちょっと土地のことで売るとき、地盤が悪いねって言われたんですよ。このあたりは。やっぱり湿田というかね、そういう感じ。まあそれはAIで自動的に夜スイッチを入れておけば、次に耕しておくというのになれば小さなトラクター、大きいトラクター入れるから埋まり込むわけですよ、その辺もこれから技術開発もされてくるんじゃないかと思うんで、企業の農業参入して、AI、その辺の認識はどのように、これからされようと思っておられるか、ちょっとお聞きしたいと。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 農水大臣の答えのようになってしまいますけども、やっぱり農業も企業でやるようになると、工場でレタスを作ったりとか、やっぱり自然環境が、今、雨が降らなかったり、すごい天候が不順ですから、本当に工場の中で野菜を作ったりというのは結構取り組まれておりますので、今後、農業もそういった形で大きな企業がということに当然なっていくんだろうと思いますが、じゃあその、小さな上の田んぼをどうするのかということが町としたら大きな問題ですから、どうしても土地利用型の農業というのは、その方向性を出していきたいというふうに。その中で企業参入の、

今議員がおっしゃるようなものも出てくれば、併せて取り組みたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） さっき農業の工場化、私ちょっと思いつかなかったんですが、そうですね、野菜をずっと作っているとLED電気とか、その辺も考えて、これから行かなきゃいけないんじゃないかと、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、いろいろと言われて、私が言うまでもない、日本は潜在成長率が低いと言われてる。それはなぜかと言われてたら、失われた30年間で資本投入をしていないと。それも一因で、人口も減るというのもあって、潜在的な成長がもう難しいということがあるわけなんです。それで、国ではそういうことで、強い経済、積極財政というのを言って、これから積極財政ということで、資本をつぎ込んで企業を伸ばしていこうと、このままじゃもう日本はやっていけなくなるんじゃないかということだろうと思うんです。

それで、我々の頃の年の者は知っていると思うんですが、日本丸護送船団と言って、どう言いますかね、一番弱い企業に合わせて経済を進めていく。会社オンリーだった。それで一生懸命そこには財政をつぎ込んで、銀行を思ってもらえればすぐ分かる。潰れないわけですよ。そのようにして、企業もそのようにして、小さいところも潰れない。大きいところはさらに伸びる。そして、世界に物を売って伸びていったわけです。それだけど、よくそれは40年代は働いたらしいんです、うちの親父なんか聞くと。それだけど、今度は住民のほうの生活を豊かにしようと。これも必要ですよ。住民の生活を豊かにして来たけど、ここでどうも世界に負けてしまう。これじゃ企業も何も駄目になるということで、今の積極財政ということが言われたらと思う。強い経済と積極財政。そういうことで、これから国や交付金、補助金等、国はそういう考えだろうと私が思っているだけです。そういうことになれば、今の交付税は決まったもの、補助金とかいろんな施策が出てくると思うんです。そういう補助制度とか、それを積極的に使って、さっき言われたみたいに、田布施町でも事業を大きくしようとする企業があるなら、それに資本投入されて、また、ちょっと先、私わからなくなりました。町内で町内に移動しても優遇措置はあるんですか、それちょっとあと教えてください。そういうことで、経済をとにかく伸ばそうというような形に舵を今切っている。そういう時は、一生懸命そういうものに乗って行って、町民が安心して豊かに暮らせるようにしていただきたいと。雇用が生まれて、ある程度賃金が上がって、好循環にしていきたいと思うわけで、今のはお答えはいいです。今のちょっと企業を大きくして、新しく進出したら、もしかそういう優遇措置がなかったら、新設されたらどうかと思いますので、よろしく。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 町内から町内というのは、今、制度的にはないんですけど、ちょっとそういった例がありますからね。町内にせっかく頑張っている会社を、町外に出ていただくと困りますから、できるだけ新しい制度も作りながら、一生懸命頑張ってください企業を今後も応援していきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） よろしく願いいたします。そのようにされるほうがいい。昔はスーパーなんか建てても、小売業はそういう優遇制度がなかったんですよ。今はそういうのも優遇されていると思うんですが、そうしないとなかなか来てくれないですよ。田布施あたりでもちょっとご飯食べようと思っても、ちょっと柳井なり、あの辺、お金がないからファミリーレストランに行きたいんだけど、なかなか遠くまで行かないといけない。ああいうのも、誘致はなかなか小さな店が多いんで、それは無理かもわからんが、そういうものも来てもらうような、来てもらったら、やっぱり固定資産税は安くしてあげるとか、そういうことも考えられたらいいんじゃないかと思います。以上です。それでは。

○議長（南 一成議員） ちょっと待ってください。長谷課長。

○経済課長（長谷 満晴君） 先ほど、企業の立地に関しましては、新設、増設、また移転は含まれますので、今ある企業さんが増設をするという部分は企業立地奨励金の対象になるというところは、ちょっと補足として申し付けておきます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） それでは1番の質問を終わりにして、次の質問に移ります。

質問事項の2は、シニアカーのレンタル料及び購入費に対する補助制度の新設についてです。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、高齢化の進行に伴い、日常の移動手段の確保は、高齢者の自立した生活や社会参加を支える重要な課題であります。近年、免許返納後の移動手段としてシニアカーの需要が高まっているが、レンタル料や購入費が高額であることから、利用を断念せざるを得ない高齢者も少なくありません。また、シニアカーは通院や買い物、地域活動への参加を可能にし、外出機会の増加による健康維持や介護予防にも資するものであります。

こうした観点から、経済的負担を軽減し、より多くの高齢者が安心して利用できる環境整備が必要です。そこで、次のことについてお尋ねします。

1、本町におけるシニアカーの利用実態及び利用を希望をしながら費用面、購入では41万8,000円から43万3,000円程度、レンタル料で月2万5,000円程度かかり導入できていない高齢

者の状況について、どのように把握されていますか。

2、他自治体におけるシニアカーのレンタル料や購入費に対する補助制度の導入事例をどのように認識しておられますか。

3、高齢者の移動支援及び介護予防の観点から、シニアカーのレンタル料及び購入費に対する補助制度を新設する考えはないでしょうか。お伺いします。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

免許が不要で手軽に利用できるシニアカーは、毎年1万5,000台が出荷されており、今後も免許を返納される高齢者の増加に伴い、利用者は増加するものと思われま。外出の機会の確保は高齢者の生きがい増進や介護予防にも有効なものとして認識いたしております。

シニアカーの価格は安いものでも10万円、高いものは40万円以上と高額でもありますし、レンタル価格も月額約2万円程度かかると聞いております。その価格によって、購入を諦める、ためらうという方もいらっしゃるのではないかと考えます。

なお、要介護2以上などの一定の要件に該当する場合でしたら、介護保険の福祉用具レンタル制度の活用により、安くレンタルすることができます。先ほどの例で申し上げますと、レンタル料金が2万円の場合、介護保険の自己負担が1割の人は2,000円でレンタルできるということになります。

それでは、1点目のシニアカーの利用実態及び購入をためらう高齢者の実態についてのお尋ねでございますが、本町では、シニアカーの地域ナンバー登録制度を設けております。これまで25の方が利用され、現在の登録台数は6台でございます。

シニアカーは登録等の制度がございませんので、実際の利用実態の把握は困難でございます。また、費用面で導入を断念されるケースについても、これまで想像ではございますが、そういった調査はございませんので、町として正確に把握をしているわけではございません。

2点目の、他の自治体で補助制度の導入事例についてでございますが、山口県内では導入の事例はございません。大分県では豊後高田市などが制度を設けておると聞いております。その内容でございますが、購入費については本体価格の一定割合を補助するもので、レンタル料金については、月額1,000円程度を補助するものと聞いております。

3点目の、補助制度の新設についての御質問でございますが、シニアカーの利用の増加は、高齢者の移動手段の確保の点ではメリットがございしますが、一方で、交通事故や段差、坂道での転倒、側溝等への転落等が発生する危険性や、バッテリー切れによる立ち往生などの問題もあることも確かでご

ざいます。

本町では、移動支援策として、「のりーね」や福祉タクシー制度を設けているところでもありますし、また、麻里府地域や城南地域では、地域の方々が担い手となって、生きがい教室などへの送迎をされるなど、住民の互助による支援も少しずつ始まってきているところであります。

そうしたことから、制度実施につきましては、課題やリスク、財源など様々な点について検討することがありますことから、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 大分県ですね。これネットに出てましたね。他にもあるにはあるんですがね、大阪のほうとか。それで、これで免許返納を今したら、あれは何かもらえるというのがあったですね、返納したらタクシー券がもらえるんですかね、何か月分か。そういうことと併せて、免許返納を促進する一方で、その後の具体的な移動手段の確保がなければ、返納をためらう要因にもなると思うわけです。シニアカーのレンタルや購入費への補助は、免許返納後の受け皿として有効と考え、免許返納の支援施策と一体に検討する考えはないか。再度お伺いします。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） まず免許返納後の支援策ですけれども、「のりーね」事業が始まる前の買い物送迎バスの事業につきましては、免許返納された方に10枚綴りの回数券をお配りしておりました。ただ、「のりーね」事業に変わりましたので、当該事業については廃止とさせていただいたところでございます。

そして、シニアカーのレンタル等々でございますけれども、高齢者の移動支援策の確保という点では選択肢の一つであろうというふうには考えております。ただ、町といたしましても、先ほども町長の答弁にもございましたように、福祉タクシーでございますとか、麻里府地域や城南地域での住民の互助の取組というふうなものも始まってきておりますので、それらの施策と併せまして、様々ちょっと検討させていただければというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） これを言われた人は、今の介護認定でも何でもない人なんですよ。それから補助も何にもない人で、それで免許返納して、体もちょっと弱いのは弱いんですが、そこまでいけないという、介護の。それで、そのような大阪のほうでは月2,500円ぐらいで借りられるとか、それからさっき言われた介護保険ですかね、それがかかっているのかも分かりませんね、大阪の親戚と言われていたから、それは安く借りられているから。それとネットなんかで見ると、今み

たいな補助もしてるところもたくさんあるわけですよ。この間、このパンフレットをもらいに行ったら、麻里府の方の会社にもらいに行ったんですが、この辺は「のりーね」で割と行っているからねとか言われておりましたが、この近くの方は「のりーね」は非常に使えるなら使えるで勿体ないわけで、3,500円、1か月で出して、ほんのちょっとしか乗らないから、そういうことで、特にさっき言われたような全体のバランスを見て、こっちの補助金のほうもぜひ考えていただきたいと思うんですがね。はい、ちょっと。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） 瀬石議員がおっしゃられたことは、まさにその通りだろうというふうには思っております。町の近くの方々というのは、移動距離も短いので、「のりーね」などよりはシニアカーを利用されるほうが利便性が高いという方もいらっしゃるかとは思いますが、介護保険の制度のことでちょっとお話をさせていただきますと、先ほどの要介護2以上の方というふうにお話はありましたが、それ以下の方につきましても、例えば医師の診断書等によりまして、必要だという判断がされる方については、要支援の方であっても利用できる場合がございます。具体的には、また健康保険課のほうに御相談いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） ありがとうございます。そのように言うておきましょう。よく相談してみなさいと。要介護でも何でもないんじゃないかと思うんですが、言うておきます。

今後、よく、健康福祉課のほうで、よくアンケート調査なんか、こういうのをやっておられますよね。健康に歩けますかとかどうとか。それで、このシニアカーの利用している高齢者や利用を希望する人の声などを把握しておられるか。今後、アンケートやり、そのモデル事業を通して実態を把握して、前に進めていただきたいと思うんです。その辺はどのようにお考えでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） お答えいたします。

今、瀬石議員が言われたのは、介護予防の日常生活支援のニーズ調査のことであろうかと思えます。現在、まさにそのニーズ調査の実施中ではございまして、もう少し早くお話いただけたら、ちょっとその調査の中に盛り込めたのかなというふうに思う点があります。ですので、この調査をいま現在やっておりますことから、このシニアカーの利用等についてのアンケート調査というのは、早期の実施というのがちょっと難しいのかなというふうに思う点がございまして。

また、アンケートを実際に行うときは、高齢者の移動手段の現状、望まれる移動手段や移動支援、

こちらのほうも含めて行うべきであろうというふうに思っております。どのような形で実態調査を行うのかというふうなテーマにつきましては、調査の実施時期、調査内容、対象者の範囲、検討すべき課題等が多々あると思いますので、研究するお時間を頂戴できたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石 公夫議員） 「のりーね」とか、いろいろと公共交通やり、タクシーやり、いろいろあるんですが、身体機能の低下により、そういうものが利用できない高齢者はたくさんおられると思うんです。そういう「のりーね」とか、そういうものに乗れない人とかおられるということで、移動手段における、そういう公平な立場からも、シニアカーの補助制度を是非検討してもらって、前に進んでいただきたいと、このように申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了し、明日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問から行われますので、定刻までに御参集をお願いします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時12分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 西本 篤史

署名議員 高見 英夫

議事日程(第2号)

令和8年3月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第2号
専決処分の承認について(令和7年度田布施町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第4 議案第3号
令和8年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第5 議案第4号
令和8年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第6 議案第5号
令和8年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第6号
令和8年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第7号
令和8年度田布施町下水道事業会計予算議定について
- 日程第9 議案第8号
令和7年度田布施町一般会計補正予算(第7号)議定について
- 日程第10 議案第9号
令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第11 議案第10号
令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
- 日程第12 議案第11号
令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第13 議案第12号
令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算(第4号)議定について
- 日程第14 議案第13号

田布施町課設置条例の一部改正について

日程第 1 5 議案第 1 4 号

田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の
制定について

日程第 1 6 議案第 1 5 号

田布施町副町長の定数を定める条例の一部改正について

日程第 1 7 議案第 1 6 号

田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第 1 8 議案第 1 7 号

町長等の給与に関する条例の一部改正について

日程第 1 9 議案第 1 8 号

田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

日程第 2 0 議案第 1 9 号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 2 1 議案第 2 0 号

田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第 2 2 議案第 2 1 号

田布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につい
て

日程第 2 3 議案第 2 2 号

田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正について

日程第 2 4 議案第 2 3 号

田布施町火入れに関する条例の一部改正について

日程第 2 5 議案第 2 4 号

田布施町企業立地促進条例の一部改正について

日程第 2 6 議案第 2 5 号

町道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第2号
専決処分の承認について（令和7年度田布施町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第4 議案第3号
令和8年度田布施町一般会計予算議定について
- 日程第5 議案第4号
令和8年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第6 議案第5号
令和8年度田布施町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第7 議案第6号
令和8年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第8 議案第7号
令和8年度田布施町下水道事業会計予算議定について
- 日程第9 議案第8号
令和7年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定について
- 日程第10 議案第9号
令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第11 議案第10号
令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第12 議案第11号
令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第13 議案第12号
令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第14 議案第13号
田布施町課設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号

田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の
制定について

日程第16 議案第15号

田布施町副町長の定数を定める条例の一部改正について

日程第17 議案第16号

田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

日程第18 議案第17号

町長等の給与に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第18号

田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

日程第20 議案第19号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第21 議案第20号

田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第22 議案第21号

田布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につい
て

日程第23 議案第22号

田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正について

日程第24 議案第23号

田布施町火入れに関する条例の一部改正について

日程第25 議案第24号

田布施町企業立地促進条例の一部改正について

日程第26 議案第25号

町道路線の認定及び廃止について

出席議員（11名）

1 番	落合 祥二議員	2 番	西本 篤史議員
3 番	谷村 善彦議員	4 番	守田 達也議員
5 番	高月 義夫議員	6 番	高見 英夫議員
7 番	瀬石 公夫議員	9 番	藤田枝里香議員
10 番	松田規久夫議員	11 番	内山 昌晃議員
12 番	南 一成議員		

欠席議員（1名）

8 番 小中 進議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	増原 慎一君	書記	石本 綾子君
書記	稲木 陽君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	企画財政課長	山田 浩君
企画財政課長補佐	河本 昭君	税 務 課 長	友森 康之君
町民福祉課長	長合 保典君	健康保険課長	寶城 和之君
経 済 課 長	長谷 満晴君	建 設 課 長	松葉 譲児君
教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君	社会教育課長	福田 幸治君
会 計 室 長	江良 和美君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、小中進議員より欠席届が提出されておりますので報告します。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、落合祥二議員、守田達也議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。守田達也議員。

○議員（4番 守田 達也議員） おはようございます。議員になって早いものでもう1年たちました。今でもプレッシャーだけです。よろしくお願いいたします。

今日は3月の11日ということで、東日本大地震が発生した日です。あれから15年経ちました。復興には程遠いまだ状況でございます。一刻も早く通常の生活に戻れるようお願いばかりです。原発は要りません。これは私の独り言です。すいません、本題に入りたいというふうに思います。

今回の質問は2問質問します。答弁はいずれも町長でお願いいたします。

まず、質問の1として経費削減についてです。

要旨。現在、多くの自治体で財源が厳しい状態が続いています。田布施町においても例外ではなく、今後さらに人口の減少による税収の減少が予想されます。一方、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持管理費、また、更新費用が増大すると考えられます。当然これまでも予算編成に当たっては、限られた財源の中、数々の歳入、歳出努力をされていると思いますが、今後さらに住民ニーズの多様化など、多くの課題が出てくると思います。そこで、その課題に対応するためにも、歳入の確保や経費削減がますます大事になってくると考えます。そこで質問をします。

1つ目は、今後の歳入の見通し、確保はどのように考えておられるかお聞きをします。

2つ目は、経費削減の検討についてです。

この問題は、一般企業では利益を上げるための取組ですが、自治体の場合は限られた予算の中でいかに効率よく、また満遍なく配分されるかが問われます。ましてや、経費削減によって住民サービスの低下があってはならないことです。これまでも当然、削減検討はされてきておられると思いますが、今回はその中でも一番取っつきやすいといえますか、私も予算については、まだよく分からない部分がありますので、分かりやすい項目について質問をします。

ア) として、公用車の適正台数の検証はされていますか。

イ) として、需用費の削減対策は具体的にどのように実行されていますか。

ウ) として、時間外の削減について検討されていますか。

エ) 委託料の削減について見直しはされていますか。

最後、3つ目の質問です。改善提案制度（仮）としていますが、常時アイデアでも何でも気軽に出せる取組、制度の導入のお考えはないのかお聞きします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の今後の歳入の見通しとその確保についてでございますが、中期財政計画による今後5年間の推計では、地方税につきましても、これまでの実績等から緩やかな増収を見込んでおります。地方交付税につきましても、直近の国の概算要求時の伸び率により、年次的に増収を見込んでおりますが、近年は経済対策等により、年度途中で再算定が行われるため、こうした措置が今後とも続くかは不透明でございます。

また、本町は歳入の約3分の1を地方交付税等の普通交付税に依存していることから、一般財源の確保につきましても、引き続き、ふるさと納税や財産の売払いなどのような臨時的な収入の確保に努めるとともに、国庫補助金などの特定財源をできるだけ確保できるよう、これまでどおり国、県の動向を注視するとともに、情報収集に努めてまいります。

次に、2点目は、経費削減として具体的に項目を示されての質問でございますが、まず、公用車の適正台数の検証につきましては、毎年度、稼働状況や走行距離の確認を行い、各所属の業務内容や利用実態も踏まえ、適正な台数となるように管理をいたしております。現段階での計画では、経年劣化が進み、修繕費の増加や燃費性能の低下が見られる車両につきましては、更新年度を精査上で処分し、減車を基本としてより効率的な車の車両管理を行うことといたしております。

次に、需用費の削減についてでございますが、予算査定でも大変厳しく査定をいたしております。

小さな本当の経費のものまで経費内容を詰めて対応しておりますので、職員にも大変無理させているんじゃないかなと気遣っているのが現状でございます。

一例申し上げますと、消耗品のうちでも付箋やボールペンなどの庁内共通で使うものについては、会計室で一括購入することで、単価の引下げを図り、また、光熱水費につきましても、特に電気料につきましても、夏や厳冬期のエアコンの温度やスイッチを入れる時間を細かく分散設定し、最大使用量を抑えるなど全職員で協力して実施いたしております。

また、時間外勤務手当につきましても、近年、国の臨時経済対策への対応や新たな行政施策への対応等により、業務が多岐にわたり、やむを得ず兼務の体制を取らざるを得ない部署もございますが、できる限り各担当の業務量を平準化していく努力をしてみたいと考えております。

次に、委託料につきましても、これまでも職員で対応できるものは委託を見直すこととし、職員が行うようにしております。また、清掃業務や機器の点検などの経費削減も図ってまいりました。しかしながら、人件費の上昇などにより、委託経費の削減が非常に厳しくなっている状況もございますけれども、引き続き見直しについては考えてまいりたいと思います。

最後に、3点目の改善提案制度の導入でございますが、経費削減などに向けた方策については、事業計画のヒアリングや予算査定場で検討いたしております。また、職員個別の提案があれば、副町長が聞き取りをし、対応できるものは直ちに対応するということで、対応したのもたくさんあります。制度として導入してはという御提案でございますので、検討させていただきます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。

まず、歳入の見通しについてですが、先ほども力強いお話がありました。当面は大きく変動はないかというふうに感じましたけれども、やはり10年後、20年後の将来を見据えた取組が必要かと思えます。

現在の国際情勢や国の財政、国は強気の方針を出しておりますけれども、不安材料、要素もたくさんあります。町民が安心して暮らし続けられる、そうした取組もぜひお願いしたいと思います。

昨日の話にもありました企業の誘致であったり、ふるさと納税の取組であったり、将来にわたって継続して財源を確保できる取組について、再度、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 非常に難しい問題なんです。本当にイランを見ましても、あんなことが起こるのかということが起こって、原油の高騰でガソリンが非常に高くなってきて200円を超えるんじゃないかということになってきますと、根本からベースにしているものが全部変わってきますので、

非常に税金とか、特に企業の収益というものが落ちますと、税金にも大きく影響をしますし、その辺、大変危惧しておることですが、やはり今、駅とか、いろんなところに手をつけるようにしておりますが、非常に大きな財源が必要とするものでございます。しかし、やらないとどうしようもございませんので、やはりそういうリスクは当然あります。じつと黙っちゃえばええんかも分かりませんが、そうじゃなくて、やっぱりちゃんと計画を立てて大きな事業でも取り組んでいくという積極性は行政として必要だろうと思っておりますので、この辺のバランス、やっぱり年度計画ですよ、プライマリーバランスを取るといことと、年度の平準化をしていくということを中心に、税金とか歳入についても考えていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 分かりました。ありがとうございます。

具体的な項目に入りたいと思いますが、公用車の適正台数について、いろいろ距離とか車の老朽化とか、それぞれ検討されて削減をされるというお話でありました。具体的に何台ぐらいを予想されてますかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今、田布施町この保有台数が42台でございます。修繕とか燃費性能の低下が見られる車両につきましては、この車検のタイミングで処分することとしております。公用車の減車計画なんですけど、各それぞれで管理、運行している方式から、一部車をシェアする方式に変えて、約5年かけて4台から5台程度、減車する計画としております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 車を減らすということは今、検討されているようですが、リースとかそういった面の検討されたことはありますか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） リースも過去数年、実際リースの車両もございます、何台か。ただ、リースだとどうしてもリース分の利息払わないといけないということで、近年はもう購入という形に変えて保有しているという状況です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 分かりました。

ちょっと古い話になるんですけども、令和6年に985万円くらいかけて車両を購入されていると思います。これは何だったんですかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 令和6年ですよ。1.5トンのダンプです。実際は多分予算は900数十万円であったと思いますが、入札減で相当落ちて700万円くらいであったんじゃないかなというふうに記憶しております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。

次に、需用費の件ですが、本当に先ほどの町長からのお話もありますように、細かいところ、いろいろ検討されて努力をされているなというふうに感じました。

議会で今タブレットを2年前から導入していますけども、これによって用紙の削減はできたと思いますけども、その効果はどれくらいあったか把握はされていますかね。これはなかなかタブレットの使用料とか通信料とかありますんで、まあすぐに結果は出ないかも分かりませんが、わかればお願いしたいんですが。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 議会のタブレットにつきましては、取組を始めてからまだ時間がそれほどたっておりませんので、ちょっと累積したその効果っていうものは、まだ検証できている状況にはございませんというか、ちょっと難しいんじゃないかな、現時点ではとそういうふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。

タブレットについては、私経緯ですか、導入の経緯というのはよく分からないんですけども、ペーパーレスの観点からすると執行部も導入されたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いずれはペーパーレスになれば、こうしたものの経費も減っていきますし、文書管理も職員が人手で管理する必要がありますから、その辺の効果が出てくると思う。今やっぱりそのペーパーも使いながら、タブレットを使いながらということですから、経費から見るとかかっているんじゃないかなというふうに思います。例えば、例規集がありますよね。例規集もやっぱり全部お配りしておりますし、例規も全部タブレット、ホームページとかやっておりますので、例規集も本来ならもう要らないということになればええと思うんですが、例規集も持ちながら例規管理もやっております。全部全て、ちょっと過渡期と申しませうか、そういった時期でございます。もっとこのタブレットも使いやすくなるし、機能もよくなってくればいいと思うんですが、やはり執行部側は、いろんな予算説明とか資料をやっぱりずっと持って来なきゃいけないので、タブレットの画面だけ

でお答えができるというのは、ちょっと難しいかなと思います。もう少し時間がかかるとは思いますが、いずれはペーパーレスになって、総合的な経費は、コストは落ちてくるというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 当然まだ時間はかかるかと思いますが、ぜひ当初の目的のペーパーレスを進めていただけたらというふうに思います。その他の消耗品とか光熱費など、先ほどいろいろ実施しているというお話がありました。しかしながら、検討する余地はまだまだ、この需用費についてはあるのではないかとというふうに思いますので、その辺についていかがでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ボールペンとか何とかというのはいいんですが、修繕とか、本当ならもうカーテンがぼろぼろになっちょるから替えにやいけんとか、例えば、このカーペットでも替えにやいけんとかいうときでも、やっぱりもうちょっと使ってくださいというようなとこまでも踏み込みますので、まあ公民館とか、古い公民館もありますので、小学校も非常にもう修繕したり替えちゃげたほうがええというのもたくさんあるんですが、まあなかなか対応がしにくいというもの、その辺がちょっと申し訳ないなという気がいたします。職員が使うものについては、本当に工夫しようということでもいいんですけども、やっぱり住民の方がお使いになるようなものは、やっぱりちゃんとしたものをしていきたいと思うんですが、まあ予算を少しずつ後回しをしているというのが現実でございます。その辺は大変申し訳ないなと思っております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） この需用費については、少しずつといいますかね、こつこつの積み重ねになるんじゃないかなというふうに思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、時間外の削減検討についてですが、限られた人数で膨大な業務の中、また突発での時間外も発生するのも当然あるかと思えます。1人当たりの月どれぐらいの残業があるのか分かりますかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 1人当たりの時間はちょっと今、持ち合わせておりませんので、また分かり次第お答えしますが、残業について1人当たりという単純な話ではなくて、ずっと議員さん見られたら分かるように、時間外が発生している課というのは、限られた課が多いんですよ。国の事業とかが入ってきたときには、その該当する課が時間外が発生します。そういう場合は、時間外でも国が見てくれたり、補助でやったりする時間外があったりするので、町とすれば、そういった時間外が助かるんですけども、一般的に恒常的にある程度発生している課については、根本的な見直しはやっぱり必要なので、人員体制含めて、それはずっと検討しています。対応も徐々にしていくという方向

にしていますけれども、全課にわたって残業が発生しているという状況ではございませんので、一部の課で発生している状況を改善していくというのが、今、我々が思っている対応策でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 企業であれば、労働基準法の３６条ですかね、３６協定とこういうふうに言っておりますけれども、そういった時間外の労働時間、そういった労使協定といいます、そういったものは結んでおられるんですかね、自治体のほうは。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 協定は結んでませんけれども、職員組合と協議しながらやっています。毎月の時間外の報告は、２年前、３年前かな、始まりはちょっと覚えてないんですけど、最近はずっと定期で報告をしてもらっています。４８時間とか８０時間とか、時間外が多い職員については、その原因を精査して対応できるものにはしていますけれども、やはり先ほどの話にもかぶるんですけど、なかなか難しい面もあって、その辺を今、内部でもいろいろ検討はしているという状況です。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 分かりました。

時間外のオーバーといいますかね、先ほど３６協定では１日８時間で月４５時間以内、それから年間で３６０時間というのが決められておりますけれども、これに該当する方という人はおられるんですかね。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 令和６年度でいえば、月４５時間が延べ５４名、そのうち８０時間を超えているのは７名です。令和７年度につきましては、１月末現在となりますけど、月４５時間以上が４２名、そのうち８０時間を超える職員が６名でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（４番 守田 達也議員） 結構おられますですね。これは先ほどもお話がありましたけども、特定の人に限定されているような話をされましたけども、同じく部門によっても、そういった偏りというのがあるんですかね。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 一般的に今うちの役場の現状でいえば、企画財政課と町民福祉課が割と残業が多くなっています。延べ人数で今言いましたんで、多いイメージがしますが、本当にちょっと業務を抱えている職員とかもいますんで、その辺は先ほど言いましたように、平準化できるような形を含めて、いろいろ対策を講じております。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 個人的に偏った部分もあるのかなというふうに思いました。これは、職員の負担軽減とかワーク・ライフ・バランス、健康管理も含めて、これからも十分な対応をお願いしたいというふうに思います。

次の委託料の件ですけれども、この委託料は予算書を見ますと、数千円から億単位の数字もありました。これは競争入札というの中にあるんですかね。

○議長（南 一成議員） 山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 浩君） 金額等によって当然入札ということでございます。総額のものについては随意契約ということもございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 予算書を見ていくうちに、どの部門もこの委託項目が非常に多くて高額であるということで、ちょっと気になりまして、全体でどれくらいの金額かを調べてみました。令和7年度の一般会計当初予算で見ますと、総額が9億8,000万円強でした。これは支出の約14%を占めていました。これが多いのか少ないのか、私はちょっとよく分かりませんが、その年の事業内容によっても上下があるのかなというふうに思っております。ちなみに、令和6年度は6億8,000万円強、3億円ぐらい上下があるということでした。

委託については、先ほどからもお話がありましたように、専門的なものが多くて当然委託という形になるのかなというふうに思います。ただ、業者任せとか例年どおりとかではなく、必要性や業務の内容や量など、都度検証は必要かと思えます。いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 確かに委託費は増える、年度によっても違います。当然、工事関係で大きな工事とか、いろいろなのが入ってくれば、それに伴う専門的な知識はどうしても職員ではないので委託せざるを得ないし、大きな原因は、今のガバメントクラウドとあって、デジタル化の関係でコンピューター関係の業務が増えてますけれども、これについては、なかなか職員では難しいということで、事業関係と今のデジタルの関係、この辺はなかなか言われるように職員ができるものはやってますけれども委託せざるを得ないという部分があるので、その辺はちょっと御理解をいただきたいというふうに思ってます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございました。

こうした見直しを予算について、他に流用できるものの中にはあるのではないかと思います。ただ、

会計年度独立の原則というのがあるんですかね。何でもかんでも使えるものではないということのようです。次年度用の繰越しや予算編成時にそういった検討項目を取り入れることもできるかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） ちょっと間違った答弁したら申し訳ないんですけども、繰越し等は、おっしゃるようにできるだけ年度内でやるというのが原則なんですけれども、最近では国の決定するタイミングが遅かったりするものが結構あります事業的に、国も補正予算でいろんな対応してきますんで、それに合わせて議会のほうにも1月とか12月とか、いろいろ御提案をさせていただくんで、繰越しについては、当初からのやつはできるだけ年度内に済むような指導をしてますけれども、やむを得ない繰越しが結構ございますので、その辺を含めて、言われるように流用、繰越し含めて予算執行については課長会議通じて適切な対応するように、これからも指導していきたいというふうに思ってます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 分かりました。ありがとうございました。

続いて、3つ目の改善提案制度についてです。これは、先ほども申しましたけども、経費の削減や効率化の提案だけではなく、町民へのサービス向上策であったり、職員の福利厚生など、どんなことでも前向きなアイデアを取り入れる場があってもいいのではないかとということで提案をしました。制度という名前では堅苦しいのであれば、もっとスマートな名前をすとか、そうすることで何でも言える、風通しのよい職場環境があればモチベーションも上がるし、ひいては負担の軽減や経費の削減にもつながるのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） そのとおりだと思います。今現状、先ほど町長も答弁しましたけれども、制度的に必要であれば取り入れたらいいと思います。現状は、実施計画のヒアリングとって、5年間の事業を各課でヒアリングするのが年に1回あるんですけども、その実施計画のヒアリングと予算査定もそうなんですけども、そういう場でいろんな各課の状況を含めて、将来的ないろんな事業とか、町民に対してどんなことができるのかというような話はしています。それをもってして、課長のほうにも個別に職員からいろいろ多分提案があると思うんですけども、その提案があったことは我々のほうに入ってきますんで、そこで町民に対していいと思うものは、言われるようにできるものは取り入れていこうというような今の町の形になっていますので、これでなかなか十分でないというのであれば、言われるように、そういう組織を設けているようなヒアリングの場を新たに設けるというのは一つの方法だと思いますので、ちょっと検討させていただいたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。

先ほども話がありましたように、そういった予算編成時には、当然、意見交換とかはされておられるということです。職員が日頃から思っていることとか、感じていること、これは実際に業務を担当している方が一番分かっていることも多いかと思います。いろいろ方法はあるかと思いますが、ぜひ検討していただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問です。

交通安全、防犯対策についてです。答弁は同じく町長でお願いいたします。

毎日のように、交通事故や凶悪犯罪のニュースが流れています。ここ柳井署管内では、交通事故件数は令和6年に比べ令和7年は事故数や死者数は減少しています。しかし、田布施町においては、残念ながら死亡事故が1件発生しております。犯罪については、犯罪総数は令和6年に比べ令和7年は30%近く増えています。特に、窃盗や侵入犯、知能犯、詐欺ですね、自転車盗などが増えているとのこと。

そこで、交通安全対策、防犯対策について質問をします。

1つ目は、路面標示線というのですかね、特に横断歩道の白線が薄くなっているとか、そういった箇所が町内で見受けられます。これを計画的に補修できないか、お聞きします。

2番目、学校付近の通学路を区域規制、例えばゾーン30等にしてはどうか、お聞きします。

3つ目、シニアカーの登録者は今どれくらいおられるのか、また指導はどのようにされているのか、お聞きします。

4つ目、防犯対策で通学路への防犯カメラの設置はできないか、特に田布施農工付近、お聞きします。

同じく街路灯、防犯灯ですね、この増設はできないか、お聞きします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

本町では第11次田布施町交通安全計画を作成しており、今年度が最終の年度となっております。この計画期間内の目標数は、人身事故発生件数を対令和2年度比で25%削減し、年間10件以下とするということとしております。また、交通事故による死亡者を5年間でゼロとすることを目標に掲げておりますが、計画期間中、交通事故により亡くなられた方は2名おられ、尊い命が失われ、残念

ながら計画期間中の目標達成はできておりません。

それでは、まず第1点目の路面標示線、特に横断歩道の白線が薄くなっている箇所があるということ、計画的に補修はできないかということでございます。

横断歩道につきましては、所管が山口県の公安委員会となります。道路は、道路法によりそれぞれの道路管理者が維持、補修をいたしております。標示線が消えかけている、または完全に消えている場合は、道路の安全性を確保する上で早急な対応が必要でございますが、補修が必要な全ての路線を短期間のうちに全て整備することは難しいため、事故が多く多発している場所や交通量が多い主要道路などを優先的に計画的に補修をいたしております。なお、路面標示線を補修する道路の延長については、各年度の予算の範囲内で補修をしているというのが現状でございます。

この補修費の財源としては、道路法に定める反則金に調整を加えた額に、交通事故発生件数や人口等を考慮して配分交付される交通安全対策特別交付金を補修の一部財源として充当いたしております。

2点目は、学校付近の通学路区域規制、いわゆるゾーン30とにしてはどうかというお尋ねでございます。

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、ゾーン内における速度制限やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のことをいいますが、今年の9月1日から改正道路法の施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60キロから30キロに引き下げられることとなります。こうしたこともありますので、通学路の危険箇所や改善計画については、国土交通省、柳井土木建築事務所、柳井警察、各学校、町で組織いたします田布施町通学路安全推進会議により、通学路の安全対策の改善計画を策定し、対策に取り組んでおりますので、この中でもゾーン30については協議をしまいたいというふうに思います。

3点目は、シニアカーの登録者数と指導についてのお尋ねでございます。現在6名の方が登録されております。指導については特にこれといった指導はいたしておりません。

次に、4点目と5点目の通学路の防犯カメラと街路灯、防犯灯についてでございますが、防犯カメラの設置については、公共スペースや公共施設、交通が多いエリアなどを優先的に計画的に設置をいたしております。本町では、令和6年4月に防犯カメラの設置及び運用に関し、必要事項を規定した田布施町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定めております。

また、今年度も山口県警察本部では、地域住民によって構成される自治会組織などを対象に防犯カメラの費用の一部を補助する制度がございますので、そういった点についてお問合せいただければというふうに思います。

次に、街路等の設置につきましては、町道における夜間の視認性確保は、歩行者や自動車の安全確

保、また、防犯の観点からも重要な課題だと認識いたしております。

本町では、これまでも交通量の多い路線や通学路、また地域の皆さまからの御要望をいただいた危険箇所には街路灯を設置しております。防犯灯については、原則、町で設置することはございませんが、自治会等が設置される場合、または補修される場合には補助制度がございますので、御活用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） まず1つ目の路面標示ですかね。これは、町の中心では非常に道路も歩道も整備されて本当にきれいに今なっております。少し離れますと、まだ未整備のところがあります。要望したら実施するというのではなくて、計画的にパトロールをすればすぐ分かります。そういう意味でも計画的にそういったところを整備をしていただけたらというふうに思っております。特に、横断歩道を今、歩行者が優先ということで、絶対に止まらないといけないと。歩行者がいれば。そういうことで大変厳しくなっております。この横断歩道で、車が止まる割合、山口県がですねワーストナンバーワンというらしいです。それだけルールを守らないという証拠だと思いますけれども。やはりそれも1つは、そういった白線とか表示が見えにくいとか、消えかかっているとか、そういうことも一因にあるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ計画的にそういった対応をしていただけたらというふうに思います。

それから、学校付近の地域規制についてです。先ほどから生活道ですか。30キロにこの9月からなるというお話でございました。最近では、いろいろな交差点を見てみますと、緑とか色ですね、赤とかいろいろ色をつけて工夫をされております。そういったことも含めて、分かりやすいと言いますか、そういった対応もできるかと思えます。

それから、ゾーン30プラスというものもあるようです。これは道路に凸凹をつけて、よくスーパーに行ったら、駐車場に行ったらありますね、ガタガタするような。そういう方法もあるということなんで、この辺も含めて対応していただけたらというふうに思います。

それから、先ほど田布施農工の通学路の件です。田布施農工の通学路は一部狭いところがあって、カーブになっています。朝夕は非常に混雑をするそうです。道路の拡張見通しは現在ありますか。これは追加質問になるかも知れませんが、そういった予定があれば教えていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 議員おっしゃいます豆尾第1踏切から田布施農工高校の前までの区間の拡張計画でございますけれども、来年度の予算では国の補助事業ですので内示がつくかどうかとい

うのに影響はあるんですけども、豆尾第1踏切から田布施農工高校のほうに向かった最初の交差点、その区間までの改良工事を計画はしております。その交差点から田布施農工までの間、今議員おっしゃいますカーブがあるところら辺なんですけれども、そこについては今のところ支障物件といえますか、そういったものが多くございますので、今すぐ拡張拡張というのがなかなか計画的にも難しい状況ではございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） ありがとうございます。引き続き、検討していただけたというふうに思います。

それから、シニアカーについてですが、これは昨日、瀬石議員さんからも御質問がありましたので、簡単に質問をします。

今登録者は6名というふうに言われておりましたが、今のところまだまだ利用者は少ないようですが、当然今後増える可能性があります。このシニアカーは道路交通法では歩行者扱いということなんですけれども、利用者は当然高齢の方が多いというふうに思います。先ほど指導は特にしてないというお話でしたが、何か安全マニュアルとかそういったものを作成して、指導が必要になってくるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 寶城健康保険課長。

○健康保険課長（寶城 和之君） シニアカーの交通安全講習につきましては、山口県のほうではまだ情報がなかったんですけども、お隣の島根県とかでは警察署とメーカーさんが一緒になって、地域の方に交渉を行っているという事例がございます。これにつきましても、今後、シニアカーの利用者さんとか地域の方々の御要望等ありましたら、町、健康保険課といたしましても、実施に向けてちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） とにかく、何かあつては遅いんで、その辺のところはよろしく願いしたいというふうに思います。

次の防犯対策についてです。防犯カメラについては、これも以前、確か瀬石議員さんだったと思うんですが、同じ質問をされています。検討するというふうな答えだったと思いますが、これはまだ検討中ということによろしいですか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 瀬石議員の質問のとき、どこの場所ってというのはちょっと明確に覚えていないのですが、先ほど町長の答弁がございましたように、公共施設か公共スペース、また交通量の多いところを優先的、計画的に防犯カメラというのを設置しているという状況でございます。

○議長（南 一成議員） 守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 先ほど私がお願いしているのは、田布施農工の通学路の部分に設置したらどうかということをお願いしたんですが、今現在の周辺で、個人で設置をされている方もおられます。これは設置に当たっては住民の方の同意が必要になるかもしれませんが、犯罪の抑止、証拠の確保の意味もあります。引き続き、検討していただけたらというふうに思います。

最後に、防犯灯についてですけれども、各学校付近の街路灯というのも考えられますけれども、小学校とか中学校の生徒は比較的早い時間帯で下校しますので、特に問題はないかと思えますけれども、農工の通学路、特に線路の北側ですか。藤永建設さんがある通りと、学校から北側に向かっていくところがちょっと、私も通ってみましてちょっと暗いかなというふうに感じました。駅から学校までは新しく設置されておりますので明るかったんですが、今の2か所はちょっと暗いなというふうに感じましたので、一度確認していただけたらというふうに思います。

ありがとうございました。最後になります。

この前、前々回ぐらいから田布施農工の関連の質問をしておりますけれども、私、卒業生ではありませんけれども、対応に当たっては県立高校のために手出しができないという、難しいというふうですけれども、地元としては大変気になっております。今の体育館ですか、体育館の外壁を見られて御存じかもしれませんが、錆だらけです。本当に見苦しい状態です。これも気になります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 先ほどお答えを保留しておりました職員1人当たりの時間外でございますけれども、7年度はまだ出ていませんけれども、令和6年度は1人当たり20万4,000円。金額的に。5年度が17万8,000円でございます。年間です。

○議長（南 一成議員） という追加の答弁がありました。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、守田達也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、高見英夫議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 高見です。よろしくお願いします。

2問ありますが、まず1つです。町職員の処遇改善と定数確保について、町長の一問一答でお願いいたします。

地方自治の目的である住民福祉の増進にとって町民と直接接する町職員の果たす役割は大変大きいものです。町民は町長や議員はもちろん、町職員の在り方を見て町政を評価しています。昨日は松田議員から、町職員は「ようやっちょる」という言葉がありましたが、私もそう思っています。町職員が明るく希望を持って働き続けられる職場環境づくりは町民のためにも必要だと思っています。

しかし、近年、職員採用試験への応募が減少しており、特に技術職の不足が言われています。将来職員不足で近隣との合併を検討せざるを得ないのではないかという人口減少よりもそっちのほうを心配している新聞報道もあります。

そこで、健全な町職員体制を維持していくための処遇改善などについて問います。①2021年度から25年度までの各年度における若年退職、定年退職以外の数とその理由を教えてください。また、必要な職員定数は定数条例で決まっていると思いますが、各年度の定数不足というのがあれば何人かというのを教えてください。

②地方公務員法第55条には、地方公務員公共団体の当局は、職員団体から、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、また、これに付随する社交的または厚生的活動を含む適法な活動に係る事項については、適法な交渉の申し入れがあれば、それに応ずべき地位に立つものというふうに規定されています。

職員の勤務条件に関する施策について、職員労働組合との交渉をきちんと得ているかどうか、これもお答えください。

③町職員のハラスメント防止要綱がありますが、この要綱を見ておきますと、対象職員から就任について公選、または、地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職、つまり町長や議員、教育長、副町長などを除外している。これはなぜなのかというのを教えてください。

④カスタマーハラスメント防止対策はできているか教えてください。

⑤2021年度から2025年度までの各年度における月45時間以上、80時間以上の時間外勤務をした職員は何人いますか。これは先ほど守田さんの質問でもありましたが、一部。また、昼も町役場は窓口が開いており住民対応をしておられますが、職員の休憩時間の確保はできているのか。これについてもお答えください。

そして、⑥今年4月から公務員は副業規制が緩和されますが、本町の対応はいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

1点目の、各年度における若年退職者数とその理由についてのお尋ねでございます。定年退職以外の人数とお伺いいたしましたので、令和3年度末の普通退職者はゼロ名でございます。令和4年度末は1名、令和5年度に1名、令和6年度末は5名となっております。令和7年度につきましては、その予定はございません。

理由につきましては、各職員の個人的な事情に関わるものでございますので、プライバシー保護の観点から、具体的な内容についてはお答えは差し控えさせていただきますが、これまで、本町は他市町と比べ、比較的そうした普通退職が少ない地域でありました。今後も、引き続き若年層の定着に向けた職場環境づくりに取り組んでまいります。

定数不足というお尋ねでございますが、定数というのは条例で決められておりますので、それに対する不足ということも分かりませんが、人員配置の仕方で大きく変わってまいりますので、ここでの御答弁は差し控えさせていただきます。

次に2点目の、職員労働組合との交渉を行っているかとお尋ねでございますが、交渉は定期的な協議の場に加え、制度改正や職場環境の改善等、必要に応じて随時実施しております。年間を通じ、継続的に実施をいたしております。

労使関係につきましても、職員労働組合と、日常的な情報共有や意見交換を行い、相互に誠実な対応を心がけながら協議をいたしております。

3点目でございますが、町職員のハラスメント防止要綱で、対象職員から「就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職」を除外しているのはなぜかというお尋ねですが、本町では、令和3年に「田布施町職員のハラスメント防止等に関する指針」と併せて、「要綱」を施行いたしました。

このなかでは、行政の長である私や、職員及び管理監督者の責務は明文化されておりますが、原則、地方公務員法の適用とならない議員や副町長、教育長などについて、その責務等は明示いたしておりません。

その理由としては、職員のハラスメント防止及び排除のための措置など、職員個人の尊厳が尊重されることを目的として施行したものでありまして、私、議員等を想定したものではありません。

今後、特別職や議員さんのハラスメント防止については、他市町とも情報を共有し、協議をいたしておりますので、今後検討してくるというふうに思います。

4点目の「カスタマー・ハラスメント防止対策はできているのか」とのお尋ねでございます。本町における取組状況でございますが、以前、職員の名札はフルネームを記載しておりましたが、職員の

プライバシーが侵害される可能性があるため、令和7年1月から「ひらがな、名字のみ」というふう
に名札の表記も変更しました。また、同様の理由で庁舎内に掲示してある各課の職員配置案内図も廃
止をさせていただきました。

また、県外の市役所で起きた不当要求や傷害事件を受けて、庁舎1階に「さすまた」を2か所設置
したところでございます。

また、ハードクレームや、カスハラにより職員個人が問題を抱え込むことのないよう、組織として
毅然として対応する必要があることから、令和7年4月に田布施町職員のための不当要求行為等対応
マニュアルや対応フロー、対応記録表などを作成し、職員に周知をいたしております。

こうした対策につきましては、県町村会で統一マニュアル等を作ることを私から提案させていただ
き、現在、町村会のほうで検討を進めております。

5点目の、過去5年の各年度における月45時間から80時間、80時間超の時間外勤務をした職
員数は。また、昼の休憩時間の確保についてのお尋ねでございますが、令和3年度は、月45時間以
上の時間外勤務者数は、延べ87名、そのうち、80時間を超える者は30名でございます。

令和4年度は、月45時間以上が、延べ47名、そのうち、80時間を超える者は4名ございま
す。

令和5年度は、月45時間以上が、延べ32名、そのうち、80時間を超える者は6名ございま
す。

令和6年度は、月45時間以上が、延べ54名、そのうち80時間を超える者は7名でございます。

令和7年度につきましては、1月末現在となりますが、月45時間以上が、延べ42名、そのうち、
80時間を超える者は6名でございます。

長時間残業者の人数や時間については、定期的に把握し、所属長に長時間労働となった要因と今後
の対策を報告させ、改善策を適時講じているところでございます。

また、同時に長時間残業者につきましては、過重労働と健康確保の観点から、衛生管理者や医師と
の面談、また、面接指導を積極的に実施しております。

面談等の結果や必要な対応については、毎月1回開催される衛生委員会に報告し、所属長や関係部
門とも連携しながら、勤務調整や業務改善を図っております。

ただ、業務の繁茂期により一部で長時間残業が発生する場合がございますので、引き続き、業務の
見直しや業務の効率化を進めるとともに、長時間残業者の健康面への配慮も行いながら適切な指導を
してまいります。

次に、お昼休憩につきましては、各所属において業務に支障のない範囲で適切に取得するよう各所

属長に指示をいたしております。

しかし、開庁時間中は、お昼の時間も住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう窓口に職員を配置しておりますので、一部、休憩時間が前後する場合がありますが、各課当番制をとり、交代として、休憩時間の確保に努めております。

最後6点目は、役場職員の副業についてのお尋ねでございます。

地方公務員の社会貢献活動に関する副業・兼業については、昨今の人口減少や高齢化により社会環境が大きく変わる中、とりわけ公務員の地域活動への参加は、地域の人手不足の解消が期待されているものでございます。

さらに、職員が職務以外に積極的に地域貢献活動に参加すれば、町民参画は進み、町民との協働によるまちづくりが、より一層活発になることが期待できるとともに、職員の育成にもつながるものと思っております。

しかしながら、地方公務員法第38条第1項の営利企業等の従事制限において、副業または兼業に就く際は、任命権者の許可を要することになります。

また、本来の業務への影響はどうか、他の職員への理解が得られるかなど、ケース・バイ・ケースで違ってくると思います。

今後、職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の制度化について検討していきますが、許可基準の明確化など、課題も多いと思っておりますので、人事委員会規則や先進的な自治体の取組を参考に研究してまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ありがとうございます。今、お答えいただいた中で、幾つか質問したいんですが、1点目の若年退職は他市町に比べて比較的少ないというのは大変すばらしいことだと思っております。ただ、定数不足については人員配置によってというふうに言われたと思いますが、定数条例というのがある、それにやはり従ってやらなくちゃいけないと思うんですが、例規集を見ても更新がされていないんですが、あれは毎年更新すべきものではないのでしょうか。150のまま止まっておいて、毎年そのままで不足しているというふうに見えたんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 以内という表現でございますので、その範囲内ということでございます。各年度事業がかなり違ってまいりますので、例えば圃場整備もやっておりますから、埋文の調査とか

そういったものは今までありませんでしたけれども、そういったものを事業として実施となれば、当然職員はたくさんいますけれども、150を超えないという範囲内で調整するというのでやっております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 以内という意味であれば了解をいたしました。

それから、時間外勤務についてのことなんですけれども、先ほど説明がありました。やはり80時間を超えると過労死の危険性が高いと。月45時間が危険か、80時間はもう過労死にも近いということで危険水域なんですけれども、緊急の仕事のような場合、今回の選挙みたいに大変なときもあると思うんですが、今の御回答の中で、令和3年度ですか、80時間を超える者が30名と。45時間以上は87名と。ほかの都市に比べて随分大きいです。これはなぜでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 令和2年、3年は、特にコロナの対応に追われまして、ほかの職員もそうですけれども、いろんな事業メニューを含めて全課で取り組んでまいりました。通常業務に加えて新たな業務がたくさん出てきましたので、3年度はそういう特殊事情がございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 分かりました。しかしながら、財政の問題等も関係をするかもしれませんが、時間外がいろんな業務によって多いというのは、これは町長も先ほど言われましたが、縮減をしていかないといけない問題です。このことについては、先ほど聞いておりますと、80時間以上を超える職員が職員数に資して4%とか、そういうふうな状況になると思うんです。

それから、45時間を超える職員がやはり比率からすると3割を超えているんじゃないかと思うんです。ここのところは働き方改革ということも含めて改善をしないと、やっぱり職員の定着、定年まで元気に働き続けるということでは、やっぱり持続可能な町政を運営していく上でも非常に重要だと思いますが、その辺りについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりでございます。やっぱり時間外というのは各所属でかなり変わってまいります。職員でも変わってまいります。やはり勤務条件とか労働環境から言えば、やっぱりほかの市町とか、他の業種もそうなんだろうと思うんですが、どうしても日本の考え方として時間外というのは非常に多い。欧米にいくとそういったことはないんだろうと思うんですが、日本の独特の考え方でやってきておりますが、減少させるということが課題でございます。

私、よく言うんですけども、やらなくていい仕事はやめなさいと言うんですけども、やっぱり今ま

でやったことはずっとやっていかんにやいけんということで、やる。仕事が増える一方ですから。例えば、先ほどシニアカーの話がありましたけども、あれを管理して指導していくことなんて今までやってないわけですから。それは必ず増えていきます。それは担当者の仕事が月何時間、年何十時間と増えてくるわけですから。やっぱりその辺の業務量を調整して、やっぱり業務の見直しというのはさせていただかないといけません。それはDXとかデジタルでやっぱり効率化するということが可能になればええと思うんですが、そこまでまだ行っておりませんので、非常にまだ見直しをしてきましたけれども、今後の課題ということで取り組んでまいります。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、③町職員のハラスメント防止要綱のことについて回答をいただきました。これは地方公務員法の職員のことだというふうに言われましたが、この町のホームページにも載っております田布施町職員のハラスメント防止等に関する要綱。ここで、先ほど指摘しました町長や議員などは除くというふうに書いてあります。それは地方公務員法上は、法律上はそういうふうになるわけでしょうが、昨今、いろんな知事がセクハラやパワハラで大きな問題になっているときに、この要綱を見ますと、除くと言われるという職員、第4条には、職員は次条の指針の定めるところに従い、ハラスメントをしてはならない。ハラスメントをしてはならないと書いてある職員の中に、町長や我々議員が除かれているというのは、一般の町民から見たら、なんで、おかしいんじゃないかというふうに見えるわけです。やはりこれは定義のところ、きちんと町長や議員も含めて、これは全員にかかる要綱であるというふうにすべきではないでしょうか。そのほうが町の職員も町民も安心されるんじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今回のこの要綱は、職員が個人の尊厳を尊重されるための目的で施行したものです。おっしゃるように議員とか特別職を想定したものではございません。今後、今現行の要綱の見直しも含めて考えていきたいと思いますが、今後、まずは、県、他市町、その状況とか情報交換等をしていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 我々議員も議員研修で、先日山口でハラスメントの研修を受けたばかりですので、やはりそういう中で、今、他市町の状況も見ながらと言われましたが、そのときもありましたが、他市町でもハラスメント防止条例がやっぱりどんどん増えているわけです。これは、条例を作る、作らないは別にして、やはりこのようなホームページに公開されている要綱に、まさにこ

の町長や議員が免責されているような、そういうふうな表現があるということ自体が、私は問題であると思っています。住民に誤解を招くのではないかと思いますので、これはぜひ前向きにやっていただかないといけないと思っています。どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 今の特別職、そういう方の責務と言いますか、そういう定義、要綱を含めて、しっかり見直しもしていきたいというふうに思っています。

○議員（6番 高見 英夫議員） 見直しをしていただくということでありましたが、これは本当に、今職員の方が田布施は本当にいい職場であってハラスメントはないと思っておりますが、これからずっと職員の方々が安心して働けるとそういうためにも、いろいろお金のかかることもあります。これはすぐにでもやろうと思えばできることであると思ひますし、町長としての決意をお聞きしたいと思ひています。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 高見議員おっしゃるように、当たり前のございます。当たり前なことができていないからこうなるわけで。もう5年ぐらい前はこういったもの形も全くありませんでした。そういったことが発生するからできてくる。後追いでやっぱり対応してきておりますので、これを作った当時、職員というのはやはりいろんなハラスメントを受けるということがあります。その職員を守ろうということで、ほかの町に先駆けて作ったということもございます。今、町村会でもいろいろ検討しようやという言葉で私のほうから提案をして、やらさせていただいておりますが、やはり制度そのものとして、1本でいいのか、2本でいいのか、3本でいいのか。その辺はよく検討しないと、この要綱をずっと読んでいただいたら分かると思うんですが、そういう制度的な在り方も含めて、やっぱりちゃんとしたものにしていくというのは時間が少しかかるかなと思ひますので、研究は一緒にさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ぜひ前向きに研究、検討していただきたいと思ひてます。

4番につきましては、カスタマー・ハラスメント防止対策は感心しました。しっかりやっておられるというので理解をいたしました。

それから、6番の国家公務員の副業規制が緩和されるということについては、地方公務員は国家公務員とは違いますが、今、週の勤務時間の上限もあります。そういう1日の勤務時間の上限もありますし、副業をすれば、雇われれば残業をどうするかというのはいろんな複雑な問題もあります。しかし、自分で営業するというふうなときについては、これは職員の方々の中には、いろんな力を持って

おられる。スポーツとかボランティアとか趣味とか、そういう方もおられるので、その力を、先ほど言われましたが、地域に還元するという意味でも柔軟に考える。そのことがやっぱり職員の方々にとって、魅力ある職場、柔軟性のある職場ということになると思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

この問題について、いろいろお聞きしましたが、私は田布施町はそういう点では、職員の皆さんに対する働き方にしても、いろいろな努力をされているというふうに思っております。

さらに、もう一つお願いなんですけど、先日の新聞、11月の新聞なんですけど、若者が地方に戻らない理由は寛容な「ふるさと」になっていないからだという記事が出ていました。これは、若者が地方に戻らない理由は就職先がないことだけではないと。Uターンする若者の割合は全国平均が42.4%、働き先がない沖縄県が69%でトップなんです、意外なことに。女性の働き方や家族の在り方への地域の寛容性の高さとUターンに相関関係があって、女性はこうあるべきだとか、若者はこうしなくてはいけないとか、そういうふうに決めつけられないことが寛容性だと。その地域社会の寛容性というのは住民をその地域に留め、よそへ転出した若者をより戻す力を持つと。若者の邪魔をしない、足を引っ張らない、新しいことを始める人を応援する、そんな地域に人は集まると。そういうふうに研究者の記事が載っているんですけども。

やはりこの田布施町が人口を減らさない、むしろ帰って来てもらおうと。そのためには地域の寛容性というのは大事だと思いますが。この町の職場においても職員を信頼して、できるだけ裁量権を与える。できたら褒めると。そういうふうなことになるとうちが楽しくなる。職場への定着率も高まると。今、田布施町はそういうふうなことができています。だから、離職も少ないし、若年退職も少ないんだというふうになっていると思います。今後とも、ぜひそういうふうな職員を信頼して、裁量権をできるだけ与えると。そして、職員が田布施町で職員として働きたいと思うような職場にしていきたいと思います。お願いですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） ありがとうございます。今以上に職場環境の改善、組織風土ですよ、そういったもの見直し。様々な側面から取組をさせていただきたいと思います。引き続き、働きやすい環境づくりというのを構築していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） それでは、次の2番の質問に移らせていただきたいと思います。この問題は数字とかもたくさん出てきますので、関係者の皆さんには資料をお配りしております。A3裏表ありますが、それを見ながら聞いていただけたらと思います。

ここの表紙にあるように、令和8年3月からの施行を目指しての田布施町人権施策推進指針というのは審議会で検討され、本町で初めて作られるものと聞いています。今後の町の人権施策の基本的な方向性を示す大事なものです。

そこで、お聞きします。1、本町は2008年と2021年、平成でいうと21年と、それから令和3年です。ここに、町の町民意識調査を実施しています。この結果を比較しながら、今回の指針の基礎資料としておられるわけです。

そこで、資料の3大きな③をつけておりますが、そこを見ていただいて、これは指針の40ページにあることなんですけども、10年前に比べて人権が尊重されるようになっていると思いますかという問いに対して、そう思うという方が前回の20%から今回は47%へ、27ポイントも増えました。これは大変すばらしいことだと私は思いましたが、このことを行政としては、人権の意識が進展しているというふうに思っておられるか、その認識をまずは伺いたいと思います。

2番。指針の、この20ページにあります、一番最初の資料の1ですが、この各項目、この人権推進指針には、女性差別とか外国人差別とかいろんなものがあるんですが、その中の部落差別、同和問題についてのこの部分ですが、ここの真ん中から下のほうに点線の枠内で、問いとして同和問題に関する事で問題があると思われるのはどのようなことですかの問いでは、1、結婚問題で周囲に反対を受けること、34.8%、2、差別的な言動をされること、32.3%。この例示は、私は見たときびっくりしましたが、誤解を招くのではないかというふうに思っています。このまま受けとると、1のところは、被差別部落出身ということで結婚に反対されて、婚姻の自由が保障されていないと思っている人が34.8%もいるのではないかと受け止められかねません。

2番の被差別部落出身ということで賤称語、穢多とか非人とか、そういうふうな差別的な言動を受ける人が32.2%もいるとも受け止められかねない。これは事実とかけ離れていると私は感じました。ここで、部落差別が深刻であるというふうな誤った誤解を与えることになりはしませんか。

3番目、同じ資料の1の下です。基本方針に、部落差別を解消するため必要な施策、教育及び啓発を行うというふうに基本方針に書いてありますが、部落差別が解消された状態とはどのような状態を指すのでしょうか。目標を示すことが、具体的に示すことがないと、これは困るわけです、努力するにも。また、そのための教育、啓発の役割は何でしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

まず、3点目の教育に関しましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

それでは、まずは、人権は、基本的人権を保障している日本国憲法の下、全ての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利でございます。

いまだに生命・心身の安全安心に関わる脅威や不当な差別等の人権侵害は後を絶たず、いじめや虐待、ハラスメントのほか、外国人等による偏見や差別、インターネットの普及によるSNS等での心ない書き込みや差別を助長する情報の拡散等、人権が守られていない事象が発生し、社会・経済状況の変化とともに、人権課題も多様化・複雑化していると言えます。

こうした社会情勢、国・県の動向、これまでの本町の取組、令和3年に実施した人権に関する町民意識調査の結果等を踏まえ、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともに、これらを総合的に推進するため、今回、田布施町人権施策推進指針を作成することといたしました。

この中で、山口県人権推進指針や、国の人権教育・啓発基本計画を踏まえ、17の分野別施策に取り組むことといたしております。

この指針を策定するに当たっては、田布施町人権施策推進審議会を開催し、指針案に掲げられている基本理念や重点項目、施策の推進、分野別施策の推進及び推進体制の基本的事項について、審議会委員から45項目の御意見や御提案を賜り、また、パブリックコメントにおきましては、2名、そして1団体から11項目にわたる御意見を頂いたところでございます。

それでは、1点目の町民意識調査の人権尊重に対する結果の認識についてのお尋ねでございますが、問いでは、「10年前に比べ人権が尊重されるようになっているか、思いますか」との問いに「そう思う」、そして「どちらかといえばそう思う」、合わせて47.4%となっており、10年前に比べ19.8ポイントの増加となっております。

このことにつきましては、幾つかの要因が考えられると思いますが、令和3年の町民意識調査の結果では、人権に関する法律の認知度はまだまだ低いものの、差別を解消するための法整備が進んだことや、国においては、ビジネスと人権に関する行動計画が策定され、企業においても人権研修や啓発活動が行われるようになったこと。

また、本町におきましても、人権学習講座や人権を考えるつどい、地域懇談会などを通じて人権課題について町民に学習してもらう機会を設けるなど、人権意識の高揚を図っていることなどが上げられると思います。

その他、昨今、意図的な差別や認識不足による結果的な差別などのほか、虐待、いじめ、ハラスメントなどの人権侵害が認知されるようになり、特にインターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような情報の発信も新たな社会問題となってきており、そのことがメディアに大きく取り上げられる

ようになったことも一因だと考えられます。

2点目は、部落差別の項目に町民意識調査結果の一部を掲載しているが、例示は誤解を招くとのお考えでございますが、本指針におきましては、その他16の分野別施策と同時に、上位第2位までの調査結果を現状と課題に掲載しており、同和問題に関する事柄で、問題があると思われるのではないかと考えてございますが、設問の回答を掲載しているということでございます。

また、令和3年の町民意識調査の結果や分析は、その全てを附属資料として掲載しておりますので、見ていただければ御理解をいただけるというふうに思います。

3点目の部落差別が解消された状態とは、どのような状態を指すかについてでございますが、正しい理解と認識が深まり、部落差別・同和問題に対するこだわりが社会的に受容されない状況が作り出される状態だと認識をいたしております。

しかしながら、人権問題に対する運動団体によっては、考え方や様々な指標、到達点に違いがあることも認識いたしております。

このため、町民一人一人が部落差別・同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、広報啓発や研修等、幅広い活動を推進してまいります。

このたび策定いたします田布施町人権施策推進指針においては、県民意識調査を踏まえた人権に関する町民意識を継続的に実施することとし、人権施策の展開の方向性など、必要に応じて、適宜、見直しを行ってまいります。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 3点目の部落差別の解消に向けた教育に関する御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、部落差別の解消に向けては、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が成立し、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として公布・施行されました。

教育委員会といたしましては、この法律を踏まえるとともに、山口県人権推進指針にも示されているように、同和問題は人権に関わる課題の一つとして捉え、一人一人の人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指して、同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育を推進してまいりたいと考えております。

具体的には、町の人権施策推進指針（案）にお示ししておりますとおり、学校におきましては、教育活動を通して人権尊重の意識の高揚を目指し、一人一人を大切にする教育の推進に努めてまいりま

す。

また、地域社会におきましては、人権意識の高揚を目指し、推進体制の整備・充実を図るとともに、学習機会の充実に努めてまいります。

家庭におきましては、家庭の触れ合いや親子の共同体験を充実させ、家庭教育の支援に努めてまいります。

そして、今後も、あらゆる機会を捉えて人権教育を推進・充実させることにより、様々な人権に関する問題や差別の解消を目指して教育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） ありがとうございます。1番のことについて、各これまでの取組を説明されて、その成果であるというふうな御認識でしたが、それも含めて、私はここで確認しておきたいのは、10年前に比べて人権が尊重されるようになった。つまり、今厳しい状況もあると、複雑な状況もあると言われましたけれども、10年前に比べたら、町民の皆さんは人権の尊重という精神が前よりは進んでいるんだという認識です。これが27%増えたということは、素晴らしいことだというふうに思っていますし、それをまず確認したいと思います。それで結構です。

②番についてですけれども、これ今回答の中では、このアンケートの結果、町民意識調査の結果をそのまま載せたものであると。ほかのところも載せているからというふうに言われました。

こういうふうにアンケートは、きちんと実態を捉えたものであるならば、私は問題ないと思いますが、私は、先ほど言いましたように、見たとき、驚いたわけです。以前よりも後退していると。結婚や言動に、差別が増えているというふうな結果になっているわけです。これはやはり誤解を招くというふうに思っております。

そこで、皆さんに御検討をお願いしたいと思うんですけども、お配りしました資料の5番を見ただけですか。ここに先ほど載せられておりました、枠に載せられておりました、同和問題に関する事で、問題と思われるのはどのようなことですかというのがあります。ここに結果が出ているわけですけども、その上の2つが指針の中に含まれておりますが、これはここに5番と書いてあるように、選択肢は3つまで選べるわけです。

ところが、平成21年の前の調査はどうであったかというですと、これはちょっと印刷の都合で、その反対側の表ページの②を見ていただくと、これも同じ質問なんですけども、どのような問題が同和問題の解決に関して、現時点どのような問題があると思われませんかというふうに、同じ質問で比較しているわけですが、これはチェックを入れるのは2つ前なんです。1つ増えているわけです。

しかも、大事なのは、平成21年の調査では、私は波線を引いておきましたけども、現在、どのよ

うな問題があると思われませんかというんです。現在あるかというふうに聞いているわけです。

ところが、令和3年の調査は、それとは、現在という言葉がなくって、どのような問題がありますかと。これはまさに知識を聞いているのではないかというふうにも取れますが、しかも、実は平成21年のときのアンケートには、これ見ていただくと、②にもありますが、一番多かったのは、人権上の問題で一番多かったのは大きい②の①です。偏見が残っているというのが56.7%あるんです。一番断トツ多いわけです。その次の結婚問題が30.7%ですから、倍近くあるわけです。

ところが、この選択項目が令和3年の調査にはないわけです。一番多かった選択項目を外して、選択肢が2つ選べというのが3つに増えているんです。そういうふうなことになるますと、当然増えます。当然割合が増える。

しかも、現在どうであるかというんじゃないしに、いつのことは分からないけれども、過去から現在まで、まさに知識を問うような問題になっている。これはその比較する対象として随分違いますし、このような調査がなぜ行われたのか。県がこういうふうにやったというふうに言われましたが、県に倣ったというふうに言われております。

しかし、これを題材に取って、こういうふうなところに載せるというのは、当然数値が大きくなるわけでありまして、私は見たときに、先ほど言いましたように、部落問題、部落差別に関わることで、結婚が阻害されていると、そういうふうを受け取る場合は、そういうふうなものであるというふうを意識したときに、随分後退しているんじゃないかと、差別がひどくなっているんじゃないかというふうに思うわけです。

ですから、こういう誤解を与えるようなものは、アンケートの結果とはいえ、行政として町民に誤解を与えるようなものは載せるべきではないというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） まず、1点目、載せるべきではないという話で言えば、残りの16分野別に対しても、同じように上位に項目を載せているということは御理解いただきたい。

そして、議員、可能性としてこの例示、誤解を招くとのことのお考えです。この同和問題で問題があると思われるのはどのようなことですかの問いの結果をエビデンスとして記載しているもので、何か意図があるものではございません。

そして、まず、この調査の設問、議員も言われましたが、県民の意識調査と同じ内容を町民意識調査として実施をしているものでございます。

そして、前回の調査で、現在ということで、どのような問題があるかを問うたのに対し、今回の調査は、現在以外にも、例えば過去も含めて、広い意味で設問に変えたのではないのかなという推測を

します。

さらに、回答者の思いというのが、これ意識調査なんで、回答者の思いとして、例えば結婚差別などあってはいけないとか、またはあってほしくないという思いで、選択をしたということも考えられるんじゃないかと思います。

また、2つから3つに選択肢が増えたというのは、これは先ほど議員言われたように、偏見が残っているとの問いが、県はなくしたということでございますが、具体的な別の設問も前回より増えております。そのことで選択肢が増えたのではないかと推測をいたします。

また、偏見が残っていることを選択肢をなくしたことで、新たに議員の資料の⑥ですか。あなたが過去5年間に実際に見聞きしたのがありますかという設問に変えたものだというふうな推測もしております。

ただ、いずれにしても、この田布施町がつくるこの指針は、田布施町人権施策推進審議会において御承認いただいているものでございますので、そのあたり御理解をいただければと思います。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） このアンケート結果をのけると、残り16項目とのバランスが取れないという意味で言われたんですかね。というふうなのであれば、むしろ6番の、私が大きな番号つけた6番、同和問題に関する事柄で、あなたが過去5年間に実際に見聞きしたのがありますかという、そこの結果、これは我々、実態、感覚に合うものであるし、まさにアンケートの結果であって、これであれば問題ないと思っております。

課長言われた、県民の意識調査と同じものである。私は、県がなぜこういうことをしたのかというのも疑問に思っています。県はいつも正しいことをするというふうにするのは、やはり主体的にやっぱり考えなくちゃいけないと思うんです。

現在以外の広い視野で聞いたのではないかと言いましたが、この設問、あなたは同和問題に関して問題があると思われるのは何かと。問題があると思う、解決すべきだと思うものは何ですかというふうに言われるなら、課長言われた、そのとおりだと思うんですが、問題があるというものは、いつの時点であるのか、それとも過去から現在までなのか、はっきりしないわけです。このような設問自体が、私はもともと問題があったと逆に言いたいと思っております。

意識調査というのは、きちんと明確な意図を持ってやらなくてはいけない。このような質問して、選択肢も増やしたり、一番多かったものはのけたりすると、偏見があったとのけたりすると、もうやる前から、これはもう数が、パーセントが増えるというのが予測できるわけです。

こういうふうな、私は調査をすることそのものが、私は問題があると思っておりますし、今となっ

て、県がやったからとか、そういうのではなしに、町として主体的に、町民がどのような、これを見て思うか。それを考えて誤解のないようなものにしていかなくてはいけない。それが我々町政に関わる者の役割だというふうに思っております。ですから、私は、もう一度考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 議員のお考え、よく分かりますが、これ本当に繰り返しになるんですが、やっぱり県民調査やって、それで同じ町民意識調査ということです。

これまた意識調査なので、実態調査とまた違う話で、県としても各市町との継続的な調査をする上で、同じものを作ってほしいという気持ちもあるんじゃないかということで、私たちも19市町、同じアンケート調査をしているというふうな認識しております。

今の指針の中、変えられたらどうかという話であれば、審議会等お諮りして、御承認いただいているものでございますので、今のところ指針の中を変更していくというところは考えておりません。

○議長（南 一成議員） 高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 私は結婚のところだけじゃなしに、差別的な言動というところにも非常に大きな問題があると思っております。

時間がもうあまりありませんので、こういうふうなを出されるということであれば、残念と言うしかないんですけども、行政として町民にきちんとした指針を示すというのは責務であると思しますので、その点をぜひ踏まえて、今後ともやっていただきたいというふうに思っています。

部落差別が解消された状況というのは、まさに言われた、町長が話されたとおりでと思います。あと教育長のほうから、教育についてのいろんな決意のような回答をいただきました。大変ありがたいと思っています。

ただ、私はそこをお願いをしたいのは、この指針の、今日プリントにはしておりませんが、39ページにあるんですけども、一番最初の意識調査の問いなんですが、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることを知っていますかというのは、知ってるか知っていないかの単純な問いなんですけれども、そこで知っているというのが86.2%、知らないというのが13.8%、8割以上が知っていると、当たり前なんですけど、ところが、これ前回の平成27年の調査では88.9%あった、2.7%低下しているわけです。人権が侵すことのできない永久の権利であるというのは、憲法にもはっきり書いてあることです。

ところが、残念ながら、例えば生活保護などをめぐり、その義務を果たさない者に権利を与えるのはどうかというふうな、いわゆるバッシングというものがやっぱり日頃あるわけです。そういうふう

なのは間違いなんです。権利と義務というのは契約の関係のときにあることであって、人権というのはどんな人にもどんな場合にも保障されるべきものです。

ですから、この基本的人権を侵すことのできない永久の権利というのは、まさにこれを教えるのは教育の役割なんです。これが後退しているということは、私は重く受け止めていただいて、これからも人権教育を頑張っていたきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 時間がありませんが、手短に。

○教育長（鳥枝 浩二君） 基本的人権の尊重は、日本国憲法の大きな柱の中の一つなんですけど、今御指摘のありました意識がこう、意識、知識が後退しているんじゃないかという御指摘なんですけど、やはり教育を進めていく上では日本国憲法、それから教育基本法、それから学習指導要領も踏まえて進めていきたいと、そういうふうを考えております。

○議長（南 一成議員） 時間です。以上で、高見英夫議員の一般質問終わります。

これをもって一般質問終わります。

ここで暫時休憩します。中途半端ですが、11時8分からスタートします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 議案第2号

○議長（南 一成議員） 日程第3、議案第2号専決処分の承認について（令和7年度田布施町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました24議案のうち、まず、議案第2号について、御説明をさせていただきます。

議案第2号は、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしました、令和7年度田布施町一般会計補正予算（第6号）について、御承認をお願いするものでございます。

補正内容は、1月27日に公示され2月8日に投開票されました第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に伴います経費を計上したものでございます。

歳入には、県委託金を計上しており、歳出には、投開票立会人等の報酬、職員の時間外勤務手当、

ポスター掲示場設置委託料、選挙備品購入費などを計上いたしております。

歳入歳出それぞれ1,288万6,000円を追加補正し、予算総額を76億8,731万1,000円といたしております。

御質問がありましたら、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論はなしということで、これで討論終わります。

これから議案第2号専決処分の承認について（令和7年度田布施町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第 10. 議案第 9 号

日程第 11. 議案第 10 号

日程第 12. 議案第 11 号

日程第 13. 議案第 12 号

日程第 14. 議案第 13 号

日程第 15. 議案第 14 号

日程第 16. 議案第 15 号

日程第 17. 議案第 16 号

日程第 18. 議案第 17 号

日程第 19. 議案第 18 号

日程第 20. 議案第 19 号

日程第 21. 議案第 20 号

日程第 22. 議案第 21 号

日程第 23. 議案第 22 号

日程第 24. 議案第 23 号

日程第 25. 議案第 24 号

日程第 26. 議案第 25 号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 4、議案第 3 号令和 8 年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第 26、議案第 25 号町道路線の認定及び廃止についてまで、23 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、議案第 2 号を除きます 23 議案の概要について、御説明を申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、令和 8 年度の行財政運営全般にわたります私の所信の一端を申し上げます。

本年は、私が町長就任の 2 期目の最終年でございます。任期の集大成として、町の将来像である「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現を目指し、諸課題に全力で取り組んでまいります。

さて、8 年度は、まちづくりの基本的な方針を示しますたぶせ未来戦略が新しくスタートいたします。このたぶせ未来戦略は、人口減少や少子高齢化が進行する中で、持続的な成長・発展を遂げ、行

政サービスを維持していくための基盤をつくり上げていくことに特化したものでございます。こうしたことから、国・県の策定する総合戦略等と連携し、時代に対応したまちづくりに向け、積極的に取り組を進めてまいります。

それでは、たぶせ未来戦略の3つの基本目標に沿って、8年度の具体的な施策を御説明を申し上げます。

まず、基本目標の第1といたしております、こどもファーストのまちづくりに関するものでございます。町の最重要課題として、妊娠・出産から育児、教育に至るまで、切れ目のない支援を一層強化してまいります。

主な取組といたしましては、母子の孤立を防ぐため、古民家を活用したグループ型の通所型産後ケアの実施やゼロ歳から6か月までの満3歳未満の子供が柔軟に保育所等を利用できるこども誰でも通園制度事業、国のGIGAスクール構想に基づき児童1人1台の学習用タブレット端末を更新する学校ICT整備事業を新たに実施いたします。

また、昨年9月から平生町の学校給食事務を受託しております給食センターにおいて、調理業務の環境改善のため、空調設備等の整備工事を実施いたします。

さらに、小中学校給食の無償化、高校生までの医療費を所得制限なしで無償化する子ども医療費助成事業、1歳になるまでのお子様におむつを無償で配布するおむつ定期便事業を引き続き継続実施をいたします。

次に、基本目標第2の「やっぱり田布施がいい」と思えるまちづくりについてでございます。今、シビックプライドという考え方が注目されております。このシビックプライドとは、田布施で申し上げますと、田布施に対して愛着や誇り、また共感を持ち、町のために自ら関わっていこうという気持ちであり、町民の皆さんの当事者意識で、まちづくりの様々な施策に町民挙げて取り組もうとするものでございます。今回の未来戦略では、これを分かりやすくするために「やっぱり田布施がいい」と思っただけのようなまちづくりを進めてまいります。

主な取組といたしましては、田布施駅舎等整備事業として、田布施駅舎を地域交流拠点として整備し、地域イベント等の開催や高校生等による産直スペース、コミュニティカフェ、広域の様々なワークショップの展開など、多世代交流の促進、関係人口や交流人口の増加、経済効果の創出等を図ることとし、スケジュール等は非常にタイトになりますが、8年度は、基本設計と実施設計等を急ぎ行います。

また、予約型定額乗合タクシー「のりーね」の運行事業や田布施LINE公式アカウントを活用いたしました防災情報、子育て情報などの発信にも、引き続き取り組んでまいります。

基本目標第3の地域資源を活かし、再生発展するまちづくりに関するものとして、地域資源を最大限に活用し、付加価値を生み出していく環境づくりを進めてまいります。

中山間であっても将来像が描ける新たな農業振興モデルを構築するため、農林水産省職員を副町長として任用し、未来を見据えた農業振興に取り組んでまいります。

この農水省職員を地域プロジェクトマネージャーと位置づけ、農業以外のあらゆる施策推進にも関わっていただき、町の問題解決のため、新たな目線から活躍してもらいたいと期待いたしております。

最後に、防災・減災施策として、災害時の拠点避難地となる中央南防災広場に、大地震により下水道が使えなくなったときも使用できる防災トイレや避難者の生活支援を行うための防災用パーゴラなど、必要な設備を整備いたします。

これらの3つの基本目標を柱とするたぶせ未来戦略を推進すべき、誠心誠意、町政運営に当たってまいり所存でございます。

議会におかれましても、引き続き、お力添え、御協力賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、提出議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、議案第3号は、令和8年度田布施町一般会計当初予算でございます。

予算総額は74億800万円で、前年度当初に比べ4.4%、3億1,400万円の増額でございます。

まず、歳入について主なものを御説明いたします。

町税は、法人町民税の減収などを見込み、前年度に比べ1,806万2,000円の減額となります17億7,551万円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、地方財政計画により、前年度に比べ6,000万円の増額となる23億9,000万円を計上いたしております。

分担金負担金は、給食センター空調等整備事業に伴います平生町負担金の増などにより、前年度に比べ1億1,231万円の増額となります1億8,394万3,000円を計上いたしております。

国庫支出金は、地域未来交付金の計上があるものの、情報システム標準化・共通化事業に係るデジタル基盤改革支援補助金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減などにより、前年度に比べ1億1,452万7,000円の減額となる10億4,322万9,000円を計上いたしております。

繰入金は、財政基金繰入金の増などにより、前年度に比べ1億3,809万3,000円の増額となります3億2,784万3,000円を計上いたしております。

町債は、給食センター空調等設置整備事業に伴います保健体育施設整備事業債の計上などにより、

前年度に比べ6,700万円の増額となります3億4,800万円を計上いたしております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

まず、給与費全般についてでございますが、特別職につきましては、国勢調査調査員の報酬が皆減となりましたが、副町長1名の増員などにより、前年度に比べ406万9,000円の増額となっております。一般職につきましては、給料表の改定などにより、前年度に比べ6,385万3,000円増額いたしております。

それでは、費目ごとに御説明を申し上げます。

まず、総務費は、情報システムの標準化・共通化事業費の減や調整給付に係ります物価高騰対応重点支援給付金事業の皆減などにより、前年度に比べ1億5,361万1,000円の減額となります12億5,848万2,000円を計上いたしております。

民生費は、障害者自立支援に係る介護・訓練等給付費や介護保険特別会計への繰出金の増などにより、前年度に比べ1億313万9,000円の増額となります24億5,602万6,000円を計上いたしております。

次に、衛生費は、周東環境衛生組合負担金の減などにより、前年度に比べ9,458万6,000円の減額となります6億5,240万9,000円を計上いたしております。

農林水産業費は、尾津漁港海岸保全事業費の減などにより、前年度に比べ4,586万5,000円の減額となります1億8,629万8,000円を計上いたしております。

商工費は、駅舎等整備事業費や、のんびらんど・うましま整備事業費の計上などにより、前年度に比べ9,685万2,000円の増額となります1億9,610万7,000円を計上いたしております。

土木費は、橋梁点検事業費が皆減となりましたが、下水道事業会計への繰出金の増などにより、前年度に比べ1,856万1,000円の増額となります6億9,209万6,000円を計上いたしております。

消防費は、光地区消防組合負担金の増などにより、前年度に比べ1,539万7,000円の増額となる3億4,615万6,000円を計上いたしております。

次に、教育費は、学校ICT整備事業費の計上や中学校屋内運動場の空調設備設置及び大規模改修に関わる実施設計費の計上、給食センター空調等設備整備事業費の増などにより、前年度に比べ3億6,980万8,000円の大幅な増額となる9億6,729万5,000円を計上いたしております。

次に、議案第4号から第6号までは、特別会計の当初予算でございます。

議案第4号の国民健康保険特別会計は、事務処理標準対応システム改修費の皆減などにより、前年度に比べ6,551万4,000円の減額となる16億6,837万2,000円を計上いたしております。

す。

議案第5号の介護保険特別会計でございますが、施設介護サービス給付費の増などにより、前年度に比べ9,276万円の増額となります17億6,489万6,000円を計上いたしております。

議案第6号の後期高齢者医療特別会計は、後期高齢医療広域連合納付金の増などにより、前年度に比べ4,667万1,000円の増額となる4億2,593万4,000円を計上いたしております。

次に、議案第7号は、令和8年度田布施町下水道事業会計でございます。

まず、収入でございますが、収益的収入として、下水道使用料、一般会計補助金等で5億3,395万4,000円、資本的収入として下水道事業債、国庫補助金等で3億7,534万5,000円でございます。

次に、支出でございますが、収益的支出として5億4,135万1,000円、資本的支出として5億624万2,000円でございます。

次に、議案第8号から第12号までは、令和7年度の各会計に係る補正予算に関するものであり、歳入財源の収入見込み及び各事業の最終見込み、また、国の補正予算に伴う事業の追加計上等により所要の補正を行うものでございます。

まず、議案第8号は一般会計補正予算で、1億7,617万4,000円を減額補正し、予算総額を75億1,113万7,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、町税は、個人住民税や固定資産税が増収見込みとなる一方、法人町民税の減収見込みにより、3,550万円の減額補正でございます。

地方消費税交付金は、交付見込みにより、3,000万円の増額補正でございます。

地方交付税は、国の補正予算に伴います普通交付税の追加交付により、1億3,768万6,000円の増額補正でございます。

国庫支出金は、情報システム標準化・共通化事業のガバメントクラウド移行延期に伴いますデジタル基盤改革支援補助金の減などを見込み、1億7,426万6,000円の減額補正でございます。

県支出金は、障害者自立支援に係る介護・訓練等給付費や地域子ども・子育て支援事業費の減などを見込み、1,728万5,000円の減額補正でございます。

財産収入は、土地売払収入の減収見込みを見込み、3,115万8,000円の減額補正でございます。

寄附金は、ふるさと寄附金の減収見込みにより、1,121万1,000円の減額補正でございます。

町債は、事業費の減額見込みに伴い、防災拠点施設等整備事業債や道路整備事業債の減などにより、7,490万円の減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、まず、総務費につきましては、財政基金への積立てがある一方、ガバメントクラウド移行延期に伴う情報システム標準化・共通化事業費の減や町有地等整備事業費の減などを見込み、6,925万7,000円の減額補正でございます。

民生費は、老人保護措置費や児童手当の減を見込む一方、特別会計繰出金や法人保育園委託料の増などを見込み、584万円の増額補正でございます。

衛生費は、予防接種委託料の減などを見込み、2,279万4,000円の減額補正でございます。

農林水産業費は、国の補正予算に伴う農村地域防災減災事業債の計上がある一方、尾津漁港海岸保全事業費の減を見込み、721万3,000円の減額補正でございます。

次、土木費は、海岸改修県事業負担金や町道補修事業の減などを見込み、5,288万7,000円の減額補正でございます。

教育費は、給食センター備品購入費やスポーツセンターの会計年度任用職員人件費の減などを見込み、1,684万1,000円の減額補正でございます。

なお、一般会計における繰越明許費について、御説明いたします。

まず、町有地等整備事業2,402万3,000円、麻里府防災広場整備事業3,519万3,000円、たぶちゃん買い物券配布事業1億8,820万5,000円、麻郷福祉会館空調整備事業302万5,000円、物価高騰対応子育て応援手当支給事業591万6,000円、農村地域防災減災事業168万円、尾津漁港海岸保全事業478万円、町道補修事業4,316万9,000円、河川改修事業290万円、河川しゅんせつ事業100万円の10事業、合わせまして3億489万1,000円を計上いたしております。

議案第9号から12号は、令和7年度の国民健康保険、介護保険、後期高齢医療特別会計及び下水道事業会計に係る補正予算に関するもので、いずれも事業費の最終見込み等により所要の補正を行っております。

以上が、予算関係議案でありまして、引き続きまして、条例その他の案件について御説明を申し上げます。

最初に、議案第13号は、田布施町課設置条例の一部改正についてでございます。

これは、田布施駅舎等整備事業事務を担当する、駅まちづくり推進室を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号は、田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてでございます。

本町における選挙に際し、有権者が候補者の情報を公平かつ適切に得られるよう、選挙公報の発行

に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第15号は、田布施町副町長の定数を定める条例について、令和8年度から農業経営人材の育成等に向けた枠組みの企画立案・計画などを行うため、農林水産省職員を副町長職として受け入れることに伴いまして、副町長の定数を改めるものでございます。

議案第16号は、田布施町報酬及び費用弁償条例につきまして、令和7年度に町史編さん事業が終了したことに伴い、町史編集長の項目を削るものでございます。

議案第17号は、町長等の給与に関する条例について、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、特別職の令和7年12月以降に支給する期末手当の支給率を改定するものでございます。

同じく議案第18号も、田布施町議会議員の議員の報酬等に関する条例について、議案第17号と同様の理由により、町議会議員の令和7年12月以降に支給いたします期末手当の支給率を改定するものでございます。

議案第19号は、田布施町職員の給与に関する条例について、令和6年人事院勧告及び令和6年山口県人事院勧告に基づき、扶養手当支給額の改正を行うものでございます。

議案第20号は、田布施町使用料及び手数料の一部改正についてでございます。

公民館の部屋を、有効的に使用できるように分かりやすい名称に変更することや、スポーツセンターにおいて現行の使用料の徴収事務が煩雑であるため、分かりやすい料金体系に移行するように、関係条例を整理するものでございます。

議案第21号は、田布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

これは、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、田布施町における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるための条例を制定するものでございます。

議案第22号は、田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の文言を改めるものでございます。

次に、議案第23号は、田布施町火入れに関する条例の一部改正についてでございます。

これは、総務省消防庁通知により、林野火災に関する注意報等の発令、森林等における火入れ等の中止の条件等について運用が開始されたことに伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

続きまして、議案第24号は、田布施町企業立地促進条例の一部改正についてでございます。

現在の条例は、令和8年3月31日をもって効力を失いますことから、今後も引き続き田布施町への企業立地を促進するため、立地促進制度を5年間延長しようとするものでございます。

次に、議案第25号でございますが、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道路線の認定及び廃止をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

町道の見直しにつきましては、おおむね3年に1回、道路台帳修正時と合わせまして、利用実態等に基づき、地元自治会と協議の上で行ってきております。

まず、路線番号1番及び2番は、路線を廃止するものでございます。

次に、路線番号3番、4番は、起点位置を変更することに伴い、路線の一部を廃止及び認定するものでございます。

次に、路線番号5番から14までは、路線の一部を廃止するものでございます。

次に、路線番号15番及び16番は、路線の一部を延伸するものでございます。

最後に、路線番号17番から20番までは、枝線を追加するものでございます。

以上が、町道認定及び廃止する道路でございます。

以上、御提案申し上げました議案23件について、その概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じまして、私及び関係参加者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第3号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第8号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第9号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第10号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第11号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第12号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第13号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第14号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第15号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案16号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第17号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第18号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第19号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第20号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第21号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第22号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第23号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第24号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第25号、質疑ありませんか。西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） 町道の認定及び廃止ですけれども、路線名、これ合田（あいだ）線と読むんですか。

○議長（南 一成議員） すみません、立って、起立。

○議員（2番 西本 篤史議員） すみません。25号の認定及び廃止です。この中でナンバー1、合

田線、大波野地区東光寺になつとるんですけども、ちょっとこの辺の地図は今後出るんですか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） まず1番目、合田（ごうだ）線と読むんですけども、地図につきましては、また後日、作成して、委員会のおときには資料として配付予定でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（2番 西本 篤史議員） これ経済厚生委員会ですか。となると、私、立ち会わないんで、それまでに資料は見ることはできるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 松葉建設課長。

○建設課長（松葉 譲児君） 総務文教委員会でも、協議会において同様の御説明をさせていただきます。経済厚生とですね。

○議長（南 一成議員） よろしいですね。そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。議案第3号から議案第7号までの5件については、予算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、タブレットに記載しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会は、タブレットに記載しております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

それでは、3階の会議室にて予算審査特別委員会を直ちに開会し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。終わり次第、議事堂にお集まりください。

休憩です。

午前11時38分休憩

午前11時45分再開

○議長（南 一成議員） 休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほどの休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に内山昌晃議員が選任されましたので、御報告します。

次に、議案第8号から議案第25号までの18件は、会議規則第39条第1項の規定により、タブレット掲載の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

○議長（南 一成議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(ベル)

午前11時46分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 落合 祥二

署名議員 守田 達也

令和8年3月23日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和8年3月23日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号
令和8年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第3 議案第4号
令和8年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第4 議案第5号
令和8年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第5 議案第6号
令和8年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第6 議案第7号
令和8年度田布施町下水道事業会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第7 議案第8号
令和7年度田布施町一般会計補正予算(第7号)議定について (委員長報告)
- 日程第8 議案第9号
令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第9 議案第10号
令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定について
(委員長報告)
- 日程第10 議案第11号
令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)議定について
(委員長報告)
- 日程第11 議案第12号
令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算(第4号)議定について

(委員長報告)

- 日程第 1 2 議案第 1 3 号
田布施町課設置条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号
田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の
制定について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号
田布施町副町長の定数を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号
田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号
町長等の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号
田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号
田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号
田布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につい
て (委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号
田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正について (委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号
田布施町火入れに関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号
田布施町企業立地促進条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号
町道路線の認定及び廃止について (委員長報告)

- 日程第 2 5 議案第 2 6 号
副町長の選任について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号
教育長の任命について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 9 議員提出議案第 1 号
アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議について
- 日程第 3 0 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 号
令和 8 年度田布施町一般会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 3 議案第 4 号
令和 8 年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 4 議案第 5 号
令和 8 年度田布施町介護保険特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 5 議案第 6 号
令和 8 年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 7 号
令和 8 年度田布施町下水道事業会計予算議定について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 8 号
令和 7 年度田布施町一般会計補正予算 (第 7 号) 議定について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 9 号
令和 7 年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について

(委員長報告)

日程第 9 議案第 10 号

令和 7 年度田布施町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議定について

(委員長報告)

日程第 10 議案第 11 号

令和 7 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について

(委員長報告)

日程第 11 議案第 12 号

令和 7 年度田布施町下水道事業会計補正予算 (第 4 号) 議定について

(委員長報告)

日程第 12 議案第 13 号

田布施町課設置条例の一部改正について

(委員長報告)

日程第 13 議案第 14 号

田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の
制定について

(委員長報告)

日程第 14 議案第 15 号

田布施町副町長の定数を定める条例の一部改正について

(委員長報告)

日程第 15 議案第 16 号

田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

(委員長報告)

日程第 16 議案第 17 号

町長等の給与に関する条例の一部改正について

(委員長報告)

日程第 17 議案第 18 号

田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

(委員長報告)

日程第 18 議案第 19 号

田布施町職員の給与に関する条例の一部改正について

(委員長報告)

日程第 19 議案第 20 号

田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について

(委員長報告)

日程第 20 議案第 21 号

田布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につい
て

(委員長報告)

- 日程第 2 1 議案第 2 2 号
田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号
田布施町火入れに関する条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号
田布施町企業立地促進条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号
町道路線の認定及び廃止について (委員長報告)
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号
副町長の選任について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号
教育長の任命について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 9 議員提出議案第 1 号
アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議について
- 日程第 3 0 議員派遣について

出席議員 (1 1 名)

1 番	落合 祥二議員	2 番	西本 篤史議員
3 番	谷村 善彦議員	4 番	守田 達也議員
5 番	高月 義夫議員	6 番	高見 英夫議員
7 番	瀬石 公夫議員	9 番	藤田枝里香議員
1 0 番	松田規久夫議員	1 1 番	内山 昌晃議員
1 2 番	南 一成議員		

欠席議員（1名）

8番 小中 進議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	稲木 陽君
書 記	羽山 斉克君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	森 清君
総 務 課 主 幹	堀 昌子君	総務課長補佐	山下 慎吾君
企画財政課長	山田 浩君	企画財政課長補佐	河本 昭君
税 務 課 長	友森 康之君	町民福祉課長	長合 保典君
健康保険課長	寶城 和之君	経 済 課 長	長谷 満晴君
建 設 課 長	松葉 譲児君	教育次長兼学校教育課長	山中 浩徳君
社会教育課長	福田 幸治君	会 計 室 長	江良 和美君

午前9時00分開議

（ベル）

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

まず最初に、高見議員より発言の訂正がございます。高見議員。（「その場でいい」と呼ぶ者あり）
はい。起立してお願いします。

○議員（6番 高見 英夫議員） 失礼します。一つ私の発言について、訂正をさせていただきたいと思います。

3月11日に、私は一般質問で町職員の処遇改善と定数確保について質問いたしました。その際、町職員の時間外勤務について、町長の答弁では令和6年度は月45時間以上が延べ54名とあったので、単純に54を当時の職員数の143で割って0.39なので、私は質問の中で45時間を超える職員がやっぱりこの比率からすると3割を超えているんじゃないですかというふうに発言をしました。

議会後指摘を頂きまして、延べ54名であって、1年間の実人員は22名ということで、3割ではなく半分の15%と訂正させていただきたいと思います。ホームページで公開されますので、誤解があってはいけないと思います。

学校では、平均的に月45時間を超える人数をカウントしておいて、中学校などでは月45時間以上の時間外勤務は4割以上いるので、述べ数で答えられたのに気づかず、つい3割と発言してしまいました。失礼いたしました。

以上です。

○議長（南 一成議員） 続きまして、長合町民福祉課長。

○町民福祉課長（長合 保典君） 先日、松田議員のほうから御質問のございました同和資金の貸付けの状況についてお答えさせていただきます。

現在、貸付残高といたしましては3,532万4,291円です。対象者としましては、22人となっております。

以上です。

○議長（南 一成議員） それでは、あらかじめ申し上げます。

本日、小中進議員より欠席届が提出されておりますので報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、瀬石公夫議員、藤田枝里香議員を指名いたします。

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

○議長（南 一成議員） 日程第2、議案第3号令和8年度田布施町一般会計予算議定についてから、日程第6、議案第7号令和8年度田布施町下水道事業会計予算議定についてまで、5件を一括議題とします。

まず、予算委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（西本 篤史議員） それでは、予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託された議案第3号から議案第7号までの議案5件について、3月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第3号令和8年度田布施町一般会計予算議定について賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計の議案第4号令和8年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてから、議案第6号令和8年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についての3件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、下水道事業会計の議案第7号令和8年度田布施町下水道事業会計予算議定について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（南 一成議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。議案第3号から議案第7号まで討論はありませんか。高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 私は、議案のまず第3号ですが、一般会計予算に反対の討論をいたします。

予算というのは、本町の課題が何であるかを町民に具体的に示すものです。本町の最大の課題は少子化対策、消滅可能性自治体という状況を克服することというのは皆さん共通理解だと思っています。

来年度の予算の主な施策では、こどもファーストのまちづくりを第一に掲げ、子ども食堂の支援やこども計画の策定など新規事業を盛り込まれています。しかし、私は1年前の本会議で隣の柳井市が一昨年9月から第1子も含め、保育料を完全無償化したことを掲げ、田布施町も次の予算には盛り込

むべきだと意見をこの場で述べました。

この1年、議会で保育料、学校教育、そして放課後児童クラブへの支援などについて質問し、少子化対策、子育てを応援してきました。町長も前向きな回答だったと思っています。

しかし、これが予算化されなかったこと、これが私の反対の理由です。山口県では、第2子以降は保育料は無料になっています。田布施町の来年度予算では、第1子の保育料は私立で1,467万4,000円、公立で292万8,000円、計1,760万2,000円が保護者負担として歳入に計上されています。これは、一般会計予算74億800万円の0.24%です。第1子からの保育料無償化をするのなら財源は財政調整基金からですが、令和8年度末には7億4,209万円となる見込みです。しかし、これの2.4%です。トップが決断すれば可能な施策だと思っています。

私は、1年前からこの決断をお願いしてきました。柳井市は、令和5年の出生数が139人になるなどその減少に市長が危機感を持ち、1年半前の令和6年9月から完全保育料を無償化しました。物価高で収入の少ない若い世代にとっては、大変魅力的です。柳井市では、昨年ゼロ歳児から3歳児までの保育希望者が前年比2倍以上に増えました。柳井市は、若者に選んでもらい、人口の社会増を目指すと言っています。

田布施町の出生数は、令和6年が57人、令和7年は49人でした。私は、田布施町も手遅れにならないうちに、できるだけ早く決断する必要があると思っています。田布施町の保育料規則では、夫婦が共働きでそれぞれ年収が600万円あれば、第1子の保育料は月6,900円、年で82万8,000円にもなります。若者は、現実的な選択をするのではないのでしょうか。

さらに、この保育料のことで、町の子育て支援についてのこどもファーストのまちづくり、これへの本気度が若者や今の中学生や高校生など次の世代にも伝わるのではないかと考えております。

一つ紹介をしておきたいのは、私は2月26日にテレビのニュースで東京都の出生数が8万8,518人で9年ぶりに増加したと、2.2兆円の少子化対策を打ったというのを見ました。東京都で継続的に減少していた出生数は、9年ぶりに増加へ転じた。東京都の令和7年の出生数は8万8,518人で、前年比1.3%増加、婚姻率は4.8%増加ということでした。小池知事はチルドレンファースト、本町のこどもファーストそっくりですが、これを政策の中心に据えてきたというふうに述べています。ここでは、妊娠時は6万円、出産時は15万円の支援があり、18歳までの全ての子供に毎月5,000円を支給すると、医療費も支援すると。お金があるからできるんでしょうけど、令和8年の予算案では一般歳出7.3兆円のうちの2.2兆円、3割をチルドレンファーストに充てるというふうになりました。

ニュースでは、若い夫婦のインタビューを交えて、保育医療の完全無償化が彼らを周辺から呼び込

んだというふうに言っています。東京都のように独自の無償化を実施できる自治体は子育て世帯を引き寄せることができ、結果として人口の流入が期待されます。一方で、無償化を実施していない自治体は子育て世帯の流出が進み、人口減少に拍車がかかることも考えられます。このように、今後は子育て世帯を誘致する施策を行っている自治体と行っていない自治体との間で人口増減の差が拡大していくことが予測されますとテレビのコメントは出ていました。これは、ホームページでもまだ見ることができます。実際、神奈川県の出生数は前年比マイナス716、埼玉県はマイナス1,065、千葉県はマイナス697です。田布施がそうなのではないかと思っています。

予算は全体を見て判断するもので、一部を見て反対するのはいかがなものかという御意見もあると思っています。しかし、もし予算書にもう少し早く私が気づけば修正案を出すべきだったかもしれません。しかし、子育て支援、少子化対策は町政の最重要課題への取組ですから、以上の理由で私はこの本予算に反対します。

以上です。

続けて、もう一つですね……。

○議長（南 一成議員） ちょっと待ってください。別々に行きます。

○議員（6番 高見 英夫議員） 別々ですか。

○議長（南 一成議員） では、賛成討論はございますか。高月議員。

○議員（5番 高月 義夫議員） それでは、お許しを得ましたので、議案第3号令和8年度田布施町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本年度の一般会計予算は、総額74億800万円。前年度と比較して3億1,400万円の増額という積極的な予算編成となっております。

まず、現在の当町の財政状況を見渡しますと、決して楽観視できるものではありません。民生費の増大は予算全体の約33%を占め、行政運営を構造的に圧迫し続けています。また、本年度も財政基金などから約3億2,700万円もの多額の繰入れを行わざるを得ず、過去の蓄えを取り崩して収支の均衡を図っているという極めて厳しい現実があります。

しかしながら、私が本予算案に賛成する最大の理由は、この厳しい財政状況下にあっても次世代を担う子供たちへの未来への投資に明確な優先順位を置き、思い切った決断をしている点にあります。

民生費の内訳を読み解くと、高齢化による避けられない義務的支出、これは医療・介護への繰出金の重圧に耐えながらも、保育や子育て支援には予算を増やし、投資している、苦しいながらも前向きにやりくり、いわゆる耐えの予算が伺えます。

そして、特筆すべきは前年度から約3億7,000万円もの大幅な増額となった教育費です。昨年の

議会で、給食センターで働かれている方々が、ただでさえ地球温暖化で高温の続く環境の中でさらに熱い調理という作業をされている、そのような状況を申し上げたことに対し、空調設備整備を中心に約2億4,200万円を投じ、改善をする姿勢を示していただきました。子供たちに安全・安心な食の環境を提供する整備を強力に推し進める姿勢を高く評価いたします。

さらに、2次避難所に指定されている田布施中学校体育館の大規模改修と空調設備の整備へも、今年度実施設計分ですが1,820万円の委託料を計上されています。いつ起こるか分からない災害により避難される方々が、夏・冬の劣悪な環境を打開するための対策へ向け、進んでいることを高く評価いたします。

さらに、物価高騰に苦しむ子育て世代への強力な直接支援として、小・中学校の学校給食無償化事業が計上されました。小・中学校ともに無償化されることは、近隣自治体と比べても高く評価いたします。

このほかにも、教育の質の向上とICT環境の整備など、限られた予算の中で可能な限り子育て世代への様々細かな施策を打ち出されており、切れ目のない子育て支援策は当町への移住・定住を後押しし、未来を切り開く強いメッセージになると確信しています。

さらに、第2の理由は将来負担のコントロールが機能している点です。大型事業を展開し、新たな地方債を発行する一方、令和8年度末の地方債現在高、つまり町の借金残高は前年度末と比較して1億5,000万円減少する見込みとなっています。必要なインフラ整備には有効な起債を活用しつつ、全体として借金は着実に減らしていくという持続可能な財政運営への努力が伺えます。

以上の理由から、本予算案には賛成いたします。

ただし、基金への依存体質からの脱却は待ったなしの課題です。今後は、既存の事務事業の聖域なき見直しや自主財源の確保に向けた一層の行財政改革をこれまで以上に推し進めていただくことを求めます。町長はじめ、執行部の皆様にはあえて強く要望しておきます。本予算に盛り込まれた数々の施策が、町民の皆様の暮らしの安心と田布施町の確かな未来につながるよう、無駄のない効果的な執行を強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） そのほか、討論はございますか。高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 議案第4号についても、令和8年度田布施町国民健康保険特別会計予算について、実は私は予算委員会では賛成をしたんですけども、やはりこの場では反対をしたいと思って討論に参加をします。

国は、児童手当増額などの子ども・子育て支援金の新しい制度を作って、その財源を得るために来年度から公的医療保険に子ども・子育て支援納付金分という新しい保険料負担を上乗せしています。国の制度ですけれども、12日の予算特別委員会で水色の説明資料、この資料ですが、この30ページに4、田布施町国民健康保険税率、健康保険税率ということは健康保険課長より説明がありました。その表にあるように、新たに4月から町民に課せられる子ども・子育て支援納付金分の課税限度額が年3万円、国保税全体の限度額は113万円となる説明でした。この表にあるとおりです。

元来、保険料を使用者と案分する他の医療保険と比較して、国保は国保税が高額です。そこに子ども・子育て支援納付金分を追加されると、さらに負担は重くなるわけです。そこで、私は特別委員会の際、子ども・子育て支援納付金分について、他の公的医療保険との比較を質問しました。それについて、後日議会の後、健康保険課より中小企業使用者が加入する協会けんぽとの比較資料を頂きました。今日お手元に朝配っていただいたこの資料です。

この資料を検討しますと、見ていただきたいんですけども、国保では年収、例えばこの上の段が国保で下の段が協会けんぽの資料になっていますが、一般的な一番上の年収600万円、右の端にありますが、600万円の世帯では子ども・子育て支援金の納付分は年1万7,115円です。(1)の表の一番右の上から3番目、600万円のところです。ところが、協会けんぽではその下の(2)の協会けんぽの、これ615万円で15万円ほど年収が多いですが、同じようなところでは(2)の表の右の4番目ですが7,073円ですね。2.4倍国保のほうが負担が大きいわけです。大体どの収入区分を比べてもそのとおりですね。

先ほど言いましたように、国保の保険税は協会けんぽの保険料に比べてもともと2倍の負担がありました。この子ども・子育て支援金はさらに負担格差を広げます。しかも、令和10年度まで2回の負担増額が予定をされています。子ども・子育て支援は本当に大事ですが、この財源を税金ではなく、医療保険の掛金から不平等に取るやり方はそもそも間違っています。このような弱い者いじめとも言える制度は、国の制度問題であると言わなければなりません。

しかし、住民福祉の増進を目的とするこの町では、国の制度をそのまま受け入れるのではなく、県も標準的な形を示していますが、国保会計への補助を増額して、少しでも不公平を直して公平を期すべきであると思っています。

よって、委員会の時には賛成したのに申し訳ないですが、資料を頂き、検討した結果、今回提案の国民健康保険特別会計予算については反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。そのほか、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号令和8年度田布施町一般会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和8年度田布施町国民健康保険特別会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和8年度田布施町介護保険特別会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和8年度田布施町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和8年度田布施町下水道事業会計予算議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

日程第13. 議案第14号

日程第14. 議案第15号

日程第15. 議案第16号

日程第16. 議案第17号

日程第17. 議案第18号

日程第18. 議案第19号

日程第19. 議案第20号

日程第20. 議案第21号

日程第21. 議案第22号

日程第22. 議案第23号

日程第23. 議案第24号

日程第24. 議案第25号

○議長（南 一成議員） 日程第7、議案第8号令和7年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定についてから、日程第24、議案第25号町道路線の認定及び廃止についてまで18件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託された議案第8号及び議案第13号から議案第20号の議案9件について、3月18日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに議案第8号令和7年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定について、経済厚生委員長から予備審査の経過と結果について御報告があり、審査の結果、経済厚生委員会では原案のとおり全会一致で可決されました。

本委員会で主な質疑は、町税・町民税の個人・法人の増減の理由について、教育費国庫委託金の埋蔵文化財発掘調査委託金の減額理由について、歳出では、企画総務費、委託料のイベント開催委託料で70周年記念事業へ参加した団体件数等について、民生費、社会福祉費、身体障害者福祉費、負担金の重度訪問介護、放課後等デイサービスの増額理由について、衛生費、保健衛生費、予防費の予防接種委託料及び母子衛生費の妊婦・妊産婦健康診査委託料の減額理由について、商工費、地域振興費の地域おこし隊の関連の報酬及び委託料の減額理由について、同じく地域振興費の負担金補助及び交付金の空き家改修・引越し事業、移住・就業支援金の減額について、教育費の小学校費・中学校費の通信運搬費、電話料の増額理由について等で、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号田布施町課設置条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、部署の設置場所についてで、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてであります。

主な質疑は、第2条、選挙公報の発行に係る取扱いについて、第3条、掲載分の申請等について、第5条、選挙公報の配付について等で、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号田布施町副町長の定数を定める条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、提案理由の詳細な記載についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号町長等の給与に関する条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、令和7年度分、8年度以降の期末手当支給率の詳細についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

質疑もなく、採決の結果、本件は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、スポーツセンター施設及びプールの個人使用料を削除した理由についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、内山経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（内山 昌晃議員） それでは、経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る3月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第9号から議案第12号、議案第21号から議案第25号の議案9件について、3月16日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第9号は令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についてであります。

本委員会の主な質疑は、歳入の国民健康保険税の増額計上となった理由についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてであります。

主な質疑は、地域支援事業費、介護予防生活支援サービス事業費の住民団体等補助についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてであります。

主な質疑は、広域連合納付金の後期高齢者医療保険料負担金についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算（第4号）議定についてであります。

主な質疑は、下水道事業に係る都市計画税の範囲についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号田布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第22号田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正についての2件であります。

2件とも質疑もなく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号田布施町火入れに関する条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、林野火災に関する注意報、火災警報、乾燥注意報の発令指標条件についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号田布施町企業立地促進条例の一部改正についてであります。

主な質疑は、改正内容の詳細についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号町道路線の認定及び廃止についてであります。

主な質疑は、路線廃止に伴う自治会への負担についてで、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（南 一成議員） これから、総務文教委員長及び経済厚生委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。議案第8号から議案第25号まで、討論はありませんか。松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 私は、議案17号、18号特別職・議員の給与・報酬に対して反対する立場です。

理由は、選挙で選ばれた人であっても、特別な存在であってはならないと考えるからです。ここに、社会通念の考えが必要と思うからです。ほとんどの事業所、町役場の職員、企業の従業員に定年制度があります。ここでは、賃金カットがなされているのが普通です。

特別職・議員は、定年の年齢に到達すれば減額あるいは後期高齢を含め、2段階、3段階の賃金カットが必要で、それが社会通念に適合すると思うからです。

若い人の賃金アップを否定するものではありません。高齢者のカットを若者に積めば、財政負担も軽減されます。突き詰めれば、住民の税負担の軽減策と言えるのではないのでしょうか。立候補し、選挙に挑戦する。田布施のお役に立ちたい、住民の皆さんのお役に立ちたい、自分でも何かできる、立候補者はこの思いの人が大部分でしょう。

今、議員の成り手不足問題があります。若い人が、家族を養う賃金は必要です。議員専業で生活可

能な報酬と、はっきり言って田布施の金額はなっていない。不十分です。物価高騰の今、若い人の金額を上げればよい。高齢者と差をつけて、その賃金を、高齢者のカット分を若い人に回せば、先ほども述べましたが、町財政の負担は軽減されます。他の自治体が行っていない、2段階あるいは3段階給与・報酬を市町村、都道府県、国、差のある給与・報酬体系を日本国民に示したいものです。

田布施が率先し、他の自治体に先駆けて実現したいと考えています。実現に向け、田布施町民の、いや日本国民の拍手・喝采を受けましょう。田布施の皆さん方に、日本国民に議員としてのボランティア精神を示したいものです。ふるさと田布施のために、ボランティアの要素を給与・報酬体系に導入したいと考え、基本ベースが従来どおり一律で、0.05アップに反対討論しました。

○議長（南 一成議員） 賛成討論ありますか。内山議員。

○議員（11番 内山 昌晃議員） 私は、議案第17号町長等の給与に関する条例の一部改正について及び議案第18号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べます。

若い方に議会に参加していただきたい、若い方に賃金を上乘せたいという松田議員の思いはよく理解できますが、現在我が国及び地方は急激な物価高騰により家計の負担が増大、民間企業ではさらなる賃上げによりこの経済事情を打破しようとしています。官民一体となって取り組むべきことであり、この流れに逆らうことは適当ではありません。

また、本来賃金や報酬は同一の労働に対しては同一の賃金を支払うという基本原則があります。厚生労働省のガイドラインにも掲載されています。労働内容に違いがない場合は、年齢で区別をすることなく、同一の賃金を支払わなければなりません。

松田議員も言われましたが、地方議員の成り手不足という問題があります。住民にとって議会や議員の活動内容があまり知られていないため、議会に対する理解や信頼が得られにくいということも要因だと考えますが、議員報酬が低いということも要因の一つであると考えます。町村の議員報酬の全国平均は、月額約21万円です。これは、自身の生活や議員活動に必要な費用がようやく賄える額です。この額では、結婚をし、家族を持ち、子供を大学に進学させることはほぼ不可能だと言えます。地方議員を志す若者世代に門戸を開くためにも、たとえ少額であろうとも議員報酬は引き上げるべきです。

地方議員の報酬の額については、近隣、周りの実態も踏まえた上で、別に協議の場を設け、定数の在り方等も含め、真剣に検討していくべき課題であると認識しております。

以上の理由から、町長等の給与及び田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に賛成いたします。

以上です。

○議長（南 一成議員） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和7年度田布施町一般会計補正予算（第7号）議定について採決します。
本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和7年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和7年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和7年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和7年度田布施町下水道事業会計補正予算（第4号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号田布施町課設置条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号田布施町議会議員及び田布施町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号田布施町副町長の定数を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号田布施町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号町長等の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号田布施町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号田布施町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決しました。

次に、議案第20号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号田布施町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号田布施町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 2 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 3 号田布施町火入れに関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 2 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 4 号田布施町企業立地促進条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 2 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 5 号町道路線の認定及び廃止についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第 2 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 5. 議案第 2 6 号

日程第 2 6. 議案第 2 7 号

日程第 2 7. 議案第 2 8 号

日程第 2 8. 議案第 2 9 号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第 2 5、議案第 2 6 号副町長の選任についてから、日程第 2 8、議案第 2 9 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、4 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長(東 浩二君) それでは、本日提出いたしました4件の議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第26号は副町長の選任についてでございます。

本案は、堀米大樹さんを本年4月1日をもって副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

同氏は平成23年4月に農林水産省に入省され、現在は北陸農政局河北潟周辺農地防災事業所調査設計課長を務められております。なお、同氏は、本年3月31日をもって国家公務員を退職されます。堀米氏の経歴につきましては、参考資料に掲載しておりますが、非常に農政に精通されておりますことから、田布施町農業支援センターの企画・運営に関する事務や、地域プロジェクトマネージャーとして私が指示する事務に従事していただくこととしております。

これら町政の重要な事務事業を遂行する上で、堀米大樹さんは副町長として必要な人材と考えて御提案するものでございます。

次に、議案第27号は教育長の任命についてでございます。この件は、鳥枝教育長から任期の途中ではございますが、一身上の都合により教育長の職を辞任したい。3年間の任期を全うできず大変申し訳ない気持ちでいっぱいですと。ただし、教育長不在の期間を生じさせることなく人選を行うには、この時期しかないとの思いから、今後のことも考え、ぜひ御理解いただきたいとの強い申入れがありました。

これを受け、私も任命権者としての責任を感じ、熟慮いたしました。本人の意思も固く、その意向を尊重し、辞任を了承することとし、このたび提案したものでございます。

鳥枝教育長におかれましては、令和2年4月から6年間、教育長の要職を務めていただき、豊富な教育行政経験を基に、教育・文化の振興と発展に大いに貢献していただき、その御苦勞に感謝申し上げます。

後任の教育長につきましては、学識面、経験などから、藤田守弘さんを教育長に任命したいと存じます。同氏は、現在60歳で、昭和63年3月にエリザベト音楽大学音楽学部を卒業後、平成2年に宇部市小野中学校教諭として教員生活をスタートされ、平成27年度からは防府市の富海中学校教頭、令和3年度からは宇部市の厚東小学校校長、令和5年度からは田布施西小学校校長として田布施町の教育を支えていただいております。

また、その間、周防大島町の教育委員会社会教育主事、国立三瓶青少年交流の家事業推進室長、田布施町教育委員会学校教育課課長補佐などを歴任されるなど、教育行政の経験も非常に豊富であります。

また、非常に温厚で真面目な方であり、教員のみならず、保護者や子供たちから信頼も厚いところでございます。さらには、広い視野で多角的に物事を捉え、的確に判断できる決断力があり、現在のように動きの早い教育行政に適切に対応できる人物であり、本町の教育長として適任であると判断したものでございます。

そのため、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、前任者の残任期間でございます令和10年9月30日までとなっております。

続きまして、議案第28号と第29号は人権擁護員の推薦に関するものでございます。現在、本町では3名の方が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護委員として活動されております。

まず、議案第28号は、この3名のうち長迫晃氏の任期が令和8年6月30日をもって満了するため、引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護教育法第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

同氏は、中学校教諭として一貫して学校教育に携われ、また、社会教育主事として地域の人々の人権意識向上に努めてこられました。平成29年3月31日、上関中学校退職後、9年間、人権擁護委員として活動してこられ、また、令和7年10月1日から田布施町人権施策推進審議会会長として、田布施町人権施策推進指針の策定にも携わっていただいております。そうしたことから、人権擁護委員にふさわしく、適任と考えるものでございます。

次に、議案第29号は、委員の谷茂子さんが、任期途中ではございましたが、令和7年12月31日をもって退任されたことに伴い、後任として林孝子さんを推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

谷さんは、短期大学を卒業後、KRY山口放送のラジオ番組コメンテーターや山口新聞文化センター講師、日中友好協会における中国語講師など、多分野において活動してこられました。また現在では、これまでの経歴を生かし、障害者や外国人を題材とした人権擁護の講師を行われるなど、意欲的に活動されておられ、人権擁護委員として広く住民の方々の支えになる活躍が期待されております。そうしたことから、人権擁護委員にふさわしく、適任と考えておりますので、御決定をいただきたいと思っております。

任期は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となります。

以上が4件の提案理由であります。詳細は御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、慎重に御審議を賜り、御同意及び適任としての御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

議案第26号、質疑はありませんか。守田議員。

○議員（4番 守田 達也議員） 26号の副町長の選任についての件ですが、当初は、農林省のほうから派遣というふうなイメージでおったんですが、もう退職されたということで、町の職員になられるということで、任期はなしということになるんですか。

○議長（南 一成議員） 森総務課長。

○総務課長（森 清君） 本来なら、地方自治法上、副町長の任期というのは4年なんですけど、このたびは、ちょっと特命的な副町長でもございますので、特に、今、任期は4年とは定めていないのですが、国との協議によって任期は決まってくるものと思っています。短くなるということもあるということでございます。

○議長（南 一成議員） よろしいですか。そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

次に、議案第27号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第28号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

議案第29号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号から議案第29号は、会議規則第39条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第26号副町長の選任について討論を行います。討論はありませんか。高見議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） 副町長の選任、また、教育長の選任についてなんですけれども、その人物について、今回は執行部の発言を信頼して同意したいと思うんですけれども、ただ、今回の人

事は、ほかの28号、29号の人権擁護委員は、提案のときに、氏名、経歴等が明らかにされましたが、今回は、その選任についての氏名、経歴等が、今日、当日に公表ということになりました。事情があるというのを言われましたが、この議会で同意する、承認するというのには、その分、議会も大きな責任を持ちます。2年とか3年とか、町の行政に大きな影響があるわけですから、そういうふうな議会の役割から考えますと、やはり事前に、名前、経歴を公表され、議員がきちんと吟味できる時間が必要であると思います。今後はこういうふうなことがないようにお願いしたいし、また、そういうようなことがどうしても必要である場合は、きちんと納得できるような説明を尽くしていただけたらというふうに思っています。

以上です。

○議長（南 一成議員） そのほか討論。松田議員。

○議員（10番 松田規久夫議員） 議長、休憩を取ってください。

○議長（南 一成議員） 暫時休憩します。

午前10時05分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（南 一成議員） それでは、休憩を閉じまして、また再開いたします。

討論は、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。

次に、議案第26号副町長の選任についてを採決します。本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

これから、議案第27号教育長の任命についてを討論します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号教育長の任命についてを採決します。本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

議案第28号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第28号は同意することに決定しました。

これから、議案第29号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

日程第29. 議員提出議案第1号

○議長（南 一成議員） 日程第29、議員提出議案第1号アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める議決についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。高見英夫議員。

○議員（6番 高見 英夫議員） それでは、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議について、提案理由を説明します。

田布施町議会は、4年前の3月議会で、ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議を全会一致で採択しています。私はその当時、議会だよりを見たとき、町議会が国際問題で決議を上げることに驚きました。このたび、同様の国連憲章、国際法に違反する事態がアメリカ・イスラエルによって引き起こされました。どちらも罪のない子供を含む多くの市民が犠牲になっています。

さらに今回は、石油の輸入を中東に頼っている日本にとっては、より大きな影響があります。町民からは、ガソリン価格をはじめ物価高騰に対する不安の声を聞きます。町民福祉の増進を目的とする本町議会が意思表示をすることが必要です。

また、子供たちも見ています。スポーツの試合で同じ反則をしたのに、もし審判が、あるチームに

は笛を吹き、別のチームを見逃せば、選手は審判に不信感を持ちます。住民も議会を見ている。

この決議案は私が議員提案をしたものですが、そのきっかけは町民の方からの意見です。ぜひ全会一致での皆さんの採択をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議員提出議案第1号は、会議規則39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案第1号アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議についてを討論します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議員提出議案第1号アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議についてを採決します。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議員提出議案第1号は可決することに決定しました。

日程第30. 議員派遣について

○議長（南 一成議員） 次に、日程第30、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、タブレットに掲載のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議員派遣を決定しましたが、後日、日程等の変更がある場合は、変更の決

定については議長に一任されたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に一任されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和8年第2回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前10時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 瀬石 公夫

署名議員 藤田枝里香